

平成 24 年版

環境報告書

豊田市

この報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 23 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。

本書の内容は、豊田市のホームページにも
掲載しています。

目次

第1部 総説

- 特集1 豊田市環境基本計画の概要と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 特集2 環境モデル都市としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
未来の暮らしがここにある。低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」オープン！

第2部 平成23年度の環境の状況と施策

- 第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 第1節 環境学習・環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 第4節 市の環境率先行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 第2節 交通システムの総合的な改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - 第3節 事業者の取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - 第4節 森の保全・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 第3章 豊かな自然環境との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - 第2節 自然と調和できる仕組みの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - 第3節 多様な生態系の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - 第4節 自然のネットワークの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
 - 第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
 - 第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
 - 第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
 - 第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
 - 第4節 廃棄物の適正処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
 - 第2節 大気汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
 - 第3節 水質汚濁の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

第4節	土壌・地下水汚染の防止	107
第5節	騒音・振動、悪臭の防止	109
第6節	有害化学物質による環境リスクの低減	118
第7節	快適な生活環境の確保	126

資料編

別表1	環境マネジメントシステムー環境目標達成状況（平成23年度）	131
別表2	とよたエコアクションプランー環境率先行動リスト（平成23年度）	135
別表3	グリーン調達率（平成23年度）	136
参考資料		
1	環境行政年表（直近5年）	140
2	環境部の業務内容（平成24年度）	142
3	開発に関する法規制等（平成24年3月31日現在）	144
4	環境関連例規	146
5	環境関連資料	148
6	とよたエコアクションプラン（平成24年3月30日改定）	149
7	環境マネジメントシステムに定める環境方針	152

【クローズアップ】

◇ 「里山くらし体験館 すげの里」がオープンしました	8
◇ リサイクルステーションでとよたエコポイントが貯まります	18
◇ グリーン電力証書の販売を始めました（藤岡南中学校太陽光発電）	30
◇ エコ改修校舎が完成しました（土橋小学校）	33
◇ 「植物 根ホリ葉ホリ」放映を開始しました	70
◇ 全国学校・園庭ビオトープコンクール「環境大臣賞」受賞（寿恵野小学校）	75
◇ 全国花のまちづくりコンクール「優秀賞」受賞	127

第 1 部

総 説

特集1 豊田市環境基本計画の概要と進捗状況

1 はじめに

本市では、豊田市環境基本条例（昭和 46 年制定、平成 8 年 9 月全部改正）でめざす「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として、環境基本計画を策定しています。平成 7 年 3 月に策定した後、平成 14 年 3 月の改訂を経て、平成 20 年 12 月に平成 20 年度から 29 年度の計画として 2 回目の改訂をしました。

2 計画の概要

(1) 基本理念

計画の基本理念は、以下のように設定しています。

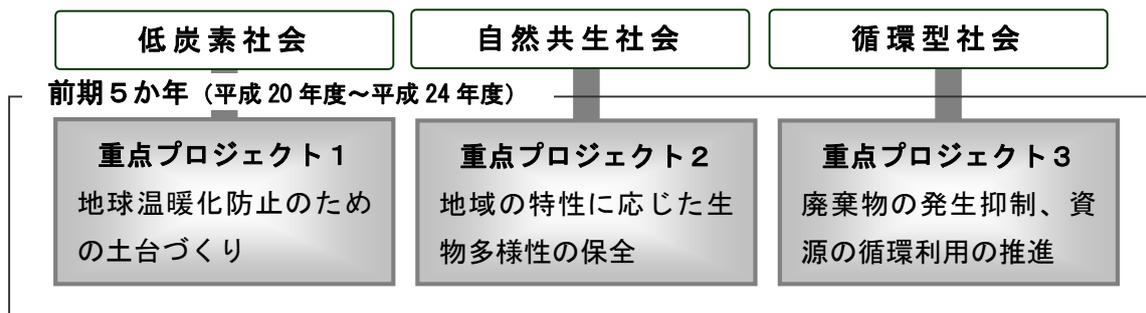
一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします

(2) めざす社会像

基本理念で掲げる「持続可能な社会」の実現に向けて、その環境的側面を踏まえ、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の 3 つをめざす社会像として掲げています。

(3) 重点プロジェクト

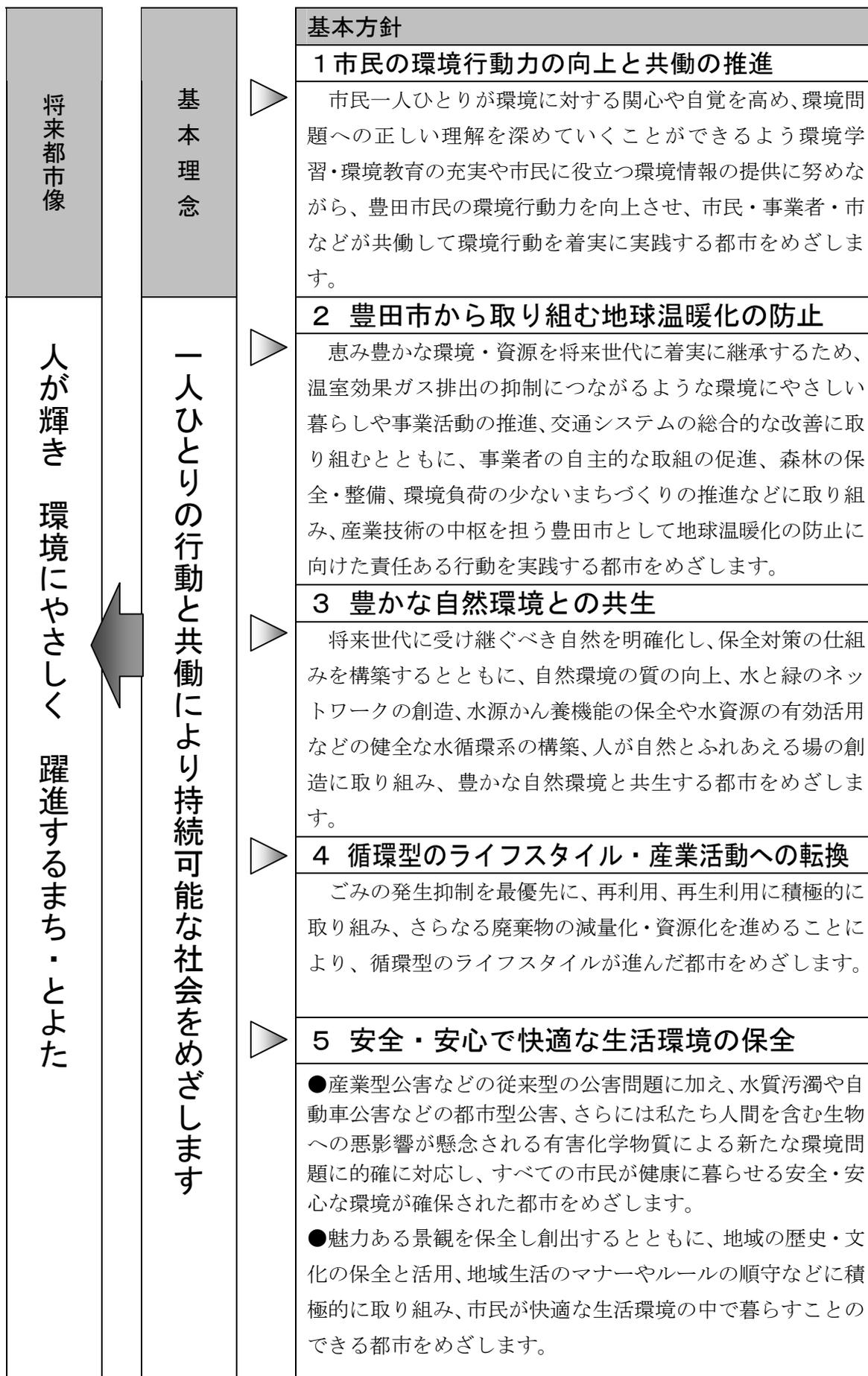
3 つのめざす社会像の実現に向け、特に課題の緊急性・重要性が高く、前期 5 年間（平成 20 年度から平成 24 年度）で優先的に取り上げるべき施策・事業について、重点プロジェクトとして位置付けています。



(4) 基本方針と分野別施策の展開

基本理念に基づき、環境側面から第 7 次豊田市総合計画で掲げた本市の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を具現化していくため、5 つの基本方針を設定しています。この 5 つの基本方針を踏まえて施策を展開しています。

分野別施策の展開図



基本施策		単位施策
基本方針 1	1 環境学習・環境教育の推進	(1) 総合的な環境学習の推進 (2) 家庭、地域、職場等における環境学習の充実 (3) 学校教育における環境教育の充実
	2 環境行動を促す支援や仕組みづくり	(1) 環境行動を促す支援 (2) 環境行動を促す仕組みづくり
	3 市民に役立つ環境情報の収集と提供	(1) 市の環境や環境施策の実施状況に関する情報提供 (2) 環境行動を支援するための情報の収集と提供
	4 市の環境率先行動	(1) 環境マネジメントシステムによる継続的改善 (2) 日常業務における環境負荷の低減
基本方針 2	1 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進	(1) エコライフの推進 (2) 住宅等の省エネルギー化の促進 (3) 新エネルギーの導入促進 (4) フロン類の適正な回収・処理
	2 交通システムの総合的な改善	(1) 公共交通の整備と利用促進 (2) 環境に配慮した自動車使用の促進 (3) 体系的な道路ネットワークの整備 (4) 交通手段の転換 (5) 環境負荷の少ないまちづくりの推進
	3 事業者の取組の促進	(1) 自主的な取組の着実な実施 (2) 中小企業等への支援 (3) 環境マネジメントシステムの取得促進 (4) 身近にできる取組の推進 (5) 地産地食の推進（フードマイレージの低減）
	4 森の保全・整備	(1) 森づくり事業の推進
基本方針 3	1 自然と調和できる仕組みの構築	(1) 保全すべき自然の明確化 (2) 自然環境調査等の充実
	2 多様な生態系の保全	(1) エコトーン及び表土の保全と再生 (2) 生態系の構築に向けた環境の再生 (3) 生物の保護・育成
	3 自然のネットワークの形成	(1) 水系の保全とネットワーク (2) 緑の創出とネットワーク
	4 健全な水循環系の構築と森づくりの推進	(1) 水源かん養域としての森林・農地の保全 (2) 雨水の地下浸透の促進による地下水かん養 (3) 水資源の有効活用
	5 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進	(1) 自然とのふれあい空間の形成 (2) 自然環境保全活動の推進 (3) 自然環境に関わる人づくり
基本方針 4	1 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進	(1) 家庭系廃棄物の減量 (2) 事業系廃棄物の減量
	2 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進	(1) 再使用（リユース）の促進 (2) 再生利用（リサイクル）の促進
	3 廃棄物の適正処理の推進	(1) 一般廃棄物の適正な処理 (2) 産業廃棄物の適正な処理
基本方針 5	1 大気汚染の防止	(1) 工場や事業場の大気汚染防止対策の推進 (2) 自動車排出ガス対策の推進 (3) 大気汚染の監視・調査の実施
	2 水質汚濁の防止	(1) 工場や事業場の排水対策の推進 (2) 生活排水対策の推進 (3) 河川水質の監視・調査の実施
	3 土壌・地下水汚染の防止	(1) 土壌・地下水汚染の未然防止 (2) 土壌・地下水質の監視・調査と浄化対策の推進
	4 騒音・振動、悪臭の防止	(1) 騒音・振動の防止 (2) 悪臭の防止
	5 有害化学物質による環境リスクの低減	(1) 化学物質の適正管理の促進 (2) PCB 廃棄物処理の推進 (3) ダイオキシン類対策の推進
	6 快適な生活環境の確保	(1) 良好な生活環境の形成 (2) 魅力ある景観の保全・創出 (3) 地域の歴史・文化の保存と活用

3 計画の進捗状況

(1) 環境指標の状況

計画における目標達成状況の把握、施策の評価等を推進する手段として、めざす社会像ごとに環境指標及び目標値を設定しています。平成 23 年度におけるこれらの現状値は、次のとおりです。

めざす社会像	環境指標	基準値 ^{※1}	現状値 (平成 23 年度)	基準値 との差	目標値 ^{※2} (平成 24 年度)
低炭素社会	温室効果ガス総排出量	6,878 千トン	7,796 千トン (平成 21 年度)	+918 千トン	6,465 千トン
自然共生社会	【希少種】 メダカの生息生育が確認されたメッシュ数	13/48 メッシュ	31/48 メッシュ	+18 メッシュ	30/48 メッシュ
	【普通種】 ツバメの仲間の生息生育が確認されたメッシュ数	29/48 メッシュ	30/48 メッシュ	+1 メッシュ	35/48 メッシュ
	1 調査地点当たりにおいて対象生物の生息生育が確認された種数 ^{※3} の平均	6/26 種	15/26 種	+9 種	13/26 種
循環型社会	燃やすごみの量	114,420 トン	106,028 トン	▲8,392 トン	93,107 トン
	資源化率	20.1%	23.4%	+3.3%	33%
	埋めるごみの量	23,636 トン	10,480 トン	▲13,156 トン	6,881 トン

※1：基準値は、低炭素社会=平成 2 年度、自然共生社会=平成 20 年度、循環型社会=平成 17 年度の値。

※2：目標値は、計画期間の前期 5 年終了時である平成 24 年度における目標値

※3：外来種を除く希少種・普通種 26 種

(2) 重点プロジェクトの施策・事業の実施状況

重点プロジェクトの施策・事業は、豊田市環境マネジメントシステムを活用して進捗管理しています。平成 23 年度は、35 事業中 25 事業が計画どおりに進行しました。(環境マネジメントシステムにおける環境目標達成状況については、「資料編 別表 1」(131 頁)に掲載しています。)

(3) その他の施策・事業の実施状況

重点プロジェクトに位置付けていないその他の施策・事業等については、第 2 部平成 23 年度の環境の状況と施策としてその取組状況をまとめています。

4 おわりに

計画期間中、本計画に基づき市民一人ひとり・産・学・官の力を集結させ、地球温暖化対策、自然との共生、廃棄物問題を“まちづくり”という視点のなかで捉え、持続可能な社会の構築を推進していきます。

特集2 環境モデル都市としての取組

未来の暮らしがここにある。低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」オープン！

平成 24 年 5 月 18 日、市は、環境モデル都市アクションプランや低炭素社会システム実証プロジェクト、次世代エネルギー・モビリティ創造特区など、活力ある低炭素社会の実現に向けた豊田市の取組を内外へ情報発信する拠点として、低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン（第 1 期）」を都心にオープンしました。

全体計画面積約 1.55ha のうち、南側約 0.7ha を第一期区域として、PR 施設である「パビリオン」をはじめ、スマートハウス、ITS 技術、緑化・舗装技術等を官民連携により整備しました。

エコフルタウンの玄関口であるパビリオンでは、市の取組や最新の環境技術等を、映像を通して学ぶことができます。その中でも、「スマートライフギャラリー」では、スマートハウス内のエネルギーを統合・制御する HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の働きを、模型を使ってわかりやすく紹介しています。また、「スマートシティとよたクルージング」では、CG 映像を使って豊田市がめざすスマートシティを空から眺めることができます。

スマートハウスでは、太陽光発電などの「創エネ」機器をはじめ、LED 照明などの「省エネ」機器、家庭用蓄電池などの「蓄エネ」機器が装備され、それらを HEMS で統合・制御しています。家庭内のエネルギー利用最適化の状況は、HEMS モニターを通してご覧いただけます。

また、エコフルタウン内は、人優先の道路空間をイメージしており、ITS 技術を活用し登録された許可車両のみが進入できるようにシステム化しています。デマンドバスシステムにより、エコフルタウン内にあるバス停からバスを呼び出すと、事前登録された路線バスがエコフルタウン内に進入し、ライジングボラードが下がり通行を許可する仕組みとなっています。また、車線ライティングによりバスを停車位置へ誘導します。また、路線バスの位置情報をバスロケーションシステムで確認することができます。

また、平成 25 年度には地産地消ハウス、水素ステーション及びマルチモービルステーションをオープンするとともに、平成 26 年度には第 2 期区域を含めた施設全面をオープンします。



第 2 部

平成 23 年度の環境の状況と施策

第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進

本市では、市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題を正しく理解し、自分自身の問題として捉え、自発的に環境に配慮した行動を実践する力(=環境行動力)を向上させ、市民・事業者・市などが共働して環境行動を着実に実践する都市をめざしています。

第1節 環境学習・環境教育の推進

施策の基本的方向

市民の環境への関心を高めるとともに、環境問題の正しい知識を深めるため、環境学習・環境教育を推進します。

1 総合的な環境学習の推進

(1) 環境学習施設 eco-T (エコット)

本市の生活系環境学習の拠点として、平成19年6月1日に「環境学習施設 eco-T(エコット)」を渡刈クリーンセンター内に開設しました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

eco-Tは、「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、環境学習プログラムを実施しています。

また、eco-Tは、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの豊田支所及び東海4県のポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置付けられています。

平成23年度は、敷地内旧清掃工場解体に伴い、市内小学校の公共施設見学を除いた施設の利用を中止していたため、交流館など外部施設にて様々な分野の講座や期間展示を開催しました。来館者数7,974名、講座受講者692名、期間展示来場者771名でした。〔環境政策課〕

【環境学習施設 eco-T(エコット) 施設概要】

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日(休日の場合は翌日)、年末年始 (※ただし平成23年度は日曜日休館)
利用料	無料
住所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神39-3 渡刈クリーンセンター内 TEL:0565-26-8058 FAX:0565-26-8068



eco-Tの外観

(2) 自然観察の森

「豊田市自然観察の森」(面積約150ha)は、身近な自然を都市近郊林で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、平成2年4月1日、全国10か所の自然観察の森のうち、8番目に開設しました。

自然観察の森は、中心市街地の東方約 4km の標高 70～140m に位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、自然観察路や観察舎、休憩所、学習広場、展望台、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。

平成 23 年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を開催し、年間で 40,947 人の利用がありました。 [環境政策課]

【自然観察の森 施設概要】

利用時間	【 4 月～9 月】 午前 9 時～午後 5 時 30 分 【10 月～3 月】 午前 9 時～午後 4 時 30 分
休館日	毎週月曜日（休日の場合は開館）、年末年始
利用料	無料
住所	〒471-0014 豊田市東山町 4-1206-1 TEL:0565-88-1310 FAX:0565-88-1311



クローズアップ

「里山暮らし体験館 すげの里」がオープンしました

「里山暮らし体験館 すげの里」は都市と農山村の交流拠点として、平成 23 年 5 月、足助地区の新盛町にオープンしました。すげの里では、農山村地域に伝わる知恵や技術を体験することができる農業体験講座や炭焼きや味噌作りなどの生活体験講座を実施しています。また、自給自足によるかつての里山暮らしを参考に、エコで自然に優しい循環型の暮らしを体験する場として、間伐材等を燃料とする薪ボイラーや薪ストーブ、太陽光発電、



沢水を活用したマイクロ水力発電機などを見学することもできます。 [足助支所]

2 家庭、地域、職場等における環境学習の充実

(1) 環境学習機会の充実

① 燃料電池自動車普及啓発事業

本市では、あいち FCV 普及促進協議会（民間企業と自治体）との連携により、燃料電池自動車の普及啓発活動を行っています。

平成 23 年度は、産業フェスタで燃料電池自動車試乗会を実施し、約 900 人が参加したほか、小中学生向けの燃料電池自動車授業を、希望する小中学校で実施しました。 [産業労政課]

② ライトダウンキャンペーン

環境省では、平成 15 年（2003 年）から地球温暖化防止の普及啓発として、全国のライトアップ施設や各家庭の電気の消灯を呼びかける「CO₂ 削減／ライトダウンキャンペーン」を実施

しています。

平成 23 年度は、6 月 22 日から 8 月 31 日までをキャンペーン期間とし、特に、6 月 22 日（夏至の日）の夜を「夏至ライトダウン」、7 月 7 日（クールアース・デー）の夜を「七夕ライトダウン」と題し、午後 8 時から午後 10 時までの 2 時間、全国のライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消すことが呼びかけられました。

本市では、このキャンペーンの趣旨に賛同して、市役所をはじめ公共施設で消灯を実施したほか、市内のライトアップ施設にも消灯を広く呼びかけました。〔環境政策課〕

平成 23 年度 ライトダウンキャンペーンの参加状況

実施日	キャンペーン名	参加施設
6 月 22 日	（夏至の日）夏至ライトダウン	456 施設
7 月 7 日	（クールアース・デー）七夕ライトダウン	487 施設

③ スターウォッチング

全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）は、星空観察という身近な方法によって、大気ひかりがいの状況や光害のひとつである夜空が明るくなる現象について、多くの人に考えてもらうことを目的として、環境省が昭和 63 年度から全国の地方公共団体、学校、市民グループ等に呼びかけ、年に 2 回（夏期・冬期）星空観察を実施しています。

平成 23 年度、本市では、豊田市スターウォッチング実行委員会（豊田天文クラブ、産業文化センター、旭高原元気村、環境政策課にて構成）が主体となり星空観察を実施したほか、平成 20 年 10 月に開催された第 20 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を契機に組織された「大気見守り隊（星空継続観察校）」も星空観察を実施しました。〔環境政策課〕

平成 23 年度 全国星空継続観察の参加状況

実施団体	夏 期				冬 期				
	月日	延べ人数	観察結果※		月日	延べ人数	観察結果※		
豊田市スターウォッチング実行委員会	実施できず				1/14	12 人	うす曇り	8.6	
大気見守り隊	実施できず				実施できず				
	東広瀬小学校	7/27	70 人	曇り	—	1/26	3 人	晴れ	6.6
	実施できず				実施できず				
	五ヶ丘東小学校	実施できず				1/17	20 人	快晴	8.1
	冷田小学校	8/11	15 人	うす曇り	9.3	実施できず			
	実施できず				実施できず				
	大蔵小学校	8/1	15 人	曇り	—	1/19	18 人	曇り	—
合 計	100 人				53 人				

※観察結果の数値は星の明るさを表す等級の平均値

（2）環境学習活動への支援

① 環境学習指導者育成事業

地域や学校での環境学習活動を支援する指導者を養成するため、環境学習指導者育成講座を開催しています。

平成 23 年度は、新規採用職員向け環境学習講座のほか、交流館のエコ改修にあわせた地域での講座、環境学習施設の eco-T（エコット）や自然観察の森での育成講座などを開催しました。

〔環境政策課〕

平成 23 年度 環境学習指導者育成講座の開催実績

講座名	開催状況等
新規採用職員（教育保育職）研修	開催日 1 回（10/27） 参加者 45 人
展示解説ボランティア育成講座（eco-T 開催）	開催日 6 回（12/8・12/13・12/22・1/19・1/26・2/9） 参加者 9 人（8 人が修了、6 人がボランティア登録）
地域インタープリター育成講座（eco-T 開催）	開催日 8 回（7/29・8/5・8/6・9/2・10/21・10/28・11/18・11/25） 参加者 18 人（14 人が修了）
森の自然案内人養成講座（自然観察の森開催）	開催日 5 回（9/3・9/10・9/23・10/1・10/8） 参加者 8 人（8 人が修了、全員がボランティア登録）
環境学習リーダー養成講座（水・大気編）	開催日 4 回（3/2・3/9・3/15・3/23） 参加者 9 人（8 人が修了、7 人がボランティア登録）

② 環境学習教材の貸出・提供

eco-T（エコット）では、自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できる COD パックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用のグッズなどを各種取り揃え、市内の小中学校、こども園、交流館などに貸出や提供を行っています。

平成 23 年度は、貸出 19 回・提供 7 回（団体・個人）の利用がありました。〔環境政策課〕

③ 環境学習WEBの構築

環境モデル都市として、低炭素化社会の構築、身近な環境問題の気づきを啓発する目的で 4 種類の環境学習 WEB を構築しました。〔環境政策課〕

サイト名	特徴	ドメイン
私たちがごみのゆくえ	小学校の先生向けサイト	toyota-gomi.com
hibico	子育て中の親向けサイト	toyota-hibico.com
エコファミリー登録	Web でエコファミリー登録	toyota-efami.com
とよたエコフルタウン	低炭素社会モデル地区の紹介	toyota-ecofultown.com

3 学校教育における環境教育の充実

(1) 学習内容の充実

① 都市と山間の教育交流事業

平成 17 年度の市町村合併により、本市はさまざまな自然環境や歴史・文化が共存する広域な市となりました。そこで、市内の都市部と山間部の学校間交流を促進し、社会性を育むとともに市域の多様さを学べるよう本事業を実施しています。

平成 23 年度は、36 校、延べ 5,697 人の子どもたちがこの事業に参加しました。合同で学校行事を開催したり、それぞれの町の特色を発表し合ったりする交流を通して、自分の住む地域の“よさ”を再認識し、ふるさと豊田市に愛着と誇りのもてる子どもの育成をめざしています。

〔学校教育課〕

② 清掃工場、不燃物処分場等の見学・学習（小学校 4 年生対象）

小学校 4 年生の社会科「地域の人々の生活にとって必要な廃棄物の処理」の学習を充実させ

るために、渡刈クリーンセンターやグリーン・クリーンふじの丘の見学を実施しています。

[学校教育課]

平成 23 年度 見学学習への参加実績

見学場所	見学した学校 (%)	見学人数
渡刈クリーンセンター	60 校 (80.7%)	3,783 人
グリーン・クリーンふじの丘	19 校 (25.3%)	1,544 人

③ 地域の人的資源を活用した総合的な学習の推進

本市では、国際理解や福祉と並んで「環境」をテーマとして総合的な学習に取り組んでいる小中学校が多くあります。矢作川の水質調査を実施している西広瀬小学校や愛鳥活動を継続している滝脇小学校など、自然環境に恵まれた地域にある学校では、地域の人々の協力を得ながら特色のある活動を展開しています。

また、本市では子どもたちの身近な問題や環境に関する学習をより効果的に進めるために、「チャレンジ&ドリーム校推進事業」などで各学校の特色ある教育活動を支援しています。学校により、実態は異なりますが、平成 23 年度ではほとんどの学校において地域講師を招いた活動が実施されています。その中で環境学習に関する人的活用の内容には、次のようなものが見られました。

[学校教育課]

地域講師を招いた活動内容例

野菜・果物作り、地域の食材を活かした調理やおやつ作り、稲作、生き物飼育学習、地域環境美化活動、花作り、伝統的の日本食作り、水質汚濁調査、竹炭作り、和紙制作、自然環境保全運動

④ 緑のカーテン

平成 23 年度は、平成 20 年度から 3 年間実施した「緑のカーテン設置モデル事業」の成果を踏まえながら、特に地域との共働に焦点をあてて本格的に小中学校で事業を実施しました。

各校へのアンケートにより、夏の教室の暑さ対策や環境教育の教材としての効果と合わせ、地域住民と共働して緑のカーテンを育てることで地域と学校を結び付ける効果もあることが分かりました。また、実施した 18 校中 11 校での共働による管理の様子を PTA 情報交換会や全国緑のカーテンフォーラム等において PR しました。

今後も暑さ対策や地域とのつながりの上での効果に重点をおき、事業を実施していきます。

[教育行政課]

年度別緑のカーテン実施校

実施年度	実施校数
H20	小学校 6 校、中学校 3 校
H21	小学校 6 校、中学校 3 校
H22	小学校 8 校、中学校 2 校
H23	小学校 15 校、中学校 3 校



前山小学校 緑のカーテン

⑤ 校庭および中庭の芝生化

平成 20 年度から夏の暑さ対策及び環境に配慮した学校づくりを目的として市内小中学校において「学校中庭芝生化モデル事業」を実施し、芝生化されたことによる効果を地表温度の測定等により検証しました。結果、暑さ対策や環境教育への一定の効果がみられましたが、一方で芝刈りなどの管理面における課題があることも分かりました。そこで、平成 23 年度は地域との共働による継続的な管理が可能であることを条件に、豊田スタジアムの使用済み芝を活用し衣丘小学校の校庭を芝生化したところ、PTA をはじめとする地域の方々と学校との共働による芝生管理の組織化をすることができ、開かれた学校づくりの推進が図れました。

今後は今までの取組の効果検証を実施しつつ、引き続き共働による継続的な芝生の管理をめざします。〔教育行政課〕

校庭および中庭芝生化実施状況

実施年度	実施校
H20	挙母小、小清水小、高岡中
H22	藤岡南中
H23	衣丘小、稲武小



衣丘小 芝生オープニングイベントの様子

(2) 環境教育への支援

① 水生生物調査

水生生物調査は、川に生息する水生生物の種類や数を調査することで、その河川の水質汚濁状況を知ることができます。活動を通して、川に親しみ、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。

本市では、調査に必要な手引きやグッズの支援を行っています。平成 6 年度から小学校 2 校で開始され、平成 23 年度は、小学校 19 校で 19 河川 33 地点の調査が実施されました。〔環境政策課〕



水生生物調査の様子

平成 23 年度 水生生物調査結果

小学校名	参加人数	調査日	調査地点		判定結果	
			河川名	地点名		
加納小学校	56 人	6/23	籠川	籠側東橋下	I	きれいな水
			加納川	籠川・加納川合流点	III	きたない水
西広瀬小学校	15 人	6/16	飯野川	飯野川水測採水場所	I	きれいな水
中金小学校	12 人	9/12	力石川	中金小学校上流	III	きたない水
上鷹見小学校	21 人	6/21	一ノ瀬川	上鷹見橋上流	I	きれいな水
				上鷹見橋下流	I	きれいな水
			桜田川	上鷹見こども園横	I	きれいな水
市木小学校	88 人	9/7	市木川	前田橋上流	III	きたない水
				前田橋下流	I	きれいな水
				誠橋上流	III	きたない水
				誠橋下流	IV	大変きたない水
幸海小学校	38 人	7/14	白山川	幸海橋付近	II	少しきたない水
				落合橋付近	II	少しきたない水
豊松小学校	9 人	7/6	仁王川	杉ノ木橋下流	II	少しきたない水
九久平小学校	40 人	6/28	滝川	河原橋上流A	I	きれいな水
				河原橋上流B	II	少しきたない水
				河原橋付近	I	きれいな水
追分小学校	15 人	6/15	朝日川	追分交差点付近	II	少しきたない水
大蔵小学校	7 人	7/6	久木川	大蔵橋下	II	少しきたない水
花山小学校	25 人	6/8	郡界川	花山橋付近1	I	きれいな水
				花山橋付近2	I	きれいな水
大畑小学校	13 人	7/6	西広見川	阿賀滝橋下流	III	きたない水
寺部小学校	64 人	6/15	加茂川	東山橋下流	III	きたない水
				藤塚橋上流	IV	大変きたない水
				藤塚橋下流	IV	大変きたない水
				花ヶ崎橋上流	II	少しきたない水
飯野小学校	106 人	6/10	飯野川	藤岡支所前	II	少しきたない水
滝脇小学校	15 人	6/7	滝川	林添町東トウモ	I	きれいな水
冷田小学校	11 人	6/3	巴川	冷田小学校横	II	少しきたない水
稲武小学校	37 人	6/22	名倉川	稲武小学校横1	I	きれいな水
				稲武小学校横2	I	きれいな水
寿恵野小学校	8 人	7/30	家下川	石川橋付近	III	きたない水
本城小学校	15 人	6/15	田代川	鱸城橋付近	I	きれいな水
合計	19 校	595 人	19 河川	33 地点	I	14 地点
					II	9 地点
					III	7 地点
					IV	3 地点

② こどもエコクラブ

次世代を担う子どもたちが環境を大切にする意識を持ち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、環境省は、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、子どもたちの地域の中での主体的な活動を支援しています。



「こどもエコクラブ」は、2人以上の仲間（メンバー）と、活

こどもエコクラブ
キャラクター「エコマル」

動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されます。平成23年度は、全国で3,313クラブが登録・活動しました。

本市では、eco-T（エコット）を事務局としてクラブを支援しています。平成23年度は、小学校を中心に25クラブ724人が登録し、自然観察、水生生物調査、ごみの調査などの活動を行いました。また、2月25日には交流発表会を開催し、クラブ活動を発表しました。
〔環境政策課〕



こどもエコクラブ交流発表会

③ 小学生向け環境学習補助教材

環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境学習補助教材「わたしたちの暮らしと環境」（小学4年生向け）を作成しています。

「ごみ」「地球温暖化問題」「自然環境」のテーマについて学んだり、調べたりして、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。
〔環境政策課〕



小学生向け環境学習補助教材

④ 矢作川の小さな見張り番～西広瀬小学校の水質調査の取組

昭和51年7月3日、西広瀬小学校の児童たちは目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成24年2月4日には連続13,000日を達成し、記念行事も行われました。

この活動は、流域の住民の共感を呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国で紹介されています。平成11年3月22日には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。

〔環境政策課〕



西広瀬小学校水質調査

西広瀬小学校の水質調査 受賞歴

年月	表彰名
平成11年3月	日本水大賞 審査部会特別賞
平成15年7月	「川の日」ワークショップ 準グランプリ
平成18年11月	朝日のびのび教育賞

第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり

施策の基本的方向

市民の環境に配慮した自発的な行動を促すための支援や、仕組みをつくりまします。

1 環境行動を促す支援

環境活動団体への支援

① 魅力と誇りある地域づくり推進事業－“わくわく事業”

わくわく事業は、地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する新しい発想の地域活動支援制度です。「わたしたちの地域は、わたしたちの手でもっと住みよくおもしろく」を合言葉に、地域の皆さんで身近なまちづくり活動に取り組んでいます。

地域会議による公開審査に基づき、市長が補助事業、補助額などを決定し、団体に補助金を交付します。

平成23年度は、全体として274件（参加延べ人数16,242人）の事業が助成を受け、うち環境保全などに関する事業は127件（参加延べ人数7,211人）でした。〔地域支援課〕

② 自治区活動（まちと川を美しくする会）への支援

市内の自治区で組織する「まちと川を美しくする会」主催による環境美化活動が春と秋の年2回市内一斉に行われます。本市では、ごみの回収に必要なごみ袋や土のう袋の提供を行っています。また自治区が集めたごみを市が業者に委託して、収集運搬しています。

平成23年度は、延べ159,024人（春は84,134人、秋は74,890人）が参加し、延べ501自治区（春は261自治区、秋は240自治区）で環境美化活動が実施され、969,620kgのごみを収集運搬しました。〔地域支援課〕

③ 市民活動促進事業

平成23年度から新たに「市民活動促進補助金」制度を設立し、これまでの「はじめての一步」に「活動ステップアップ部門」と「新規事業チャレンジ部門」を加え、活動の発展段階に応じた、より効果的な補助制度としました。市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野に関する事業を行う団体または市民活動を始めようとしている団体を対象に、公開審査会において認められた団体に補助しています。

平成23年度は、補助団体総数20団体、補助金額総額1,794千円であり、うち環境活動関係の団体は2団体、補助金総額は150千円でした。〔地域支援課〕

平成23年度 市民活動促進補助金交付団体（うち環境活動関係団体）

団体名	助成額	活動内容
霧山耕流会 （はじめての一步部門）	100千円 （1年目）	耕作放棄地の放置・荒廃をくい止め、景観を復元し懐かしい山里へ戻すため、復元農地で交流会や農業体験講座を開催し、地域活性化をめざす。
高橋アスパの会 （はじめての一步部門）	50千円 （2年目）	持続可能な地域社会をめざし、生ゴミの減量化資源化に取り組み、堆肥化からはじまる循環型地域づくりの輪を広げる。

2 環境行動を促す仕組みづくり

(1) とよたエコライフ倶楽部の活動

とよたエコライフ倶楽部は、平成 11 年 3 月に発足した「豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」を前身とする市民団体で、平成 16 年 4 月から「とよたエコライフ倶楽部」と改名、組織変更し活動しています。

市民、事業者、行政の連携のもと、環境の保全と創造に向け各々が役割を理解し実践することにより、市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促すとともに、より多くの市民の参加を得て持続可能な循環型社会「環境のまち・とよた」の構築に寄与することを目的としています。

役員会、運営委員会のほか、「省エネ部会（省エネ共和国）」、「ごみ減量部会」、「広報啓発部会」、「エコレンジャー部会」の 4 つの部会で構成しています。

平成 23 年度の主な事業内容は次のとおりでした。

〔環境政策課〕

① 出前講座

エコライフ倶楽部会員が、市民の目線で「地球にやさしい暮らし方」を伝えることを目的として出前講座を行っています。楽しみながらエコライフを実践できるようなメニューを使い、自治区や学校、交流館など様々な場所で実施しています。

平成 23 年度は、40 講座を実施し、2,410 人にエコライフを伝えることができました。



出前講座の様子

② 第 11 回とよたエコライフ賞

エコライフの推進に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、環境にやさしい「地道」「ユニーク」「身近」な取組を募集しました。

平成 23 年度は、60 件の応募があり 23 件の個人・団体・学校・事業者を表彰しました。



③ とよたエコライフ倶楽部全体会の開催

平成 24 年 2 月 25 日、益富交流館において、「平成 23 年度とよたエコライフ倶楽部全体会」を開催しました。全体会は「とよたエコライフ倶楽部事業報告」と「第 11 回とよたエコライフ賞表彰式」を同時に開催しました。



(2) とよたエコポイントを活用した行動転換の促進

市民のエコライフ推進のために、CO₂削減の取組に重点を置いた新たな制度として、デジタル管理が可能な「とよたエコポイント制度」を平成 21 年 6 月 1 日から開始しています。

とよたエコポイント制度は、2005 年愛・地球博で始まった EXPO エコマネーシステムを活用したポイント制度で、電子マネー等の FeliCa（フェリカ）チップの製造番号を利用したデジ

用したポイント制度で、電子マネー等の FeliCa（フェリカ）チップの製造番号を利用したデジタル管理による電子ポイントを発行しています。ポイント発行については幅広い層が対象となることを考慮し、市民に定着した「豊田市共通シール制度」を継承するオリジナルシール「GREEN シール」によるポイントの発行も行っています。発行されたポイントは、名古屋市、日進市、長久手市、瀬戸市等周辺市との相互利用が可能です。

この制度を活かして、市民の消費行動、通勤、環境学習、ボランティア活動など様々な分野での環境配慮行動の促進、市民活動そのものの活性化、異なる活動分野の横断的連携の促進を図ります。

【とよたエコポイント発行メニューの抜粋（平成 23 年度）】

- ・おいでんバス乗車（乗車 1 回につき 1 ポイント）対象：基幹バス全路線
- ・リサイクルステーションへの資源持込み（1 日につき 5 ポイント）
- ・ペットボトル回収機へのペットボトル持込み（1 本につき 0.5 ポイント）
- ・環境学習施設 eco-T や自然観察の森来館、講座受講
（1 日 5 ポイント、受講 1 回につき 5 ポイント）
- ・とよたエコライフ倶楽部出前講座受講（受講 1 回につき 5 ポイント）
- ・店舗での GREEN シール発行（加盟店 11 事業者 30 店舗）

平成 23 年度 とよたエコポイント発行状況

（単位：ポイント）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合計	6,924	13,282	12,427	6,868	5,713	13,233	10,282	164,863	195,005	179,328	220,448	329,490	1,157,863

ポイント発行総数に対する電子ポイントでの発行状況（件は件数、Pはポイント）

発行場所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
eco-T	件	215	336	406	293	186	289	255	239	278	333	438	422	3,690
	P	264	1,352	2,030	1,465	930	1,445	1,275	1,195	1,390	1,665	2,201	2,110	17,322
おいでんバス 52 台	件	4,162	4,051	4,827	4,143	3,828	4,148	6,032	6,570	7,125	7,179	8,691	9,375	70,131
	P	4,162	4,051	4,827	4,143	3,828	4,148	6,032	6,570	7,125	7,179	8,691	9,375	70,131
エコドライブ宣言	件	9	7	6	33	14	19	29	1,547	61	39	22	758	2,544
	P	90	70	60	330	140	190	290	45,530	610	390	220	37,220	85,140
エコライフ倶楽部	件	396	172	695	5	4	314	257	100	109	10	16	49	2,127
	P	1,995	860	4,020	45	20	1,585	1,285	110,385	55,015	50	80	243	175,583
アピタ豊田元町店	件	0	1	1	0	0	0	4	0	0	1	0	2	9
	P	0	25	50	0	0	0	125	0	0	25	0	26	251
イオン高橋店	件	2	3	5	3	3	3	11	7	9	12	5	7	65
	P	50	75	125	75	75	75	275	175	225	300	125	50	1,625
イオン豊田店	件	6	7	5	3	2	4	3	1	8	8	5	1	53
	P	150	175	125	75	50	100	75	25	200	200	125	25	1,325
自然観察の森	件	141	167	230	144	132	111	183	126	244	184	312	256	2,230
	P	213	644	1,190	735	670	570	925	635	1,220	920	1,560	1,280	10,562
リサイクルステーション	件	—	—	—	—	—	—	—	—	15,650	20,998	25,704	33,430	95,152
	P	—	—	—	—	—	—	—	—	78,250	104,990	125,370	167,150	475,760
ペットボトル回収機	件	—	—	—	—	—	—	—	—	9,062	11,966	13,539	17,786	52,353
	P	—	—	—	—	—	—	—	—	45,265	63,609	82,065	112,011	302,950
その他	件	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
	P	0	0	0	0	0	0	0	148	0	0	11	0	159
合計	件	4,931	4,744	6,175	4,624	4,169	4,888	6,774	8,592	32,546	40,730	48,103	62,081	228,357
	P	6,924	7,252	12,427	6,868	5,713	8,113	10,282	164,663	189,300	179,328	220,448	329,490	1,140,808

※リサイクルステーション及びペットボトル回収機は、12月から発行開始。

ポイント発行総数に対する GREEN シールでの発行状況

発行場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
エコライフ 倶楽部発行 (販売)	0	6,030	0	0	0	5,120	0	200	5,705	0	0	0	17,055

クローズアップ

リサイクルステーションでとよたエコポイントが貯まります

平成 23 年 12 月 1 日から、ペットボトルの回収率向上と、とよたエコポイント発行メニューの拡大を進めるため、市内 21 か所のリサイクルステーションでとよたエコポイントの発行を開始しました。リサイクルステーションに資源を持ち込むと、1 日につき 5 ポイント貯まります。また、そのうちの 8 か所にはペットボトル回収機を設置し、ペットボトルを持ち込んだ場合に 1 本につき 0.5 ポイント貯まります。



ペットボトル回収機

〔環境政策課〕

(3) 環境配慮行動を推進する市民組織の形成—とよたエコドライブプロジェクト

平成 22 年 5 月 30 日、民産学官連携のもと「とよたエコドライブプロジェクト実行委員会」を設立し、交通事故削減を主眼としたエコドライブ「とよた 3 S ドライブ」を展開しています。

とよた^{スリーエス}3 S ドライブ

- 1 ゆっくり発進、ゆっくり停止【S l o w (スロー)】
- 2 余裕の車間距離で、加減速の少ない運転【S m a r t (スマート)】
- 3 横断歩道で歩行者を見たら必ず“止まる”【S t o p (ストップ)】



平成 23 年度は、交通安全関係団体や警察等との連携により、とよた 3 S ドライブのうち、目に見える取組として、特に「横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる」の実践及び PR を象徴的に展開しました。

夏及び秋の交通安全市民運動期間においては、信号機のない横断歩道で、ドライバーに対して、歩行者が渡ろうとしている場合の一時停止義務を周知し、停止しないドライバーには警察による指導・取締りを行うキャンペーンを行いました。

なお、平成 24 年度からは豊田市交通安全市民会議を中心に交通安全運動の一環としてとよた 3 S ドライブを展開しています。

〔環境モデル都市推進課〕



交通安全市民運動期間の様子

実行委員会構成団体 26 団体（平成 23 年度末時点）

- 市民団体：NPO 法人とよたエコ人プロジェクト、とよた省エネ共和国
- 地 域：逢妻地区区長会
- 事 業 所：あいち豊田農業協同組合、三栄工業(株)、トヨキンクリーンセンター(株)、トヨタ自動車(株)、豊田信用金庫、(有)花丘商事、プラマック(株)、豊栄交通(株)、名鉄観光バス(株)豊田営業所
- 大型店舗：イオンリテール(株)イオン豊田店、グリーンシティショッピングセンター（イオン高橋店）、トヨタ生活協同組合、豊田まちづくり(株)、ユニー(株)アピタ豊田元町店、
- 学 校 等：学校法人安城学園愛知学泉大学、豊田自動車学校、(株)トヨタ中央自動車学校、公益財団法人豊田都市交通研究所
- 団 体：協同組合豊田市商店街連盟、豊田商工会議所、(社)豊田青年会議所、連合愛知豊田地域協議会
- 行 政：豊田市

(4) 低炭素社会推進基金

低炭素社会実現のため、CO₂ 削減に係る取組の財源として「豊田市低炭素社会推進基金」を平成 22 年 3 月に創設しました。平成 23 年度は、基金を財源とした事業を実施するとともに、事業者等から基金へ寄附をいただきました。

① 基金を財源とした事業の実施

環境省の地域環境保全対策費補助金（中核市・特例市グリーンニューディール基金）を原資として、平成 23 年度は、猿投台交流館及び益富交流館のエコ改修を行いました。（交流館のエコ改修については「第 2 章第 1 節 2（3）③」（28 頁）にも掲載しています。）

② 事業者等からの寄附

平成 23 年度は 5 事業者から基金へ寄附をいただきました。いただいた寄附金については、今後、市民の環境配慮行動に資する取組などに活用していきます。 [環境モデル都市推進課]

寄附をいただいた事業者（平成 23 年度）

ユニー(株)アピタ豊田元町店、(株)ヤマナカ、イオンリテール(株)東海カンパニー、テムズ中日(株)、トヨタ自動車(株)

第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供

施策の基本的方向

市民が環境に配慮した行動をするために必要な情報を収集し、効果的に提供します。

1 市の環境や環境施策の実施状況に関する情報提供

(1) 年次報告書の発行

市内の環境に関して、各種年次報告書を作成し、発行しています。〔環境政策課ほか〕

市が発行する環境関連の年次報告書（平成23年度）

名称	発行年月	内容	担当課
平成23年版 環境報告書	H24.1	平成22年度の市の環境の状況、環境 施策の概要のまとめ	環境政策課
平成23年版 環境調査報告書	H23.9	平成22年度の市の調査、規制の状況、 調査測定、データ、実績報告	環境保全課
平成23年版 清掃事業の概要	H23.12	平成22年度の清掃事業の概要	ごみ減量推進課
平成23年 豊田市下水道年報	H23.8	平成22年度の下水道事業の概要	経営管理課

(2) 大気環境に関する情報の公開

環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」や愛知県のホームページ「あいちの環境」を利用し、最新時刻における市内の二酸化硫黄等の大気汚染調査結果を提供しています。

また、愛知県にて豊田区域で光化学スモッグ予報等が発令したとき、市のホームページで緊急情報として情報提供しています。〔環境保全課〕

2 環境行動を支援するための情報の収集と提供

(1) 環境イベントの情報や環境に関する情報の提供

eco-T（エコット）や自然観察の森のホームページを利用して、環境イベントの情報や環境学習に関する情報を提供しています。また、平成23年度には、低炭素化社会の構築、身近な環境問題の気づきを啓発する目的で、新たに4種類の環境学習WEBを構築しました。（環境学習WEBについては「第1章第1節2（2）③」（10頁）にも掲載しています。）〔環境政策課〕

(2) 環境モデル都市シンポジウムの開催

平成24年1月13日、環境モデル都市シンポジウム「スマートシティで暮らそう～ハイブリッド・シティとよたの実現に向けて～」を名鉄トヨタホテルにて開催しました。市民や市内の事業者、低炭素都市推進協議会の構成団体など、約300名の参加がありました。

シンポジウムは、キャスターで千葉大学教育学部特命教授の木場弘子氏が、「子どもたちの未来のために考えたい エネルギー環境のこと」と題した基調講演をされた後、木場氏、トヨタ自動車㈱役員、豊田市長によるパネルディスカッションが行われ、スマートシティでの暮らしを考える良い機会となりました。

また、会場で使用した電力については、豊田市内で発電された太陽光のグリーン電力*で賄う

など、講演会の開催にあたっては環境に配慮しました。〔環境モデル都市推進課〕

※グリーン電力：太陽光や風力などの自然エネルギーを利用した発電によって生まれた電力のこと。「エネルギーとしての価値」と「環境付加価値」を併せ持つ電力で、環境付加価値の部分だけを取り出して「証書」にした「グリーン電力証書」が販売されており、それを買うことによって、購入者は、自ら使用する電力をグリーン電力とみなすことができる。



パネルディスカッションの様子



基調講演の様子

(3) 低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」の整備

環境モデル都市の将来像のひとつとして、「低炭素社会システムの実社会への導入が進み、市民の低炭素型ライフスタイルが定着しているまち」、そして、「新たな環境製品、産業や雇用が創出される『自動車産業のまち』から『ハイブリッドな産業のまち』への転換」を掲げています。

「とよたエコフルタウン」は、「暮らし」や「交通」に関する先進環境技術・システムを導入した「快適で低炭素なまち」を、市民や事業者に体験していただく場としてモデル的に整備・運営し、「見える化」することで、市民、企業と低炭素社会に対する意識を共有し、共働により低炭素型ライフスタイル発信を促進する拠点とします。

平成 23 年度は、第 1 期分として、パビリオンの建設や I T S 技術の導入、ヒートアイランド対策として緑化・特殊舗装などのインフラ整備、スマートハウスの誘致等を行いました。(特集 2 (5 頁) 参照) 〔環境モデル都市推進課〕

(4) ごみの分け方、出し方に関する情報提供

ごみの分け方、出し方に関して、毎年広報とよた 3 月 15 日号に折り込んで全世帯に配布しています。〔ごみ減量推進課〕

ごみの分け方、出し方に関する市発行物

名称	発行年月	内容	担当課
資源・ごみの分け方、出し方 (2012 年度版ごみカレンダー)	H24.3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの	ごみ減量推進課
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	H24.3	ごみの分別の方法や資源リサイクル等をわかりやすく解説	ごみ減量推進課

(5) 家庭で使わなくなった物に関する情報の提供

家庭で使わなくなった物に関する情報提供を定期的に行い、必要とする人が再使用できる仕組みを継続して実施しています。(「第 4 章第 3 節 1」(84 頁) 参照) 〔消費生活センター〕

(6) 交通情報の提供

基幹バスの利用支援として、バスロケーションシステムを導入し、バスの位置情報などを利用者に提供しています。また、豊田市 ITS 情報センター「みちなびとよた」から、経路案内や公共交通情報、駐車場満空情報などを提供するとともに、歩行者移動支援情報の提供によって、交通における環境負荷の低減を図っています。 [交通政策課]

(7) 事業者向けの環境に関する情報の提供

事業者支援 Web サイト「とよた産業ナビ」において、環境に関する事業者向けの助成制度や相談などの支援情報を提供しています。 [産業労政課]

第4節 市の環境率先行動

施策の基本的方向

市自らが環境に配慮することにより、市民の環境に配慮した行動を促進します。

1 環境マネジメントシステムによる継続的改善

市役所本庁舎は、平成12年11月に環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、継続的に環境保全及び環境改善を進めています。

平成23年度は、5つの環境目的に対し33項目の環境目標を設定し、そのうち28項目が達成、5項目が達成できませんでした。（詳細を、「資料編 別表1」（131頁）に掲載しています。）

〔環境政策課〕

2 日常業務における環境負荷の低減

(1) とよたエコアクションプラン（豊田市環境率先行動計画兼地球温暖化防止実行計画）

とよたエコアクションプランは、市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画です。本市職員が日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減し、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的としています。平成11年11月に策定し、平成13年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を併せ持つ計画として位置付けました。また、平成22年度からは「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき全ての公共施設においてエネルギーの使用の合理化が求められたため、この規定に合致した計画へと平成24年3月に改定（平成24年4月1日施行）しました。

この計画では、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量に関する目標を定めています。計画の目的の達成に向けて省資源、省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の使用促進、廃棄物の減量とリサイクルの推進、車両の適正使用及びエコカー化の導入促進、公共工事、施設の維持・管理における環境配慮に取り組みます。（全文を、「資料編 参考資料6」（149頁）に掲載しています。）

〔環境政策課〕

(2) 公共工事における環境配慮指針

① 環境配慮指針の目的

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施しています。

② 環境配慮指針取組実績

平成12年4月以降の市発注工事において、分類毎に目標数値を掲げ推進してきました。平成23年度は5工種13分類、553件の工事で確認したところ、13分類すべてにおいて目標数値を上回ることができました。

分類別配慮項目数・配慮率実績

工種	分類	件数	○の総数	×の総数	H23年度実績	H23年度目標値
道路	道路-1	55	400	97	81.7%	65%
	道路-2	53	339	90	81.5%	60%
	道路-3	54	270	75	80.2%	60%
	土木施設	26	150	22	90.2%	75%
河川・排水路	河川-1	12	88	13	88.3%	75%
	河川-2	27	175	43	81.7%	70%
水道・下水道	上水道	117	673	261	72.0%	55%
	下水道-1	38	205	77	72.7%	65%
	下水道-2	4	26	8	76.4%	60%
面整備	面整備	31	221	28	89.8%	75%
建築	建築	68	253	8	99.1%	75%
	設備	33	126	7	97.5%	75%
	その他	11	25	1	97.7%	70%
工事全体		529	2,951	730	85.3%	67.7%

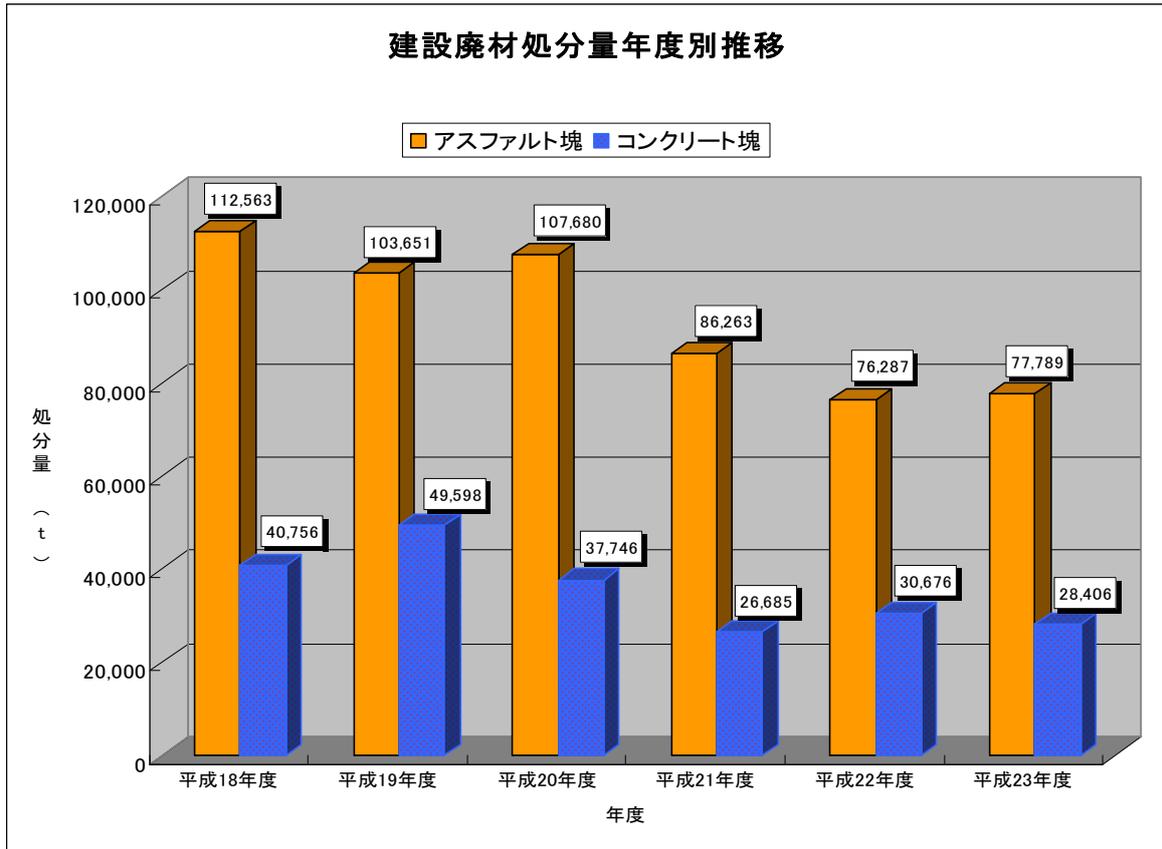
主な配慮事項は次のとおりです。

公共工事における主な配慮事項

配慮事項	具体的取組	件数
緑化の推進	工事に伴って生じる裸地等へは積極的に緑化をするよう努める	38件
省資源・省エネルギー対策	維持管理の容易な構造となるよう努める	73件
環境負荷の少ない製品の使用推進	間伐材の活用を推進する	181件
	その他の廃棄物(廃プラ、木くず、汚泥など) 利用品の使用を推進する。	107件
建設副産物対策	土地の掘削を伴う工事については、掘削土量の削減及び現場内利用を推進する。	176件
	その他の建設副産物(鉄くず、伐採木など) の有効利用に努める。	106件
その他配慮事項	渡刈クリーンセンターの溶融スラグ入りアスファルト合材を使用する	186件

③ 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成23年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は106,195tで、再利用率は100%でした。



〔技術管理課〕

(3) グリーン購入の実践

国による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、「豊田市グリーン調達方針」を作成しています。

平成23年度は、183の特定調達品目についてグリーン調達率の目標値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。（特定調達品目ごとの実績を、「資料編 別表3」（136頁）に掲載しています。）

〔契約課、環境政策課〕

第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止

本市では、恵み豊かな環境・資源を将来世代に確実に継承するため、温室効果ガス排出の抑制につながるような、環境にやさしい暮らしや事業活動の推進、交通システムの総合的な改善に取り組むとともに、事業者の自主的な取組の促進、森林の保全・整備、環境負荷の少ないまちづくりの推進などに取り組む、産業技術の中核を担う豊田市として、地球温暖化の防止に向けた責任ある行動を実践する都市をめざしています。

第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

施策の基本的方向

低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進し定着を図ることにより、民生部門の二酸化炭素排出量を削減します。

1 エコライフの推進

(1) とよたエコポイント制度

本市では、市民のエコライフ推進のために、2005年愛・地球博で始まったEXPOエコマネーシステムを活用した「とよたエコポイント制度」を平成21年6月1日に開始しました。CO₂削減の取組に重点を置き、市民の消費行動、通勤、環境学習、ボランティア活動など様々な分野での環境配慮行動を促進し、異なる活動分野の横断的連携の促進を図っています。(詳細を、「第1章第2節2(2)」(16頁)に掲載しています。) [環境政策課]

(2) エコファミリー推進事業

① エコファミリー宣言制度の実施

平成21年度から、地球温暖化防止に取り組む家族「エコファミリー」の募集を開始しました。これは、太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの新たな環境技術を取り入れたり、日頃の環境配慮行動に取り組んだりする家族に「エコファミリー宣言」をしてもらい、市が認定するものです。全国的な傾向と同様に増加の一途にある民生家庭部門からのCO₂排出量の削減を促進するため、「1人年間365kg」のCO₂削減をめざし、家族そろって楽しみながらエコライフに取り組む家族を市内全世帯へと広げる事をねらいとしています。

平成23年度末現在で、エコファミリー認定世帯は24,441世帯です。



② 省エネナビの活用によるCO₂の見える化の促進

省エネナビとは、家庭の電気使用量や電気料金相当額をリアルタイムで表示し、電気使用量が設定した省エネ目標を超えると自動的にお知らせする機能を備えた機器です。これを活用することで、使用者自身が電気使用量の実態に気づくことで、省エネ行動を実践するきっかけにすることができます。



省エネナビ

平成 21 年度から環境学習施設 eco-T（エコット）に 50 台の省エネナビを配置し、希望者への貸出を実施しています。平成 23 年度の貸出件数は、10 件でした。



③ CO₂削減行動リストの発行

平成 23 年 3 月に作成した、CO₂削減行動などをまとめた「CO₂削減行動リスト」を環境政策課や eco-T、ホームページ等で配布しました。

CO₂削減行動リスト

[環境政策課]

2 住宅等の省エネルギー化の促進

(1) 家庭用燃料電池システムの普及促進

家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置に対する補助制度を平成 22 年 4 月から行っています。エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的としています。

平成 23 年度の補助件数は 81 件、補助合計額は 10,381 千円でした。これによる CO₂ の削減量^{*}は 121.5t-CO₂/年と算定しており、これは約 25 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量に相当します。※CO₂削減量：東邦ガス資料より 1.5t-CO₂/年

※世帯当たり CO₂ 排出量：温室効果ガスインベントリオフィスより 4,758kg-CO₂/年 [環境政策課]

家庭用燃料電池システム設置に対する補助実績

年度	H22 年度	H23 年度	累計
補助件数（件）	21	81	102
補助合計額（千円）	3,089	10,381	13,470

【平成 23 年度家庭用燃料電池システム設置に対する補助の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に燃料電池システムを設置する方
- ・補助額：設置に要する費用の 5%（上限 15 万円）

(2) 自治区向け LED 防犯灯補助

夜間の公衆用道路等における犯罪防止を図るため、自治区が設置する防犯灯について、一定額を助成しています。平成 21 年度からは、LED 防犯灯の新設、移設、更新に対し、助成を行っています。LED 防犯灯の設置を促進することで CO₂ を削減し、地球温暖化防止に寄与することが期待されています。

平成 23 年度の補助灯数・補助額合計は、新設 385 灯 13,120 千円、移設 8 灯 240 千円、更新 349 灯 11,607 千円でした。

[地域支援課]

(3) 公共施設の省エネルギー化の促進

① 公共建築物の延命化

公共建築物の改修、修繕等を計画的に実施することにより、近年の公共施設平均使用年数約 27 年を、一律 57 年以上に延命化する取組を平成 20 年度から開始しています。平成 23 年度は、29 施設において延命措置修繕工事を実施しました。

[建築住宅課]

② 電力デマンド監視システムの導入による省エネルギーの推進

東日本大震災による影響から、全国的に電力不足の不安が生じたため節電の必要性が高まっています。特に需要が集中するピーク時の節電が重要なため、市役所はピーク時の節電に率先して取り組むとともに、市民や企業への啓発を推進しています。平成 23 年度は、効果的に節電に取り組むために、電力の使用状況を見える化できる「電力デマンド監視システム」を 6 つの公共施設に試験導入しました。その結果、電力使用量のピークカットに効果があることが実証されたため、平成 24 年度には多くの施設に導入することを計画しています。〔環境政策課〕

③ 交流館エコ改修事業（猿投台交流館・益富交流館）

地域の身近な施設である交流館の屋根防水などの改修工事に合わせて、様々な環境配慮技術を導入した「エコ改修」を行いました。エコ改修では、太陽光発電システムの設置や LED 照明・高効率蛍光灯の導入、窓の二重ガラス化、遮熱シートや遮熱性塗料の施工といった環境配慮技術と消費電力を見える化するスマートメーターを導入しました。また、改修に合わせて環境啓発講座を行い、地域にエコライフを広げる人材の育成にも取り組みました。

〔生涯学習課、環境政策課〕

（４）学校の省エネルギー化の促進

① 環境を配慮した学校施設づくり推進事業

平成 20 年度から校舎の夏季の暑さ対策として、校舎屋上の防水改修の際に、遮熱塗料の塗布や断熱材の施工を進めています。平成 23 年度は、改修工事を小学校で 4 件、中学校で 2 件施工しました。〔教育行政課〕

② 環境配慮型公共施設の改修（エコスクール整備促進（土橋小学校））

土橋小学校は、平成 20 年に環境省補助事業である「学校エコ改修と環境教育事業」のモデル校に指定されました。この事業では、地域の一番身近な施設である学校を、環境に配慮した技術を用いて改修し、そのプロセスを通じて環境配慮のライフスタイルの教育を行います。

平成 23 年度は、「施工ワークショップ」「土橋小でエコ探し」を各 2 回実施しました。5・6 年生児童が参加した施工ワークショップでは日常生活で身近なトイレを題材に、設計提案、学年ごとに環境学習で学んだイメージ画をモザイクタイルとしてトイレの壁面に貼付けました。また、「環境教育研究会※」が 4 回実施され、研究会を通じて、学年ごとに平成 24 年度の環境教育プログラムの年間指導計画を策定しました。エコ改修工事は、平成 24 年 2 月末に完成しました。〔教育行政課〕



施工ワークショップの様子

※ 環境教育研究会とは、土橋小学校エコ改修事業を契機として結成した、同校の教職員が参加する環境教育プログラムの検討組織。アドバイザー：東海大学人間環境学科特任教授の小澤氏ほか

3 新エネルギーの導入促進

(1) 公共施設への自然エネルギーの率先導入

① 公共施設への自然エネルギーの導入状況

自然エネルギーは、CO₂などの温室効果ガスを排出しない、クリーンなエネルギーです。地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

本市では、自然エネルギーを公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、自然エネルギーの一般家庭への普及を図っています。

平成23年度末における公共施設への自然エネルギーの導入状況は以下のとおりです。

〔環境政策課〕

公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	総出力 (kW)	CO ₂ 削減効果 (t/年)
H12. 2	西部コミュニティセンター	10.0	6.08
H13. 7	豊田スタジアム	40.0	24.31
H14. 1	竜神交流館	10.0	6.08
H14. 3	美山幼稚園 (H1 民間移管)	10.0	6.08
H14.12	運動公園体育館	10.0	6.08
H16. 3	伊保小学校	10.0	6.08
H16.12	鞍ヶ池公園	3.0	1.82
H17. 3	岩倉小学校	10.0	6.08
H17.11	朝日丘交流館	10.0	6.08
H17.11	美里交流館	10.0	6.08
H18. 3	挙母小学校	10.0	6.08
H18. 4	グリーン・クリーンふじの丘	30.0	18.23
H18.11	前山小学校	10.0	6.08
H18.12	eco-T(エコット)	8.0	4.86
H19. 4	西部体育館	20.0	12.15
H19. 9	井上公園水泳場	10.0	6.08
H20. 1	美山小学校	10.0	6.08
H22. 3	緑のリサイクルセンター	4.8	2.92
H22. 3	自然観察の森ネイチャーセンター	4.8	2.92
H22. 3	上水運用センター	4.0	2.43
H22. 3	PHV 太陽光充電施設(11か所21基)	各 1.9	24.25
H22. 8	高岡中学校	20.0	12.15
H22. 8	上郷中学校	20.0	12.15
H22. 8	末野原中学校	20.0	12.15
H22. 8	猿投中学校	20.0	12.15
H22. 8	小原中学校	20.0	12.15
H22.12	藤岡南中学校	70.0	42.54
H23. 1	豊田市武道館・サブホール	40.0	24.31
H23. 2	大沼小学校	30.0	18.23
H23. 3	豊田市福祉センター	25.0	15.19
H24.3	土橋小学校	10.0	6.08
H24.3	猿投台交流館	9.2	5.59
H24.3	益富交流館	10.3	6.26



藤岡南中学校の太陽光発電

【CO₂削減効果（削減量）の算定方法】

(総出力) × (年間予想発電量) × (二酸化炭素排出係数) ÷ 1,000 [単位: t-CO₂/年]

■使用データ

項目	数値	根拠
年間予想発電量	1,095kWh/年/kW*	太陽光発電システム手引書 (一般社団法人太陽光発電協会)
二酸化炭素排出係数	0.555kg-CO ₂ /kWh	地球温暖化対策推進法施行令

*太陽光発電システム手引書「各地の年間予想発電量と年平均日射量」から、「名古屋」のデータを使用。

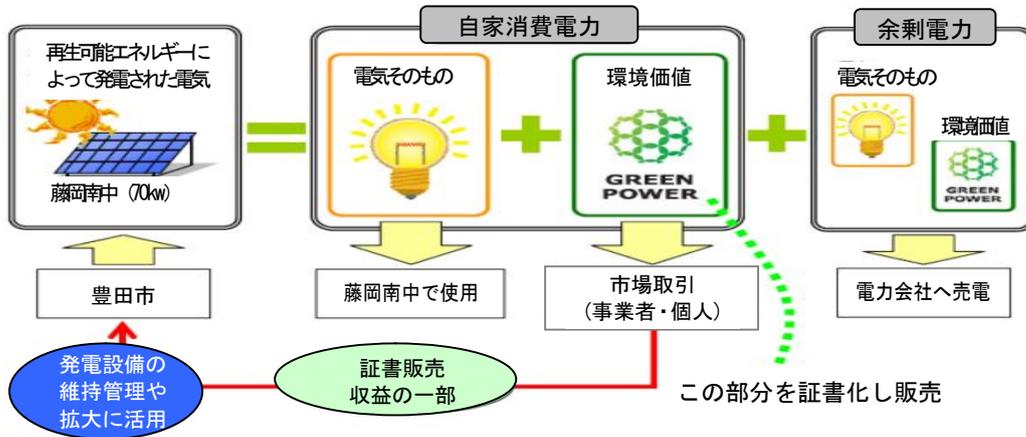
クローズアップ

グリーン電力証書の販売を始めました（藤岡南中学校太陽光発電）

本市では、平成 23 年 8 月から藤岡南中学校の太陽光発電システム（総出力 70kW）の発電に伴い発生する「環境価値」を「グリーン電力証書」とし販売する制度を試験的に開始しました。

グリーン電力とは、太陽光や風力などの環境負荷の小さい再生可能エネルギーを使って発電した電力のことです。グリーン電力は、「電気そのものの価値」のほかに、CO₂の排出削減や化石燃料の節減といった環境面の付加価値を持つ電力です。これを「環境価値」と呼んでいます。グリーン電力が持つ環境価値を取引するために、電力と切り離して証書化したものを「グリーン電力証書」と呼びます。グリーン電力証書を購入した方は、再生可能エネルギーで発電したグリーン電力を使用したとみなすことができるようになります。

この販売収益を、当該発電システムの設置費用に充填しています。 [環境政策課]



平成 23 年度 グリーン電力証書販売実績（藤岡南中学校太陽光発電）

販売先	契約電力量	用途
(株)名古屋グランパスエイト	4,000kwh	ヴァンフォーレ甲府戦で使用する電力の一部オフセット
(株)小野組	1,000kwh	事務所で使用する年間消費電力量の一部オフセット
イルミネーションストーリー実行委員会	1,500kwh	イベント時のイルミネーション装飾と関連イベントにおける電力の全量オフセット

公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
S54	養護老人ホーム若草	ソーラーシステム
H 6. 4	豊田養護学校	太陽熱温水器
H 8. 4	消防署藤岡小原分署	太陽熱温水器
H19.11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム

公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	施設名	規模
H11. 1	東広瀬小学校	0.25kW×1基
H17. 3	岩倉小学校	0.45kW×1基
H17. 3	鞍ヶ池公園	0.03kW×2基
H18.12	eco-T(エコット)	0.45kW×3基
		0.34kW×1基
		0.76kW×1基
		0.03kW×1基
H21. 6	上水運用センター	1.06kW×1基
H22. 3	緑のリサイクルセンター	1.00kW×3基
H24.3	土橋小学校	4.00kW×1基



eco-T の風力発電設備

② 公共施設への自然エネルギーの導入計画

現在建設中の公共施設で、自然エネルギーの導入を計画している施設は以下のとおりです。

設置予定年度	公共施設名	導入設備	規模 (kW)	所管課
H24	(仮) 中央保健センター	太陽光発電システム	20	管財課
H24	南消防署高岡出張所	太陽光発電システム	未定	(消) 庶務課
H24	野見小学校	太陽光発電システム	20	教育行政課

(2) 面ノ木風力発電所－風力発電施設の導入

稲武町地内の面ノ木風力発電所は、クリーンで枯渇しない風力エネルギーを利用しています。平成 17 年 2 月から運転を開始しました。

平成 23 年度 (平成 23 年 3 月～平成 24 年 2 月) においては、2,483,064kWh を売電しました。これは、市内の一般家庭約 524 世帯が 1 年間に使用する電力量に相当します。また、これによる CO₂ の削減量は 1378.1t-CO₂ です。 [稲武支所]

面ノ木風力発電所の設備概要

定格出力	1,800kW (600kW×3基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m (羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2.5m/秒
定格出力風速	12.5m/秒
風車機種	ドイツ・エネルギー社製
H23 売電量	2,483,064kWh



面ノ木風力発電所

第2章 第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

(3) 渡刈クリーンセンターにおけるごみの焼却熱による発電

渡刈クリーンセンターでは、ごみの焼却熱を最大 6,800kW の発電設備によって電力に変え、隣接する環境学習施設 eco-T（エコット）などの使用電力を賄うとともに、余剰電力を売電しています。平成 23 年度における発電量は 41,845,480kWh で、これは CO₂ 削減量 23,224t-CO₂ に相当します。また、このうち 19,374,908kWh は電力会社に売電しました。〔清掃施設課〕

渡刈クリーンセンター発電施設 設置状況

設置年月	施設名	発電出力 (kW)	H23 発電量	H23 売電量
H19. 4	渡刈クリーンセンター	6,800	41,845,480kWh	19,374,908kWh

(4) 廃食用油バイオディーゼル燃料化事業

ごみ減量による環境保全活動の一環として、市民と行政の共働により廃食用油（使用済み天ぷら油）をリサイクルステーションで回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）としてごみ収集車両 1 台に活用しています。平成 23 年度実績は次表のとおりです。今後も、CO₂ 排出量の削減に向けて家庭から排出される廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として活用する「廃食用油バイオディーゼル燃料化事業」の取組を進めていきます。〔ごみ減量推進課、清掃業務課〕

平成 23 年度廃食用油回収及びバイオディーゼル燃料使用実績

リサイクルステーション (5 か所)	イオン豊田店、メグリア本店、アピタ豊田元町店、渡刈町、高町
廃食用油回収量	9,570 ℓ
精製した BDF 燃料	8,613 ℓ
回収上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ BDF に不適な天かすやラードの混ざった廃食用油が出される ・ 廃食用油ではない酢やドレッシングが出される
BDF 使用上の課題  (BDF を使用したごみ収集車)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料に BDF を使用することで、車のメーカー保証がなくなる ・ 燃料噴射装置等の故障が予想されており、燃料フィルターの早期交換等点検体制の充実が必要となる ・ 軽油との混合使用が軽油引取税の関係でできないため、常に一定量の BDF を保管管理しなければならない ・ 排気ガスが天ぷら油のような臭いがするため、住宅密集地での収集に気配りが必要となる ・ 軽油と比較し登り坂や重量が多い時は力が落ちる

(5) 太陽光発電システムの導入支援（住宅用）

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を平成 12 年 4 月から行っています。平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的に補助を行いました。

平成 23 年度の補助件数は 1,322 件、補助額合計は 145,607 千円、設置された太陽光発電システムの総出力は 5,822.51kW でした。これによる CO₂ の削減量は 3538.5t - CO₂/年と算定しており、これは約 744 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量に相当します。〔環境政策課〕

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実績

年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
補助件数 (件)	90	132	248	288	256	357	396
補助額合計 (千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	115,626
総出力 (kW)	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77	1,282.55	1,444.88

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	累計
補助件数 (件)	318	613	871	1,083	1,322	5,974
補助額合計 (千円)	89,891	178,624	166,585	116,305	145,607	1,238,230
総出力 (kW)	1,081.95	2,204.25	3,351.13	4,444.86	5,822.51	23,271.65

【平成 23 年度住宅用太陽光発電システム設置に対する補助の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方
- ・補助額： 1kW あたり 3 万円（上限 12 万円）

クローズアップ

エコ改修校舎が完成しました（土橋小学校）

環境省「学校エコ改修と環境教育事業」のモデル校である土橋小学校において、平成 24 年 2 月末にエコ改修校舎が完成しました。

土橋小学校エコ改修では「環境学習型エコスクール」をめざし、環境教育研究会で児童の成長過程に合わせ、改修校舎を教材として活用した「環境教育プログラム」の検討・試行を進めてきました。今後この環境教育プログラムの実践を通じて、“自然環境に親しみ・学び・行動できる子ども”を育てていきます。 [教育行政課]



第2節 交通システムの総合的な改善

施策の基本的方向

環境にやさしい自動車利用を推進するとともに、公共交通など自動車以外の交通手段への転換を図りながら、低炭素型の都市構造を形成し、運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 公共交通の整備と利用促進

(1) 公共交通ネットワークの構築

① 鉄道高架化事業の推進（三河八橋駅付近、若林駅付近）

鉄道による地区分断や踏切を起因とする交通渋滞・事故等を解消することにより、一体的な市街地を形成して安全で快適な住環境を創出するため、鉄道高架化を推進します。また、鉄道の利便性を向上させ、都市構造の基軸となる公共交通ネットワークの強化を図っていきます。

名鉄三河線三河八橋駅付近では平成21年度に鉄道高架が完成しました。また名鉄三河線若林駅付近では連続立体交差事業としての都市計画決定に向けて、現在、鉄道高架化に向けた関係機関との調整を行っており、計画策定に向けた取組を進めています。〔都市計画課、街路課〕

② 鉄道複線化事業の推進（名鉄三河線）

名鉄三河線は交通まちづくりを展開する重要な軸として位置付けており、鉄道事業者による平面複線化を促進するため、鉄道事業者への支援や関連する駅周辺整備を推進します。

名鉄三河線の複線化によって鉄道機能の強化や利便性の向上が図られることで、名古屋圏との連携強化や中核都市にふさわしい公共交通サービスが確保され、持続可能な都市をめざします。〔都市計画課、交通政策課〕

③ 乗合バス路線維持対策費補助事業

乗合バス路線の維持存続、乗合バス路線の延伸・増便に要する経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進を図っています。〔交通政策課〕

平成23年度 乗合バス路線維持対策費補助対象路線一覧

事業者名	系統名	起点～終点	補助開始年月	運行期間	補助額(千円)	年間利用者数(人)
名鉄バス(株)	豊田西市内線	豊田市～聖心寮	H17.10	H22.10～H23.9	2,993	20,349
	岡崎市内線	福岡町～大樹寺～三河上郷駅		H22.10～H23.9	3,495	9,827
	豊田・渋谷線	豊田市～渋谷町1～東山町5	H18.11	H22.10～H23.9	12,263	141,369
	矢並線(増便)	豊田市～矢並公民館前～足助	H19.6	H22.10～H23.9	24,363	57,405
	大沼線(北高)	東岡崎～岡崎北高前～大沼	H20.4	H22.10～H23.9	5,171	66,700
	大沼線(大樹寺)	東岡崎～大樹寺～大沼		H22.10～H23.9	1,442	18,611

④ 基幹バス推進事業

公共交通基本計画に基づき、利便性の高い公共交通ネットワークを確保するため、人の動きに応じた基幹バス路線の構築及び維持管理を行っています。 [交通政策課]

平成 23 年度 基幹バス運行費負担金一覧（運行期間：H23. 4～H24. 3）

バス路線		運行経費 (千円)	収入等 (千円)	市実負担額 (千円)	年間利用者数 (人)
とよた おいでん バス	旭・豊田線	79,206	54,348	24,858	69,493
	保見・豊田線	72,105	45,239	26,866	310,602
	小原・豊田線	90,093	62,519	27,574	165,164
	藤岡・豊田線 (西中山経由)	40,949	24,445	16,504	109,396
	藤岡・豊田線 (加納経由)	39,709	22,487	17,222	93,830
	下山・豊田線	56,846	46,548	10,298	140,392
	稲武・足助線	58,776	20,833	37,943	56,346
	中心市街地 玄関口バス	13,326	6,288	7,038	70,179
	さなげ・足助線	107,823	60,025	47,798	179,265
	旭・足助線	20,286	4,917	15,369	21,867
	川口・飯野線	11,969	627	11,342	6,521
	豊田東環状線	190,536	73,869	116,667	395,822
	土橋・トヨタ記念 病院線	80,582	20,903	59,679	167,539
	上郷・若林線	10,196	809	9,387	4,460

⑤ 地域バス運行支援事業

日常生活に必要な地域内の交通サービスを継続的に提供し、市民が安全に安心して使える生活交通を確保していきます。 [交通政策課]

平成 23 年度 地域バス運行費負担金一覧（運行期間：H23. 4～H24. 3）

路線	系統名	運行経費 (千円)	収入等 (千円)	市実負担額 (千円)	年間利用者数 (人)
保見地域バス		3,465	154	3,311	1,598
水源東バス		3,424	89	3,335	881
高岡ふれあいバス	路線①	74,943	27,114	47,829	149,071
	路線②				
松平ともえ号	日明ジュリンナ線	10,093	667	9,426	13,399
	松平東照宮そだめ線				
	滝脇 A コープ線				
	長沢滝脇小学校線				

	大楠下屋敷線				
	加茂川王滝松平コミセン線				
つくばねバス		4,537	168	4,369	1,618
鞍ヶ池バス					
福祉バス	ささゆりコース	3,784	172	3,612	1,390
	石野交流館コース				
	高嶺交流コース	4,767	192	4,575	2,020
	若園コース				
ふじバス	三箇線	35,685	3,696	31,989	24,484
	西市野々線				
しもやまバス	阿蔵大沼線	20,601 ※スクールバス 分を含む	577	20,024 ※スクールバス 分を含む	5,261
	大沼花山線				
	田平沢線				
	阿蔵野原線				
どんぐりバス	和合三巴線				
	根羽線	39,989	5,107	34,882	12,287
	押山線				
その他（デマンド等）					
おぼら桜バス		17,742	730	17,012	5,870

⑥ 交通結節点整備事業・公共交通利用促進事業

公共交通をより多くの方がより便利に使えるよう、乗継がしやすく、快適な待合空間を整備していきます。

平成23年度には、社会実験として平日昼間割引回数券の販売など、利用促進事業を実施しました。 [交通政策課]



バス停上屋（豊田スタジアム東）



基幹バス（おいでんバス）

2 環境に配慮した自動車使用の促進

(1) エコカーの購入支援制度

① エコカーの購入支援制度（市民向け）

市民のエコカー購入に対する補助制度を全国自治体に先がけて平成10年4月から行っていま

す。平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的に次世代自動車の購入に対する補助を行っています。

平成 23 年度の補助件数は 3,349 件、補助合計額は 327,493 千円でした。これによる CO₂ の削減量は 6243.5t-CO₂/年と算定しており、約 1,312 世帯が 1 年間に排出する CO₂ に相当します。

[環境政策課]

エコカー購入に対する補助（市民向け）実績

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
補助件数（台）	187	89	61	170	137	321	595
補助合計額（千円）	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245	68,628

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	累計
537	469	458	489	2,499	2,977	3,349	12,338
62,645	54,032	54,348	58,065	271,966	295,352	327,493	1,302,585

【平成 23 年度次世代自動車購入に対する補助（市民向け）の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・対象車：ハイブリッド自動車（排気量 2,500cc 以下）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV） ・対象：新車登録した次世代自動車を自ら使用する目的で購入し、新車登録をする 1 年以上前から市内に在住している個人 ・補助額：車両本体等価格の 5%（上限 10 万円、但し PHV は上限 15 万円）

② エコカーの購入支援制度（事業者向け）

市民（個人）向けの制度として行ってきたエコカーの購入支援制度を、事業者に対しても補助を行うことで、消費喚起運動を支援し、景気対策と環境対策を効果的に実現することをめざし、補助制度を創設しました。市は豊田商工会議に対し補助金を交付し、事業者に対しては、豊田商工会議所が申請窓口となり、補助金が交付されました。

平成 23 年度は、211 事業所 250 台に対して補助金が交付されました。景気が低迷する中においても積極的な環境対策を行う事業者に支援を行うことができました。 [商業観光課]

【平成 23 年度次世代車普及促進事業補助制度（事業者向け）の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・対象車：ハイブリッド自動車（排気量 2,500cc 以下）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）で、いずれも新規登録車 ・対象：市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置き、事業の活動実態がある法人 ・補助額：車両本体等価格の 5%（上限 10 万円、但し PHV は上限 15 万円）、1 事業者につき 10 台まで
--

（2）公用車へのエコカーの率先導入

本市では、エコカーを公用車として率先して導入しています。平成 23 年度末におけるエコカー保有台数は下表のとおりです。引き続き、公用車のエコカー化を進めていくとともに、エコカーに転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。

[総務部庶務課、交通政策課]



プラグインハイブリッド車（PHV）

公用車へのエコカー導入状況

区分	H23 年度末保有数	H22 年度末保有数
プラグインハイブリッド自動車	25 台	13 台
ハイブリッド自動車	73 台	78 台
天然ガス自動車	19 台	23 台
LP ガス自動車	8 台	9 台
低燃費かつ低排出ガス認定車（上記 3 種を除く）		
3 ナンバー及び 5 ナンバー		
☆☆☆☆かつ 22 年度燃費基準+15%以上	74 台	53 台
4 ナンバー		
☆☆☆ かつ 22 年度燃費基準+5%以上	63 台	53 台
合 計	262 台 (33.4%)	229 台 (29.5%)

※ ☆☆☆☆：低排出ガス車認定 75%低減レベル（平成 17 年基準値）

※ ☆☆☆：低排出ガス車認定 50%低減レベル（平成 17 年基準値）

※ 外郭団体等への貸出車両を除く

※ 合計欄（ ）内は全保有車両に占める割合。平成 23 年度末の保有車両は 785 台。特殊車両も含む。

(3) PHVの普及啓発事業

① 充電施設整備

本市では、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車（PHV））と充電施設の一体的な普及促進により、CO₂排出量の削減をめざしています。

平成 21 年度に設置した 11 か所、21 基の太陽光充電施設に加え、平成 22 年度は 5 か所、5 基の普通充電スタンドを公共施設に設置し、市内 10 キロ四方に 1 か所の施設整備が完了しました。平成 23 年度は 5 か所、5 基の普通充電スタンドを愛知環状鉄道の駅前駐車場に設置しました。また、20 台のプラグインハイブリッド車（PHV）をリースし、公用車として本庁及び支所で積極的に利用するほか、事業者や市民への貸出をしました。



② 事業所へのPHV導入

平成 22 年 3 月から、商工会議所を通じて市内事業所にプラグインハイブリッド車（PHV）の貸出しを開始し、事業所と連携した PR を実施しました。

また、平成 22 年 10 月から平成 24 年 2 月まで、みちなびとよた（豊田市 ITS 情報センター）にて、市内事業所にプラグインハイブリッド車（PHV）の貸出を実施し、平成 24 年 2 月までに 90 社、451 名の利用がありました。

③ PHV 共同利用システム PR

平成 22 年 10 月から平成 24 年 2 月まで、みちなびとよた（豊田市 ITS 情報センター）にて、市民へのプラグインハイブリッド車（PHV）の貸出を行いました。平成 24 年 2 月までに 654 名の利用がありました。〔交通政策課〕

（４）エコドライブ推進事業

① 1 万人モニターによる取組促進

CO₂ 削減効果も大きく、比較的簡単に実践できるエコドライブを普及するために、平成 19 年度から「豊田市エコドライブ宣言」の登録を促進し、宣言者を対象にエコドライブの実施状況調査を行っています。平成 23 年度末の宣言者数は約 23,000 人でした。なお、エコドライブ宣言制度は、当初の目標 1 万人を大きく上回ったことから、平成 23 年度末に終了しました。

〔環境モデル都市推進課〕

② エコドライブ車載器の貸与

320 名のモニターにエコドライブ車載器を搭載してもらい、エコドライブインジケーターと走行データを基にしたウェブサイトでのエコドライブ診断を行いました。

また、エコドライブ車載器により収集された走行速度や燃費、加速度等のプローブデータを分析しました。今後は、データを交通安全や道路の円滑化に活用するための情報提供（ヒヤリハットマップ、CO₂ 排出量マップ等）について検討を行っていきます。〔交通政策課〕

（５）モビリティマネジメント（エコ通勤等）の実施

通勤時における自動車、公共交通、自転車や徒歩などの手段をかしこく使い分け、実践するために、平成 20 年度から市内の交通事業者、豊田商工会議所、豊田都市交通研究所など 26 社で構成する「エコ通勤をすすめる会」を開催しています。また、Web サイト、冊子等で市民にエコ通勤を広く PR しました。〔交通政策課〕

（６）人が主体の都心づくり社会実験

① 人が主体の都心交通の検討

人が主体の都心づくりを実現するために、自動車交通の流入や通過交通を適切に誘導し、公共交通、エコモビリティや徒歩が主体で、誰もが安全で快適に移動できる交通システムの整備や人とクルマが共存した魅力的な回遊・滞留空間の導入に向けた検討を進めています。

〔交通政策課〕



パーソナルモビリティの運用実証

② パーソナルモビリティの運用実証

人が主体の都心づくりを実現するために、パーソナルモビリティ導入による新しいライフスタイルの可能性を検討し、低炭素社会モデル地区のような擬似街区や中心市街地等で社会実験を行うなど、新しい道路の使い方、次世代モビリティの導入に向けた検討を進めています。

平成 23 年度は、国土交通省の選定を受け、豊田市交通安全学習センターにおいて、パーソナルモビリティを導入した場合における、走行実験、利用者のニーズ、他の交通（歩行者等）への影響等を把握するための社会実験を行いました。 [交通政策課]

3 体系的な道路ネットワークの整備

(1) 主要幹線道路（内外環状線・放射道路）の整備

多様なルートの選択肢を提供し、円滑かつ安全に自動車が走行できる幹線道路ネットワークの整備を推進しています。特に、市街地への通過交通を迂回させるための内外環状線、市域の一体性を確保し交流連携の推進を図るための放射道路の整備を推進しています。

[調査課、幹線道路推進課、街路課]

(2) スマート I C の活用

市内のインターチェンジ 6 か所に加え、既存インターチェンジの中間部に位置する東海環状自動車道鞍ヶ池 PA にスマートインターチェンジを設置しました。市内への多様なアクセスルートの選択を可能とし、目的地へのアクセス時間短縮や市内の渋滞緩和により CO₂ の削減を図ります。

平成 23 年度は当該インターチェンジの利用時間制限を解除し、24 時間運営とするための検討を開始しました。 [幹線道路推進課]



スマート I C 位置図

(3) ITS（高度道路交通システム）の維持管理

本市では、ITS*（高度道路交通システム）を積極的に活用した交通まちづくりを推進しています。バスロケーションシステムによる公共交通の利便性向上のほか、交通情報案内板により、中心市街地における駐車場対策や幹線道路の渋滞緩和等を図っています。 [交通政策課]

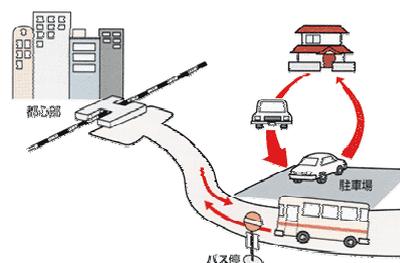
※ ITS：最先端の情報通信技術により、人・道路・車両を一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率、快適性の飛躍的な向上及び環境保全への寄与を図る道路交通システム

4 交通手段の転換

(1) P&R駐車場の整備（P&B駐車場の確保）

公共交通を利用して渋滞削減や環境にやさしい交通を実現させるため、P&R（パークアンドライド*）駐車場、P&BR（パークアンドバスライド）駐車場を整備しています。

平成 23 年度までに市が整備し、管理している P&R 駐



パークアンドバスライドのイメージ

車場は次表のとおりです。また、P&BR 駐車場としては、藤岡、下山、小原、稲武の各支所、永太郎バス停（小原地区）及び小渡バス停（旭地区）を整備しています。〔交通政策課〕
 パークアンドライド：鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法

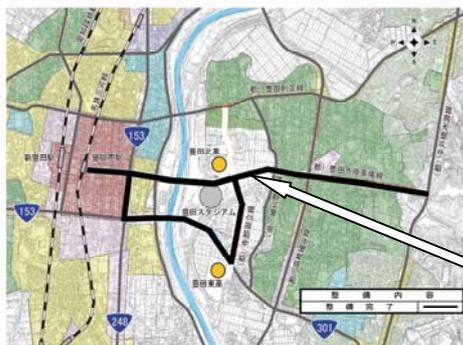
平成 23 年度 P & R 駐車場（市管理）一覧

駐車場名	四郷駅前 駐車場	末野原駅前 駐車場	貝津駅前 駐車場	保見駅前 駐車場	八草駅前 駐車場
駐車容量	162 台	147 台	44 台	58 台	170 台

※平成 24 年 4 月 1 日より 5 駐車場全て有料化

（2）歩行、自転車環境整備の推進と自転車利用への転換

安全で快適な自転車通行空間の整備等により、自転車を利用しやすい環境づくりを推進し、移動手段として自転車の活用を促進します。平成 19 年度に「自転車通行環境整備モデル地区」の指定を受けた「豊田市停車場線沿線地区」の指定路線（国、県、市道）の整備が完了しました。〔交通政策課、調査課、土木課〕



モデル地区事業案内図



整備された自転車道（（都）豊田市停車場線）

5 環境負荷の少ないまちづくりの推進

一体的な市街地の形成

都市活動の中で消費するエネルギーの無駄を省き、低炭素型の都市構造としていくため、地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集積又は維持集約する「拠点」と「核」を設定するとともに、交通結節機能の強化、まちなか居住の誘導など、都市機能の複合化・高度化を高め、一体的な市街地の形成を推進しています。

① 豊田浄水特定土地区画整理事業

名鉄豊田線浄水駅周辺において、駅の利便性をいかした市街地の形成を図るため土地区画整理事業を推進しています。

平成 5 年度に土地区画整理事業が開始され、平成 20 年 1 月には地区内に豊田厚生病院が開院するなどまちづくりが進み、平成 23 度末現在 80.9% の事業進捗率となっています。〔区画整理支援課〕



浄水駅周辺整備イメージ

② 豊田土橋土地区画整理事業

豊田土橋土地区画整理事業は、地区北部は木造家屋の密集した地域であり、南部は宅地のスプロール化が進行しているため、都市基盤を整備し、名鉄三河線土橋駅を中心とした市南西部の拠点地域核として良好な市街地を形成するためのものです。平成 23 年度末現在 47.6%の事業進捗率となっています。〔都市整備課〕

③ 豊田寺部土地区画整理事業

豊田寺部土地区画整理事業は、一体的な市街地形成を担う地区として、都心（センターコア）の東側外縁部において「居住誘導拠点」に位置付け、計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。平成 23 年度末現在 5.0%の事業進捗率となっています。〔都市整備課〕



寺部地区の整備イメージ

④ 豊田花園土地区画整理事業

豊田花園土地区画整理事業は、集約型の都市づくりを担う地区として、名鉄三河線三河八橋駅を中心とした「居住誘導拠点」に位置付け、今後の人口増加に向けて土地区画整理事業による計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。

平成 22 年 12 月に事業認可され、平成 23 年度末現在 0.8%の事業進捗率となっています。

〔都市整備課〕



花園地区の整備イメージ

⑤ 若林駅周辺新市街地整備事業、四郷駅周辺新市街地整備事業

本市では、豊かな自然を保全しながら、選択と集中により鉄道駅を中心とした都市拠点への生活機能の集積を図る都市構造の実現に向けて、名鉄三河線若林駅周辺や愛知環状鉄道四郷駅周辺において、良好な住宅地を供給するため、土地区画整理事業など新市街地整備事業の計画策定への取組を進めています。

少子高齢化の進行を見据え、市民が質の高い生活を送り続けられるよう、鉄道駅周辺において、環境負荷の低減を図りつつ、効率的かつ持続可能な都市づくりをめざしています。

〔都市整備課、区画整理支援課〕

⑥ 豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業

豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業は、商業・業務・都市型住宅等の都市機能の拡充により中心市街地の活性化を図るとともに、省エネルギー設備の導入や緑化により、都市のシンボリック空間の創出をめざすものです。

平成 23 年度は、都市計画決定を行いました。

〔都市再開発課〕

第3節 事業者の取組の促進

施策の基本的方向

事業者の自主的な取組のさらなる促進と市、事業者及び関係団体の連携により、産業部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 自主的な取組の着実な実施

(1) 環境の保全を推進する協定

本市は、昭和48年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきました。平成20年度から、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、新たに環境に配慮した自主的取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」の締結を進めています。この協定の中で、事業者に対し、温室効果ガスの排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、推進に努め、取組状況を環境報告書等により自ら公表することを規定しています。平成23年度は、4企業と改定締結を行いました。平成23年度末現在、延べ35事業者と「環境の保全を推進する協定」を締結しています。 [環境保全課]

企業との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【公害防止協定の主な内容】

- ・協 定 値：公害関係諸法令より厳しい規制値
- ・事 前 協 議 制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- ・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- ・そ の 他 の 事 項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- ・事業者は、温室効果ガスの排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、その推進と情報提供に努める。
- ・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- ・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努める。
- ・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

(2) 環境の保全を推進する協定協議会の活動

平成22年1月に発足した「環境の保全を推進する協定協議会」(平成23年度末、構成メンバーは35事業者)は、協定事業者間の環境に配慮した取組等の情報交換を行い、環境情報を共有するとともに、事業者と市が共働して環境に配慮した取組を進める中で、環境情報を広く発信して、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の普及、促進を図っています。

平成23年度は、7月及び2月に協定協議会を2回開催し、12月には、トヨタ自動車(株)元町工場、環境センターで工場見学を行いました。

平成 23 年度 協定協議会の活動実績

	内 容 等
第1回（7月）	CO ₂ 削減、節電等をテーマに構成メンバー、市から事例発表
工場見学会（12月）	車両組立ライン、廃棄物焼却炉を見学
第2回（2月）	環境汚染の未然防止の取組み等をテーマに事例発表、外部講師の講演、実技演習

なお、「公害防止協定」、「環境の保全を推進する協定」については、「第5章第1節（2）」（92頁）に掲載しています。 [環境保全課]

2 中小企業等への支援

（1）事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。本市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和45年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の8割、2,000万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。

平成23年度における融資制度への申請はありませんでした。 [環境保全課]

（2）市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の普及、促進

環境の保全を推進する協定協議会では、平成24年度から、これまで協議会構成メンバーの培ってきた先進的で効果的な環境保全対策を、市内の中小企業に対しても積極的に普及啓発を図っていきます。それに先駆け、平成23年度は、協定協議会による普及啓発案を作成し、協議会構成メンバーに対して説明を行いました。 [環境保全課]

（3）環境にやさしい企業活動事業

市内企業に対し、エネルギーや資源の有効活用により生産コストを削減するためのコンサルティングを実施するとともに、省エネ・省資源な企業活動の普及を推進する指導員を新たに育成する「中小企業資源効率向上推進事業」を実施しています。平成23年度は、10社にコンサルティングを実施しました。

また、3月の第3回とよたビジネスフェアの開催に合わせて環境セミナーを開催し、取組事例の紹介など事業PRを行いました。 [産業労政課]

（4）中小企業が一体となったCO₂削減活動の推進

自然を活用し自然と調和した工場（サステイナブル・プラント）への移行をめざして、中小企業が実施するCO₂削減に効果的な取組を支援しています。

平成23年度においては、豊田商工会議所と連携して、ふるさと雇用再生特別基金を活用した「エコアクション21普及促進事業」を実施しました。

この事業では、エコアクション21（次頁参照）の認証取得を支援するセミナーや自治体イニシアティブ・プログラムを実施することで、新たに16件の認証取得がありました。

[産業労政課]

(5) 包括的支援の推進

中小企業の CO₂削減活動を包括的に支援する体制の構築について、豊田商工会議所や先進的な取組を行う企業と連携して検討をしましたが実施までには至らなかったため、引き続き検討を進めていきます。 [産業労政課]

3 環境マネジメントシステム取得促進

(1) ISO14001 認証取得状況

事業所等の組織が、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際規格である認証を取得するなど、事業者の積極的な環境への取組が進んでいます。

平成 23 年度末現在、市内における ISO14001 認証取得件数は 168 件^{*}です。 [環境政策課]

^{*}ただし、海外の認証機関より受けた機関は含まない。(出展：公益財団法人日本適合性認定協会 HP)

市内事業者の ISO14001 認証取得件数推移

年度	H16 末	H17 末	H18 末	H19 末	H20 末	H21 末	H22 末	H23 末
件数	125 件	143 件	146 件	148 件	158 件	163 件	173 件	168 件

(2) エコアクション 21 認証登録の推進

「エコアクション 21」は、環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度で、ISO14001 規格と比べ、認証登録費用が安価であるなど中小企業等が取り組みやすい簡易な環境経営システムです。平成 19 年 12 月、豊田商工会議所内に「エコアクション 21 地域事務局とよた」が開設しました。

平成 23 年度末現在、市内におけるエコアクション 21 認証登録件数は 59 件です。

なお、本市では平成 21 年度に中小企業に対してエコアクション 21 の認証取得費補助制度を開始し、平成 23 年度における補助実績は 14 件でした。 [産業労政課]

エコアクション 21 認証登録事業所数

年度	H19 年度末	H20 年度末	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末
登録事業所数 (累計)	3 件	7 件	13 件	51 件	59 件
補助件数	—	—	4 件	31 件	14 件

4 身近にできる取組の推進

(1) レジ袋無料配付中止（レジ袋の削減に関する協定）

とよたエコライフ倶楽部（16 頁参照）とスーパー、地元商店などで「レジ袋の削減に関する協定」を締結しています。 [環境政策課]

(2) CO₂見える化ラベル・ポスターの配付

エレベーターや水道、給湯器の使用時などに、それぞれの行動がどれくらいの CO₂を排出し

ているかを表示したラベルとポスターを作成し、平成 20 年度から市役所庁舎内に掲示してきました。平成 21 年度から、市内の事業所等にも配布を開始し、平成 23 年度末現在で 344 事業所にご協力いただいています。 [環境政策課]

5 地産地食の推進（フードマイレージの低減）

（1）地産地食推進事業

地元で生産された農畜産物を地元で消費する地産地食[※]を推進することで、輸送時に発生する CO₂ の低減（フードマイレージの低減）を図ることができます。

平成 23 年度は、豊田スタジアムを中心としてファーマーズマーケット（生産者の直売所）定期市を 30 回開催し、市内 29 か所の産地直売所や 9 か所の JA 直売施設とともに、市内で生産された農産物等の地産地食を推進しました。また、親子で地産地食について学んでもらうため、豊田産の野菜などを利用した親子料理教室や小学生生産地見学会を開催しました。 [農政課]

※ 地産地食：一般的に、地域で生産された農林産物をその地域で消費することとして「地産地消」という言葉が使われていますが、本市では地域の農産物を食べてもらうことを強調するとともに、食べることは人をよくするという由来もあることから、「地産地食」という言葉を使用しています。

（2）学校給食地産地食推進事業

本市では、学校給食への地元農産物の利用促進を図るための施策を展開しています。

平成 23 年度には、第 2 次豊田市地産地食推進計画を策定し、JA あいち豊田・豊田市・教育委員会・流通関係者等で連携し、葉ねぎとキャベツについて価格補填事業を実施しました。また、市内農産物を利用した加工食品の開発をしており、豊田産の米（大地の風）を原材料とした米粉ナンを試作し、小学校 7 校で試食を実施して、平成 24 年度からのメニューに追加されました。 [農政課]

第4節 森の保全・整備

施策の基本的方向

人工林の間伐を推進することにより、森林による二酸化炭素吸収量を増やします。

森づくり事業の推進

(1) 森林の適正管理

① 間伐の強力実施、地域の合意形成組織の展開

水源のかん養や土砂流出の防止、CO₂ 吸収など、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるため、また、林業経営林としてスギ・ヒノキの人工林を育成するためには、間伐が欠かせません。

そのため、間伐を促進する方法のひとつとして、地域の森林所有者が、「地域森づくり会議」という組織を設置し、所有する森林の状況や施業界を把握しながら、間伐などの森林整備計画（「森づくり団地計画」）を作成し、集約された間伐区域を効率的に実施する方法を推進しています。

本市では、従来の2倍のペースで間伐を行ない、平成39年度までにすべてのスギ・ヒノキの人工林約30,000haが健全化できるように計画をしています。 [森林課]

市内間伐実施面積と森づくり会議設置数

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
市内間伐実施面積 (ha) (国有林除く)	1,276	1,477	1,404	1,383
森づくり会議設置数	27	19	9	5
森づくり団地計画面積 (ha)	308	782	1,108	1,167



手入れされている森林

② 林道整備、高性能林業機械導入による低コスト化の取組

間伐など森林整備を促進するためには、木材生産が林業として成立する必要があります。そのためには、木材の素材生産において、林業用路網（林道、作業道、搬出路）と高性能林業機械を組み合わせた、低コストで効率的な作業システムを普及・定着させ、施業を集約化することが大切になります。

平成23年度は、路網を17,845m整備するとともに、16台の高性能林業機械により森林整備の促進を図りました。 [森林課]

林道等の整備状況

	H22年度		H23年度	
	路線数 (本)	整備延長 (m)	路線数 (本)	整備延長 (m)
林道	6	1,843	5	1,066
作業道	11	7,089	10	6,482

(2) 地域材の活用推進

① 木材認証制度の促進

市内の森林から産出される原木や製材所などで生産される木材・木材製品について、出荷時に産地の証明を行うことにより、地域材をブランド化し、消費者の方に安心して木材や木材製品を購入していただくことができます。そのことにより、地域材の利用促進や人工林整備の促進など、林業を活性化させることをめざしています。

平成 23 年度は、出荷された約 16,000 m³の木材の産地を証明しました。 [森林課]

② 公共事業における地域材の利用

平成 23 年度は、公共建築物の整備及び工事用の看板・杭・柵などの材料として 106 m³の地域材を利用しました。特に、小渡中央広場バス待合所では、使用された木材はすべて地域材を用い、木造で建設しました。 [森林課]



小渡中央広場バス待合所

③ 地域木材活用の調査研究

地域材の利用促進に係る課題について、具体的な公共建築物の発注を想定し、現状の地域材流通の中で製品の製造を通して地域材活用の可能性を研究しました。また、「木材利用勉強会」を開催し、公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針の骨子案を取りまとめました。 [森林課]

(3) 森づくりの担い手の育成

① 「とよた森林学校」「とよた森林学校出前講座」の継続的实施

市民の皆さんに、森林や森林の動植物に親しんでいただきながら、森林整備の大切さを理解していただくとともに、間伐ボランティアなどの森林の応援団を育成するため、平成 18 年度から一般市民向けに「とよた森林学校」を開校しています。また同年度から、森林整備を次の世代に引き継ぐため、小・中学校の児童・生徒を中心に「とよた森林学校出前講座」を実施しています。

平成 23 年度は森林学校では 15 講座、延べ 876 人が参加しました。また出前講座では 49 講座を実施しました。 [森林課]

とよた森林学校実施状況

コース	講座名	講座日数 (H23 年度)	受講者数 (人)	
			H22 年度	H23 年度
人材育成 コース	山主森林経営講座	8	8	11
	森林観察リーダー養成講座	8	10	9
	間伐ボランティア初級講座	3	18	20
	山主自力間伐講座	4	18	12
	セミプロ林業作業員養成講座	14	12	10
森の応援 団コース	森林セミナー	4	41	46
	矢作川源流の森を歩こう	3	20	22
	間伐してベンチをつくり寄付しよう	4	10	13
	はじめての樹木分類教室	3	27	25
	木づかいいろいろ体験	3	—	20

	初めての間伐体験	1	19	20
	どんぐり博士養成講座	3	22	20
	森あそび入門	2	20	11
事務局企 画講座	200年の森づくり見学会	1	—	34
	地域の木で家をつくる	1	—	28



山主自力間伐講座



間伐ボランティア初級講座

② 森づくりの担い手育成事業

林業労働者の高齢化・人材不足が課題となっている中、市がめざす森林整備を確実に実行するため、「とよた森林学校」において、「セミプロ林業作業員養成講座」を開設し、今後の森づくりの担い手として人材を育成しています。

この講座は、林業作業員をめざす人を対象に、全14回にわたり間伐研修や出材研修など、林業作業員として必要な知識や技術を習得します。

平成23年度は、市内を中心に県内外から10名の方が参加しました。

また、緊急雇用対策として、森づくりの推進に要する人材を育成するため、森林組合に対し、森づくり団地化推進員5名の人件費の一部を補助しました。 [森林課]

「セミプロ林業作業員養成講座」内容

回	講座内容	その他
1	人工林と天然林	募集人数：10名 受講料：14,000円 期間：10月～2月
2	間伐の必要性と豊田市の森づくり	
3	林業従事について	
4～13	間伐・出材研修	
14	まとめと質疑応答	

第3章 豊かな自然環境との共生

本市では、将来世代に受け継ぐべき自然を明確化し、保全対策の仕組みを構築するとともに、自然環境の質の向上、水と緑のネットワークの創造、水源かん養機能の保全や水資源の有効活用などの健全な水循環系の構築、人が自然とふれあえる場の創造に取り組み、豊かな自然環境と共生する都市をめざしています。

第1節 環境の状況

(1) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成23年度末現在、本市における森林面積は62,649haで、市面積の68%を占めています。工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林都市としての側面も併せ持っています。このうち、民有林面積は61,272haで、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は35,183haであり、人工林比率は57.4%です。これらの民有林のうち35.2%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、約30,000haに及ぶスギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、また、71年生以上の高齢の森林も多く、木材資源として活用することが可能となっていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入れられず放置された状態の森林が多くなっています。こういった人工林の多くは、林内の植生が乏しくなり、地表がむき出しになっていて、水源かん養や土砂流出防止といった機能が著しく低下しています。このため、これらの森林が災害を引き起こす事が懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

[森林課]

森林資源の現況—保有形態別面積（平成23年度末現在）

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,616	100.0	60,397	36,364	24,033	2,217	58.07
国有林	1,344	2.15	1,238	1,181	57	105	87.87
地域森林計画 対象民有林	61,272	97.80	59,159	35,183	23,976	2,112	57.42
公有林	5,584	8.91					
県有林	2,232	3.56					
市有林	3,351	5.35					
私有林	55,688	88.93					
地域森林計画の 対象外の区域	32						
森林面積	62,649						

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

民有林(立木地)の齢級別面積(平成23年度末現在)

(単位: ha)

区分	齢級別 総数 (林齢)	1~4 齢級	5~6 齢級	7~8 齢級	9~10 齢級	11~12 齢級	13~14 齢級	15 齢級以上
		(~20 年生)	(21~30)	(31~40)	(41~50)	(51~60)	(61~70)	(71 年生~)
民有林計 (立木地)	52,262	1,286	3,500	5,900	9,677	15,400	12,464	11,033
人工林	35,206	1,067	2,513	4,369	8,617	8,921	3,170	6,545
天然林	24,056	219	987	1,530	1,059	6,478	9,293	4,488

主要樹種別の面積率 ... スギ 18.3%、ヒノキ 31.4%、マツ類 11.3%

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

(2) 自然公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。本市では、愛知高原国定公園と天竜奥三河国定公園が指定されています。また、東京と大阪の国定公園をつなぐ東海自然歩道があります。

① 愛知高原国定公園

本市の北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計 21,740ha です。市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、笠ヶ岳、香嵐溪、三河湖、黒田の各地区あわせて 13,951ha で、市面積の約 15%を占めています。 [開発審査課]

② 天竜奥三河国定公園

本市の北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計 14,959ha です。市内の区域は、面ノ木の 1 地区のみで特別保護地区 31ha を含む 301ha です。 [開発審査課]

③ 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面国定公園」までの、緑豊かな自然と貴重な歴史を伝える文化財をたずね、心身の健康と安らぎを与える全長 1,697km の歩道です。

市内のコースは富士見峠に始まり、寧比曾岳から猿投山(豊田コース)、奥矢作湖(旭コース)へ向かう 2 コースあり、全長 74.6km です。紅葉の名所香嵐溪や旭高原元気村などを通り、市民の自然散策の場として親しまれています。 [商業観光課]

(3) 多自然型公園—児ノ口公園

児ノ口公園(久保町、1.9ha)は、都心においてビオトープのある多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成 6、7 年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。 [公園課]

【児ノロ公園の特徴】

- ・計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- ・暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- ・池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- ・市民の植樹により、雑木林を再生
- ・地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ・ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す



児ノロ公園（上空から）

（４）生物の生息状況

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため平成13年度から3年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。

平成17年4月に合併した地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区）については、平成19年度から調査を開始しました。 [環境政策課]

① 哺乳類、ハ虫類、両生類

哺乳類は、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

ハ虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天下峯、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、帰化種のミシシippアカミミガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、ヌマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、分布の縮小や個体数の減少など生息状況が大きく変わってきました。

② 鳥類

本市で確認されている野鳥は、年々増加しています。これは一概に野鳥が増えたとは言いがたく、観察者が増えて、多くの記録が吸い上げられるようになったことが大きいと考えられます。

鳥類調査結果

調査時期	目	科	種
昭和 50 年	17	40	132
昭和 61 年	17	44	172
平成 17 年	17	51	212

③ 魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて 150 か所あります。

過去の魚類相と比較して、各種排水が流入し、水質汚濁が進んだり、コンクリートで固められたりして、種類数、個体数ともに大きく減少している河川もあります。その結果、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど数が減少した種や、ニッポンバラタナゴ、イトモロコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種があります。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種は、各地で繁殖し生息数を増やしています。特に、木曾川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため魚相が変わってきています。

④ 昆虫類

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、22 目 449 科 5,710 種の昆虫が確認されています。種別では、チョウ目が 2,042 種で最も多く、次いでコウチュウ目が 1,826 種、ハエ目が 499 種です。

(5) 希少な動植物の生息状況と保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成 3 年度から 3 年間、平成 13 年度から 3 年間調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」（平成 6 年）と「豊田市自然環境基礎調査報告書」（平成 17 年）にまとめました。

これらの調査の結果、環境省のレッドデータブック記載種は、絶滅危惧 I 類 3 種、絶滅危惧 I A 類 2 種、絶滅危惧 I B 類 18 種、絶滅危惧 II 類 62 種、準絶滅危惧 24 種、地域個体群 2 種が確認され、愛知県版レッドデータブック記載種は、絶滅 2 種、絶滅危惧 I A 類 12 種、絶滅危惧 I B 類 22 種、絶滅危惧 II 類 52 種、準絶滅危惧 71 種が確認されました。〔環境政策課〕

市内に生息、生育する緊急保護野生動植物

項目	哺乳類・ハ虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫類	植物
レッドデータブック (絶滅のおそれのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種)			絶滅危惧ⅠA類 ...2種 ウシモツゴ等	絶滅危惧Ⅰ類 ...3種 ベッコウトンボ等	
			絶滅危惧ⅠB類 ...5種 カワバタモロコ等		絶滅危惧ⅠB類 ...13種 ヒメナエ等
	絶滅危惧Ⅱ類 ...2種 ダルマガエル ヤマコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類 ...10種 サシバ ハヤブサ等	絶滅危惧Ⅱ類 ...4種 メダカ等	絶滅危惧Ⅱ類 ...9種 ギフチョウ ヒメヒカゲ等	絶滅危惧Ⅱ類 ...37種 ミコシギク ヒメミクリ等
	地域個体群 ...2種 ツキノワグマ トウキョウサンショウウオ	準絶滅危惧 ...6種 オオタカ ハチクマ等	準絶滅危惧 ...3種 ヤリタナゴ等	準絶滅危惧 ...11種 オオムラサキ等	準絶滅危惧 ...4種 シデコブシ等
計	4	16	14	23	54
愛知県版 レッドデータブック					絶滅 ...2種 ホンゴウソウ等
	絶滅危惧ⅠA類 ...2種 ツキノワグマ等	絶滅危惧ⅠA類 ...3種 コノハズク等	絶滅危惧ⅠA類 ...1種 ウシモツゴ	絶滅危惧ⅠA類 ...2種 ヒメヒカゲ等	絶滅危惧ⅠA類 ...4種 ミコシギク等
		絶滅危惧ⅠB類 ...4種 ヤマセミ等	絶滅危惧ⅠB類 ...1種 ネコギギ	絶滅危惧ⅠB類 ...10種 タガメ等	絶滅危惧ⅠB類 ...7種 ミカワシオガマ等
	絶滅危惧Ⅱ類 ...2種 カヤネズミ等	絶滅危惧Ⅱ類 ...19種 アカショウビン等	絶滅危惧Ⅱ類 ...6種 スナヤツメ等	絶滅危惧Ⅱ類 ...7種 ウラナミジャノメ等	絶滅危惧Ⅱ類 ...18種 シラタマホシクサ等
準絶滅危惧 ...5種 テン等	準絶滅危惧 ...17種 フクロウ等	準絶滅危惧 ...6種 メダカ等	準絶滅危惧 ...24種 オオムラサキ等	準絶滅危惧 ...19種 キキョウ等	
計	9	43	14	43	50

自然環境に恵まれた本市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

自然保護に関する主な法令（参考）

<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法 ・自然公園法 ・温泉法 ・生物多様性基本法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・文化財保護法 ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・森林法 ・都市緑地法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・地域における多様な主体の連携による生物の保全のための活動の促進等に関する法律 	<p>〔県〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ・愛知県立自然公園条例 ・あいち森と緑づくり税条例 <p>〔市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市環境基本条例 ・豊田市の環境を守り育てる条例 ・豊田市市街地における緑の保全条例 ・豊田市文化財保護条例 ・豊田市森づくり条例
---	---

① ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧ⅠA類に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の8か所にのみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

また、市内の別の池でウシモツゴの繁殖を実施しています。

平成22年度から、市役所南庁舎1階の水槽で飼育し、希少な生物の保護の大切さを啓発するために展示しています。

② カワバタモロコ

カワバタモロコは、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧ⅠB類に、愛知県版では準絶滅危惧に指定され、市内では3～4か所のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定（種の指定）し、市内の別の池で繁殖を実施しています。カワバタモロコも市役所南庁舎1階の水槽で展示しています。

③ シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では、絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町、御船町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

琴平町や御船町では、市民団体がシデコブシを被圧する竹類や常緑樹を伐採するなど保全活動を行っています。

④ ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。

近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。市民団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の3haの民有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

(6) ツキノワグマへの対応

市内では平成 23 年度に 2 件のツキノワグマの目撃や痕跡の情報がありました。ツキノワグマは、愛知県版レッドデータブックで絶滅危惧 I A 類に指定されている希少な野生生物です。

平成 22 年度は豊田市内でツキノワグマの情報が多数あり、民家の近くに現れた事例もありました。それを受け、平成 23 年度は緊急時の対応に備え、対応マニュアルの改訂、捕獲檻等の整備、また防除対策等に努めました。 [環境政策課]

平成 23 年度 ツキノワグマ情報

地区名	稲武	小原	藤岡	足助	旧豊田	旭	合計
件数	1	0	0	1	0	0	2

第2節 自然と調和できる仕組みの構築

施策の基本的方向

保全すべき自然を明確化し、都市の発展や暮らしと自然との調和を図り、共生を基軸とした保全対策の仕組みを構築します。

自然環境調査等の充実

(1) 自然環境フィールド調査の実施

本市は、918.47km²と広域で、海拔 3.2m の低地から 1,240m の山地まで高低差も大きく、地形や気候、植生においても多様性を有しています。しかし、市域全体の自然環境の基礎的で詳細な情報は把握されていません。本市の自然環境を保全し、自然と共生しながら持続可能な発展を続けていくため、必要な情報を把握する自然環境フィールド調査が欠かせません。

旧市内においては、平成 13 年度から 3 年間かけて、気候や動植物、里山の状況を明らかにする自然環境基礎調査を実施しました。その結果は「豊田市自然環境基礎調査報告書」として平成 17 年 4 月に発刊しています。

合併により広がった旧町村地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武）については、従来、総合的な自然環境調査は実施されてこなかったことから、新修豊田市史自然編の編さん事業と連携し、平成 19 年度から気候・気象、地形・地質、生物、水文の各分野におけるフィールド調査を実施しています。調査は平成 27 年度まで継続して実施する予定です。〔環境政策課〕

(2) 市民参加生き物調査の実施

市民による、気軽に行える生き物調査を市内各所で実施することを通して、生き物とふれあい、自然と親しむことで自然を大切にすることを育てることを目的とした「市民参加生き物調査」を平成 20 年度から 5 か年継続して実施します。また、この調査成果を全市的、経年的にまとめることで、本市における自然環境の状況と変化を把握する基礎資料とします。

平成 23 年度は、小学校 22 校の協力もいただき 1,513 人で調査を実施しました。〔環境政策課〕



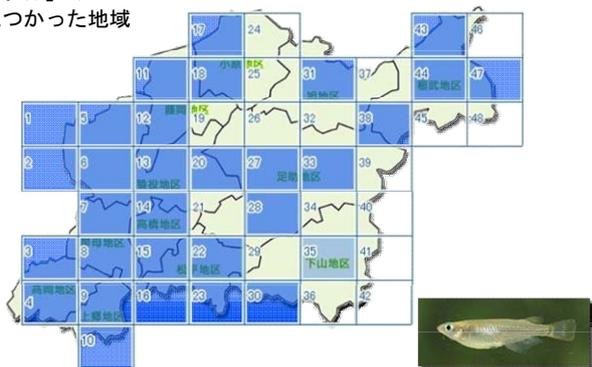
【市民参加生き物調査の概要】

- ・調査期間：8月1日～8月31日
- ・調査場所：豊田市内全域、家の近くの野原、山、川など
- ・調査対象：指標生き物 38種類
 - ・普通種 18（トンボ、セミ、カブトムシなど）
 - ・希少種 8（メダカ、イモリ、ニホンカモシカなど）
 - ・外来生物 12（アメリカザリガニ、ブラックバスなど）

【平成 23 年度一調査結果】※ 調査結果は市内全域を 48 の網目(メッシュ)状に分割して整理しています。

- ・調査参加者：1,513 人
- ・平均 15 種類の生き物が確認されました。
- ・調査の範囲の 48 メッシュ※中、44 メッシュで生き物が確認されました。
- ・希少種のメダカは 48 メッシュ中、31 メッシュで確認されました。
- ・普通種のツバメは 48 メッシュ中、30 メッシュで確認されました。

【メダカ】の
見つかった地域



【ツバメの仲間】の
見つかった地域



(3) ビオトープマップの作成

自然環境フィールド調査等により把握された保全すべき種の生息生育箇所の分布やそれを取り巻く自然環境・社会環境情報を統合型 GIS へ体系的に整理し、生物多様性、生態系保護の視点から本市の自然環境の特性を明らかにするビオトープマップを作成しています。

平成 23 年度は、自然環境フィールド調査で確認された野生生物の生息生育箇所の分布位置データを分類群ごとに統合型 GIS に取り込みました。

[環境政策課]

第3節 多様な生態系の保全

施策の基本的方向

表土の保全やエコトーン[※]の保全等による多様な生物の生息環境の保全と創造を図るとともに、外来生物対策や鳥獣害対策などを推進し、適正な自然環境の保全・維持管理に努めます。

※エコトーン：湿地と陸地の境界（水辺）など、一つのまとまりのある生態系から別の生態系へ推移（移行）しているところ。

1 エコトーン及び表土の保全と再生

（1）湿地の保護

市内には、東海丘陵要素植物であるシデコブシ、シラタマホシクサ、ミカワシオガマなど特異で貴重な湿地性植物群の自生する湿地が、矢並町、亀首町、御船町をはじめいくつも点在しており、環境省が平成13年12月に公表した「日本の重要湿地500」では、市内から「濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地」と「豊田市周辺中間湿原群」の2区域が重要な湿地として選定されています。また、田之土里湿原は昭和50年1月に県の自然環境保全地域に、御船湿地はシラヒゲソウ自生地として市の天然記念物に指定されています。さらに環境省は、平成22年9月に矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地を含む「東海丘陵湧水湿地群」をラムサール条約湿地潜在候補湿地に選定しました[※]。

これらの湿地周辺には、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチなど湿地と係わりの深い昆虫が生息しています。本市では、これらの湿地の状態を維持するために、豊田市自然愛護協会に湿地の管理を委託しています。矢並湿地については、平成23年度から地元住民からなる矢並湿地保存会に保全管理を委託しました。

なお、矢並湿地では、平成10年度から湿地保護の啓発を目的に湿地の一般公開をしており、平成23年度は、10月7日から9日の3日間で1,034人が見学に訪れました。〔環境政策課〕

※「東海丘陵湧水湿地群」は平成24年7月にラムサール条約湿地に選定されました。

（2）ため池整備事業

ため池の老朽化による決壊や漏水を防ぐため、堤体・取水施設・余水吐等の改修による保水機能の向上と親水機能を持たせた環境整備を行っています。

また、ため池改修時には、水位低下期間を短くするなど、魚類・水生昆虫及び鳥類などの周辺生物の生息環境に配慮しています。〔農地整備課〕



親水機能を持たせた、ため池整備

（3）開発に関する審査・調査・指導

本市では、開発行為に関し、関係法令に基づく指導や、次頁に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流防止対策、騒音苦情対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。

〔開発審査課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課〕

【開発行為に関する事前協議（2種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：開発審査課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化調整区域内における1haを超える土地の改変などを行う開発について事前協議を実施、その他、面積の規模にかかわらず、施策上重要な案件についても協議を実施

豊田市開発事業等に関する事前協議会（窓口：開発審査課）

豊田市開発事業等に関する指導要綱に基づき、①1,000m²以上の宅地開発事業、②25戸以上等の中高層建築物建設事業、③特殊建設物建設事業、④土砂などの持出し行為のうち1,000m²以上の土石採取事業について事前協議を実施

① 土石採取行為に関する事前協議会

本市では、事業者などが土石採取行為などを行う場合に、手続きとして「豊田市開発事業等に関する指導要綱」による事前協議を行うことを定めています。事前協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるように指導を行っています。

平成23年度に行った土石採取事業に関する事前協議案件は、10件でした。〔開発審査課〕

【事前協議の対象となる土石採取行為】

- ・山土、山砂利、岩石などを地表面より採掘し、当該行為地から販売、又は、処分のため、特定の土地に運搬する行為
- ・硅砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて採掘する行為
- ・宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為
- ・農地造成、林地造成、牧草地造成、若しくは、農道、林道などの建設、又は、これに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
- ・その他、地表面を採掘など改変し、土石などを当該行為地から他の土地へ搬出する一切の行為

② 民間開発に関する指導及び立入調査

自然環境及び生活環境の悪化を防止するため、民間が開発行為を行う場合、環境保全のための指導を行い、事業場への立入調査を行っています。

平成23年度は、83件の立入調査を行いました。〔開発審査課〕

【指導の対象となる事業】

- ・豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条第4号に係る審査案件
- ・豊田市土地利用対策会議設置要綱第7条(3)に規定する土地利用対策会議における審査案件
- ・豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条第1号及び第2号に規定する案件のうち3,000m²以上のもの

③ 自然公園の保護（自然公園法）

自然公園法に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

平成23年度は、特別地域及び普通地域内で402件の許可申請等がありました。〔開発審査課〕

【市内の愛知高原国定公園（昭和45年12月28日指定）】

特別地域 ...風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制 市域では13,507ha
第1種特別地域（43ha）猿投山頂（猿投山）
第2種特別地域（2,389ha）...猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（上高町ほか）、高橋地区（矢並町）、保見地区（広幡町）、松平地区（坂上町）、足助地区（足助町ほか）、下山地区（羽布町）、旭地区（牛地町ほか）
第3種特別地域（11,075ha）..猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（石野町ほか）、高橋地区（矢並町ほか）、松平地区（岩倉町ほか）、藤岡地区（折平町ほか）、足助地区（足助町ほか）、小原地区（日面町ほか）、下山地区（羽布町ほか）、旭地区（牛地町ほか）、稲武地区（黒田町ほか）
普通地域 ...公園区域のうち特別地域に指定されない区域 一定規模以上の工作物の設置、土地の改変などの届出が必要 平成17年度末現在、市域では、東海自然歩道周辺など444ha

【市内の天竜奥三河国定公園（昭和44年1月10日指定）】

特別地域 ...風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制 市域では301ha
特別保護地区（31ha）稲武町（面ノ木付近）
第2種特別地域（270ha）...稲武町（面ノ木付近）

2 生態系の構築に向けた環境の再生

（1）多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。〔河川課〕



多自然河川（加納川）

多自然川づくりの実施例

<p>五六川（準用河川）－児ノ口公園－</p> <ul style="list-style-type: none"> ●久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工 ○公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるビオトープとなる空間を整備 ○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現 ○瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出 ○護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化 ○川沿いに遊歩道を整備
<p>矢作川（一級河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工 ○巨石による水制工（9 基）…道路工事で発生した石を利用 ○水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出 ○玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用 ○アマリングの解消 ○一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理 ●「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工 ○河畔林の整備…マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善 ○土場（昔の川港、船着場）を保全 ○遊歩道の整備…越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置 ◆毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催
<p>山田川（普通河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。
<p>加納川（普通河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加納町地内、平成 3 年度、市施工 ○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事 ○温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施 ○法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用 ○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成 ●加納町地内 平成 12 年度 単市災 ○平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊 ○平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う
<p>太田川（準用河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工 ○落差工は多段式魚道 ○水生昆虫のため水際は植栽護岸 ○多様な生物の生息空間のため静水域を確保 ○生態系景観を確保
<p>ソウレ川（普通河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工 ○松平郷園地整備の一環 ○石組みと柳枝による護岸 ○湧水を活かしたトンボ池

檜尾川 （準用河川） ●野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度～14 年度、市施工 ○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全 ○寄石による流れの多様化
加茂川 （一級河川） ●東山町～京ヶ峰地内、延長 540m、平成元～8 年度、市施工 ○加茂川公園と一体で多自然整備 自然植生の回復 ○寄石による流れの多様化
広沢川 （準用河川） ●猿投町地内、延長 1270m（事業中）、平成 15～、市施工 ○自然石や環境ブロックの使用による多様な生態系空間や景観の保全・回復 ○緩傾斜床止工による上下流の連続性確保 ○覆土による植生回復 ○緩傾斜護岸による親水機能確保

（２）環境保全型農業の推進

① 農地・水保全管理支払交付金事業

農地・農業施設など多面的機能をもつ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきたりしている現状や環境意識の高まる中、地域住民の参画のもと市内では 44 の活動組織が設立され、農地・農業用施設の草刈や景観植物の植栽・生き物調査など農村環境の保全に向けた取組を、活動組織の創意工夫により積極的に行っています。〔農地整備課〕



景観植物の植栽



水路の生きもの調査

② 中山間地域等直接支払交付金事業

平成 12 年度から始まったこの事業は、平成 22 年度から第 3 期の事業として平成 26 年度まで、加入農地条件の緩和や集団的サポート体制の新設など制度改正しながら継続実施されています。この事業は、農産物の生産、環境保全、災害防止等の中山間地域の農地の多面的機能を維持するために、集落ぐるみで農地を保全する集落に対し交付金を交付しています。

〔農政課〕

年度別交付金対象農地

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
支給対象農地 (ha)	969	976	980	931	934	944

③ 環境保全型農業直接支援対策事業

平成 23 年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組として、「農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで有機農業等の営農活動に取り組む場合」に対して支援を行いました。

平成 23 年度の実績は、17.2 ha でした。 [農政課]

④ 環境保全型産地形成対策費補助金事業

環境に配慮した農業を推進するため、桃の害虫防除のための夜蛾灯（害虫である吸ガ類の嫌がる黄色灯）を設置し、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減する取組に支援しました。

平成 23 年度の実績は、夜蛾灯 13 基（受益面積 2.3ha）でした。 [農政課]

3 生物の保護・育成

外来生物対策事業

本市では、文献調査や聞き取り調査の結果、15 種の特定外来生物の記録があります。また、今後注意が必要な要注意外来生物も 50 種（及び種群）以上の記録がありました。

本市で確認されている外来生物（外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき指定された特定外来生物、要注意外来生物のほか、専門家の意見により把握が必要とされる外来生物）の生息生育箇所の分布情報を収集し、本市における外来生物の実態を明らかにしていきます。

平成 23 年度は、自然観察の森周辺地域の寺部池等でオオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物の駆除を行いました。 [環境政策課]

市内で確認されている特定外来生物

分類群	種 名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
ハ虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
鳥 類	ソウシチョウ
魚 類	オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
昆虫類	なし
その他無脊椎動物 (貝類・甲殻類 等)	カワヒバリガイ
植 物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハシゴンソウ、ボタンウキクサ

第4節 自然のネットワークの形成

施策の基本的方向

自然環境の保全、再生、創出による自然のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境や良好な市街地環境の創造を図ります。

1 水系の保全とネットワーク

(1) 河川の水質保全

① 水道水源保全事業（水道水源かん養林）

水道水が将来にわたり「安全でおいしい水」であるためには、水道水源の保全が必要です。本市は、水道利用者の市民が、有限な水資源の保全と水道水の供給確保の重要性を認識していくことを目的とした「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により平成6年に創設しました。

水道料金のうち使用水量 1m³ (t) 当たり 1 円を「水道水源保全基金」として積立てています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併処理浄化槽へ切り替える場合に上乗せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。

平成20年度には「水源の森事業」として、旭地区に22haの「水源の森」を取得し、平成22年度に現況調査、平成23年度には隣接する旭高原元気村内にPR用看板を設置しました。

〔(上下水) 総務課〕

水質保全対策事業 高度処理型合併処理浄化槽切り替え補助実績

年度	設置数 (基)	補助額合計 (円)
H21 年度	41	5,320,000
H22 年度	12	1,550,000
H23 年度	2	250,000

② 下水道整備による効果

下水道の整備が進むと、家庭などから出る汚れた水が直接側溝に流れなくなり、川や海などの水質が改善されます。川の水質改善事例として、高橋地区を流れる加茂川の下水道普及率と水質の関係を示しました(下グラフ参照)。きれいになった加茂川の水辺では、子どもたちが遊ぶ姿も見られるようになりました。今後、下水道の整備が進む地域では、加茂川のように水質が良くなると思っています。

〔下水道建設課〕



BOD*と魚の関係

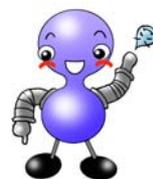
BOD (mg/l)	魚との関わり
2	アユ繁殖
3	アユ成育
5	小魚等の成育
8	コイ成育

※ BOD : Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることになります。



加茂川の様子

快適な暮らし下水道



市下水道イメージキャラクター
「ミカホ」ちゃん

③ 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続促進のため、相談員の戸別訪問による接続促進を実施しています。 [下水道施設課]

④ 下水道の適正管理

鞍ヶ池浄化センターほか9施設において、適正な維持管理をし、放流水質の基準値を確保しました。 [下水道施設課]

⑤ 下水道事業の広報広聴活動

広報誌の発行、出前講座の実施やイベントへの出展を行うなど下水道事業の啓発活動に努めています。

平成23年度には2月に広報誌「とよたの上下水道」を発行するとともに、下水道出前講座を16校の小学校で実施しました。 [(上下水)総務課]

(2) 水辺環境整備事業

① 親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成11年3月に開通した豊田大橋(矢作川)は、兩岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。 [河川課]



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢作川・・・豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋
水辺散策路・・・お釣土場水辺公園、古岸水辺公園など
緑陰歩道・・・豊田市駅周辺(挙母小学校～豊田市役所間)
都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道
日明川・・・巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備
散策路から河川に入ることができる
豊田市総合野外センターとの一体的利用
加茂川・・・川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策
できる市民のふれあいの場となっている



緑陰歩道

② 安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、人が水と親しむことができるような機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成10年4月から試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。〔河川課〕

(3) 市民にわかりやすい水環境指標推進事業

これまでの河川調査は、環境法令に従い有機的汚濁の指標である BOD を中心とした水質監視を実施してきました。

しかし、市民の求める河川環境は、そこにきれいな水が流れていることだけではなく、多様な生物が生息し、花や緑に包まれた潤いや安らぎのある空間として捉えられています。

このため、市民が水辺に求める癒しや親しみなどについて、「きれいな水」、「多様な生物」、「地域とのふれあい」、「水の利用性」の4項目をキーワードに、溶存酸素などの簡易試験や、水の匂いや景観性などの感覚調査によって、水辺空間を評価する新たな手法として「河川の水環境指標」を導入しています。平成23年度はこの「河川の水環境指標」を使い、市内の9河川で市民との共働調査を実施しました。〔環境保全課〕

(4) 豊田市矢作川研究所

本市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、市民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年1回シンポジウムを開催し、毎月研究所報などを発行しています。

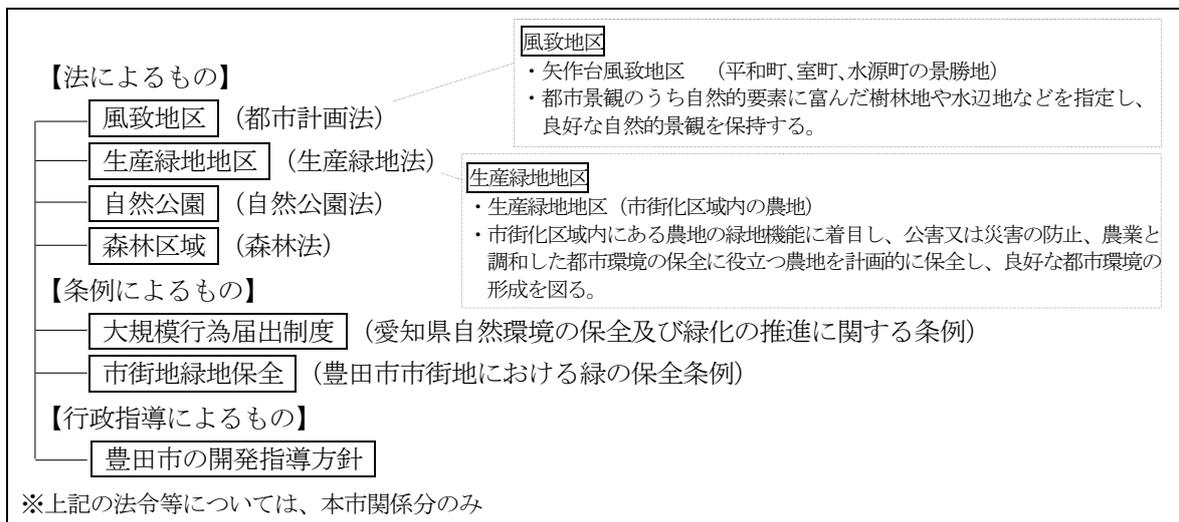
平成23年度のシンポジウムは、「川の力を取り戻す～アユから眺めた矢作川のいま～」をテーマに、アユをはじめとする水生生物からみた矢作川的环境変化による問題が話し合わせ、194名の参加者がありました。〔河川課〕

2 緑の創出とネットワーク

(1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。〔環境政策課、都市計画課〕

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系



① 市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成23年度末現在、798筆 336,168.77㎡が緑地指定され、そのうち約88%の685筆 295,835.63㎡が保全緑地に認定されています。〔公園課〕

【市街地緑地保全制度の概要】

I 指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要

II 保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続と買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

III 保全認定の更新

保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる

② 開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合に開発で残された緑地の一部は、豊田市開発許可技術基準に基づく緑地として市に帰属されます。これらの緑地は適切な維持管理を行い、開発地周

辺の環境を保全し、周辺住民の憩いの場として、また安らぎの空間として活用されています。

平成 23 年度末現在、50 か所、約 56ha の緑地があり、市が草刈り等を実施し管理を行っています。 [公園課]

(2) 公園・緑地の整備

① 緑の拠点となる公園の整備

水と緑のネットワークの骨格として、「緑の外環」「緑の内環」「緑の環境都市軸」「河川環境軸」を位置付け、都市公園・緑地等の拠点整備やネットワーク化を図るなど都市の緑地保全と活用を進めています。

さらに緑の環境都市軸の拠点として人と生物にやさしい潤いのある水と緑の都市空間を整備し、また都心地区を緑化重点地区に位置付け、緑化の推進と環境負荷低減に向けた取組を進めます。 [公園課]

緑の拠点となる公園の取組内容

事業名	平成 23 年度取組内容
鞍ヶ池公園第二期整備事業	市民活動、県道横断施設整備工事
中央公園整備事業	基本設計（案）策定

② 身近な公園・緑地の整備

地域の公園や緑地を整備し、それらを河川や街路樹でネットワークすることにより市街地に自然を呼び込み、自然と共生する快適な都市環境の実現を図ります。 [公園課]

身近な公園・緑地の取組内容

事業名	平成 23 年度取組内容
街区公園整備事業	整備工事 2 公園
近隣公園整備事業	整備工事 2 公園

(3) 緑化推進事業

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであるため、公共施設の緑化や市民の緑化意識向上のために積極的に施策を行っています。 [公園課、都市計画課]

① 公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。平成 23 年度には新たに公共施設緑化ガイドラインを策定し、先導的な施設緑化に取り組んでいます。

平成 23 年度は、17 事業で高木 353 本、低木 23,687 本、地被類 633,657 株を植栽しました。

公共施設緑化の主なもの

公共用地	整備状況（平成 23 年度末）
公園、緑地	・若林東公園整備工事始め 7 事業 高木 78 本、低木 14,711 本、地被類 602,407 株
道路	・豊田浄水特定土地区画整理事業始め 8 事業 高木 204 本、低木 8,831 本、地被類 28,700 株
公共施設	・福祉センター建設工事始め 2 事業 高木 71 本、低木 145 本、地被類 2,550 株

② 記念樹の配布

出生、結婚、転入及び新築をされた市民に、記念として緑化木の苗木を配布しています。届出をされた市の窓口で記念樹引換券を渡し、西山公園で交換を行いました。

平成 23 年度は、ケヤキ、グッケイジュ、サルスベリ、サザンカ、ベンジャミン、ハナミズキ、アジサイ、ローズマリー及びバラの 9 種、2,128 本を配布しました。

また、新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成 23 年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ及びベンジャミンの 4 種、4,093 本を配布しました。

③ 緑化木配布事業

緑化の普及と潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

緑化木の配布実績（'11 ガーデニングフェスタ、みどりフェスティバル 11 春・秋）

配布日	苗木の種類	配布数	配布者
4月29日	フェイジョア	1,000本	公園緑地協会
4月30日	アジサイアナベル	1,000本	公園課（県補助）
5月1日	ジュンベリー	1,000本	公園緑地協会
5月3日 ～5日	ベニバナトキワマンサク	500本	公園課（県補助）
	ブルーベリー カシワバアジサイ	500本 500本	公園緑地協会
11月19日 ～20日	ジンチョウゲ	250本	公園課（県補助）

クローズアップ

「植物 根ホリ葉ホリ」放映を開始しました

市民の植物への関心を掘り起こすため、ひまわりネットワーク制作の地域情報番組「よーいどん！」内に企画コーナー「植物 根ホリ葉ホリ」（5分間）を設け、平成 23 年 10 月から毎週金曜日に放映しています。

西山公園内の植物を毎回 1 種類取り上げて、緑の相談員が植物の由来や特徴、トピックスなどの豆知識を解説することで、より幅広い住民に、植物の魅力や緑化の大切さを啓発しています。



〔豊田市公園緑地協会〕

(4) 民有地の緑化促進

(民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設／屋上・壁面緑化支援事業)

都市における緑は、防災性の向上、生物多様性の向上、良好な景観形成等、生活環境の向上につながる様々な機能を持っています。しかし、本市の都心中心部では、その周辺の市街地に比べ、緑が特に少ない現状となっています。

そこで、都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の建築物の新築や増築をする際に、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する「緑化地域制度」の導入に向けた取組を進めています。平成23年度は、緑化地域制度の運用の際に必要な事項を定めた豊田市緑化推進条例を制定しました。

あわせて、今後、都心中心部における民有地の緑化を支援する目的で、既存の緑化助成制度の改定を行い、緑化義務の負担を軽減し、都市全体の緑化を推進していきます。

[都市計画課、公園課]

(5) 農地の保全

① 農業経営体活性化促進事業

本市では、認定農業者*の育成・支援などを通して農業の担い手の育成を図っています。

平成23年度には、新規で4人の認定農業者を認定し、平成23年度末時点で187人になりました。

平成24年2月には、豊田市担い手育成総合支援協議会が主催して、税に関する研修会を開催し、担い手の経営を支援しました。 [農政課]

* 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

② 農地バンク、耕作放棄地再生事業

農地の利用増進と遊休化の未然防止を図るため、農地バンク制度により農地の貸借を支援しています。平成23年度は、79haの農地を登録し、15haをあっせんしました。

また、耕作放棄地の再生利用にも取り組み、平成23年度は7.4haの農地の再生利用を支援しました。 [農政課]

(6) 里山*環境保全

市街地周辺の貴重な都市近郊林を保全するため、その方策を検討しています。

西部緑地の保全方策については、各種保全制度の比較検討を行い、保全の目的、適用地域、保全の効力を鑑みて、緑地保全地域、特別緑地保全地区などの手法があると考えています。

[都市計画課]

* 里山：集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動が行われている。

第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進

施策の基本的方向

水源かん養域としての森林・農地を保全、雨水の地下浸透の促進による地下水かん養や水資源の有効活用により、健全な水循環系を構築します。

1 水源かん養域としての森林・農地の保全

森林区域の保全

森林法に基づいて、保安林^{※1}や地域森林計画^{※2}対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進したりして、乱開発の規制を行っています。この他、第2章第4節「森の保全・整備」(47頁)を参照してください。 [森林課]

※1 保安林：森林の公益的機能を発揮するために、立木の伐採や土地の形質の変更等の規制を課した森林のこと

※2 地域森林計画：全国森林計画に則して、都道府県知事が立てる民有林を対象とした計画。森林の整備及び保全を内容とした10年間の計画

森林法に基づく森林区域（平成23年度末現在の指定地域）

区分（所管）	面積
保安林（県豊田加茂農林水産事務所）	市北部、東部を中心に18,339ha（市面積の20%）
地域森林計画対象民有林（森林課）	市北部、東部を中心に61,272ha（市面積の67%）

2 雨水の地下浸透の促進による地下水かん養及び水資源の有効活用

（1）雨水流出抑制整備

① 雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。 [河川課]

② 雨水貯留施設補助制度

下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造して、あるいは新設で雨水貯留施設を設置する方に対し、補助制度を設けています。雨水の有効利用、雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成23年度の補助件数は86件、補助合計額は2,571千円でした。〔下水道施設課、河川課〕

補助事業実績の推移

年度		H7~18	H19	H20	H21	H22	H23	累計
浄化槽の 再利用	件数	661	39	45	42	17	12	816
	金額（千円）	50,231	3,050	3,550	3,562	1,020	720	62,133
貯留・浸透 施設の新設	件数	358	32	59	71	69	74	663
	金額（千円）	14,623	1,309	1,699	1,841	1,887	1,851	23,210
合計	件数	1,019	71	104	113	86	86	1,479
	金額（千円）	64,854	4,359	5,249	5,403	2,907	2,571	85,343

【雨水貯留施設補助金交付制度の概要】

[補助率]

- ・ 不用浄化槽を転用する場合 : 補助率 1/2 (上限有り)
- ・ 雨水浸透施設の場合 : 補助率 1/2 (上限有り)
- ・ 貯留施設新設の場合 : 補助率 1/2 (上限有り)

[期待される効果]

- ・ 雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制／降水時の浸水被害の軽減
- ・ 水道使用の軽減／日常生活における雨水の再利用／不用浄化槽の再利用

第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進

施策の基本的方向

市民に身近な自然とのふれあいの場を確保するとともに、自然環境学習及び体験学習の機会の充実を図り、自然環境について活動できる人づくりを推進します。

1 自然とのふれあい空間の形成

(1) 自然観察の森及び周辺地域整備

自然観察の森及び周辺地域における美しい里山の景観と多様な生きものがすむ環境を守り、楽しく自然とふれあえる“気づき”の森として、自然系の環境学習施設を整備しました。市街地に隣接する里山や湿地、ため池などを「サシバのすめる森づくり」をテーマに保全し、学習フィールドとして活用し、主体的に自然や環境の保全活動が行える市民を育むための自然系の環境学習の拠点として位置付けています。

[環境政策課]



自然観察の森ネイチャーセンター

(2) 市民農園整備促進事業

市民が気軽に農とふれあうことのできる場づくりとして、市を始めとしてNPOや市民団体、農家など多様な主体による市民農園の整備を進めています。

平成23年度には、家庭菜園協会運営の市民農園が30区画増設され、2つの市民活動団体による市民農園が26区画増設・開設されました。

総区画数は平成24年3月末現在1,396区画となっています。

また、市民農園を活用した農業教室等の開催支援を2団体に対して行いました。 [農政課]

平成23年度に開設された市民農園（開設主体：民間）

開設団体名	市民農園名	開設区画数	増設・開設
高橋アスパの会	菜遊ファーム アスパ上原 (上原町)	17区画	開設
NPO 法人 豊田・加茂菜の花プロジェクト	伊保金山市民農園 (伊保町)	9区画	増設
家庭菜園協会	豊栄町市民農園 (豊栄町)	30区画	開設

(3) 旭高原元気村再生事業

旭高原元気村再生事業で、旭高原の環境を生かした自生ハナノキや星の観察などの自然体験型環境学習を推進するための施設整備と、自然体験プログラムの開発を進めています。

旭高原元気村には、愛知県の木であるハナノキが6本自生しています。ハナノキは、愛知・岐阜・長野にしか自生しておらず、全部で約3,000本しかないという貴重な木です。平成23年度は、ハナノキ観察会が1回（16人参加）、ハナノキ湿原の除草・伐採作業、育成調査等のボランティア活動が9回（53人参加）行われました。 [旭支所]

寿恵野小学校のビオトープが、全国学校・園庭ビオトープコンクール 2011 において、最高賞 5 つの中の環境大臣賞を受賞しました。このコンクールは、学校ビオトープの優れた実践例を紹介することで、環境教育や自然と共生する地域づくりに貢献しようとして開催されているものです。寿恵野小学校が受賞した環境大臣賞は、モデルとなる優れた取組のうち、特に野生の生き物のすむビオトープの質が秀でていたものに与えられる賞であり、校内の地下水を使った池や小川や田んぼに様々な生き物がすんでいることや、児童たちが外来種アメリカザリガニの駆除を定期的に行っていることが評価されました。



〔教育行政課〕

2 自然環境保全活動の推進

(1) 自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。〔環境政策課〕

① とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現をめざしています。平成 17 年度からは、市民を対象にして森と親しむことを目的に「森遊び」の活動を行っています。

平成 23 年度は、26 名が登録し、活動しました。

② 森先案内人あべまきの会

平成 14 年度から開催している「森の自然案内人養成講座」の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーが実施する自然解説を補助したり、自ら利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。

平成 23 年度は、56 名が登録し、活動しました。

③ 豊田自然調査の会虫めがね

平成 20 年度から開催している「調査ボランティア養成講座」の修了者等で、希望する市民により、平成 21 年度から組織されています。自然調査や標本、資料の収集活動などの自然とのふれあいを通じて、身近な自然のすばらしさに気づいてもらい、自ら考え行動できる人づくりを

推進しています。

平成 23 年度は、18 名が登録し、活動しました。

(2) 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。

名木の保護のため、看板を立てて啓発するとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。

平成 24 年 3 月末現在、270 件が名木として指定されています。 [環境政策課]

(3) 生きものと共生する地域づくり支援

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理等を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。

平成 23 年度は、3 団体が登録し、その活動に対して支援を行いました。 [環境政策課]

平成 23 年度 生きものと共生する地域づくり登録団体

団体名	活動人数	活動内容
カヤの木を守る会	10 人	名木「栢（カヤ）の木」の保安全管理活動
益富蛍友会	19 人	ホタル生息域の環境保全活動
豊田哺乳類研究会	23 人	哺乳類の生息域調査と生育環境の保全活動

(4) みどりの少年団活動支援事業

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で自主的かつ独創的な活動を展開しています。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実（利子）を活用した事業の一つで、市も補助金を交付する形で、少年団活動の支援をしています。 [森林課]

豊田市のみどりの少年団

名称	団員（児童で構成）
六所山みどりの少年団	豊松小学校（昭和 50 年結成）
足助みどりの少年団	足助小学校（昭和 50 年結成）
稲武みどりの少年団	稲武小学校（昭和 52 年結成）
築羽みどりの少年団	築羽小学校（昭和 52 年結成）
堤みどりの少年団	堤小学校（昭和 52 年結成）
土橋みどりの少年団	土橋小学校（昭和 63 年結成）
萩野みどりの少年団	萩野小学校（平成元年結成）
花山みどりの少年団	花山小学校（平成 4 年結成）
若林西小みどりの少年団	若林西小学校（平成 23 年結成）

(5) 矢作川「川会議」

平成 13 年から、矢作川の自然保全活動を続けている諸団体並びに関係機関が一堂に会し、これまでの活動の歴史を振り返り、これからの活動のあり方を話し合い、「森～川～海」の健全な水循環をめざして共通認識を図るために、毎年 5 月の第 2 土曜日に「川会議」を開催しています。平成 23 年度は「矢作川をもっともっと知ろう」をテーマに開催し、223 人の参加者がありました。〔河川課〕

(6) 水辺愛護会活動

水辺愛護会（自治区の有志で組織された団体）は、「ふるさとの川」の指定を受けた範囲内で、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成 5 年 4 月に発足された古巣水辺公園愛護会をはじめとし、平成 24 年 3 月末現在 18 団体約 500 人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。〔河川課〕

3 自然環境に関わる人づくり

(1) 自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により、昭和 45 年度から発行しており、環境政策課や自然観察の森で販売しています。（自然シリーズの一覧は「資料編 5 環境関連資料」（148 頁）に掲載しています。）〔環境政策課〕

(2) 農ライフ創生センター事業

定年退職者などを新たな農業の担い手として育成するため、2 年間の農作物の栽培技術研修を実施しています。合わせて、研修修了者に対して農地をあっせんする農地仲介も行っています。

平成 23 年度は、7 期生 45 人、8 期生 49 人、9 期生 55 人が受講しました。修了した 7 期生の内、19 人の新規就農者に対して約 3.6ha の農地を仲介しました。〔農ライフ創生センター〕

(3) 都市山村交流コーディネート組織育成事業

農山村地域が持つ多彩な地域資源を積極的に活用し、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図るとともに、都市住民との交流を定住につなげていくため、平成 20 年 12 月、都市と農山村の交流コーディネート組織「とよた都市農山村交流ネットワーク」が設立されました。「とよた都市農山村交流ネットワーク」が実施する交流事業の運営及び組織体制整備を支援し、都市と農山村の交流拡大を図り、受入組織体制整備の支援を行っています。〔農政課〕

平成 23 年度に実施した交流事業実績

交流事業名	内 容	実 績
都市農山村交流事業	セカンドスクール事業	平成 23 年 9 月 22 日 ・五ヶ丘小学校 33 名(受入農家 10 戸) ・五ヶ丘東小学校 18 名(受入農家 8 戸)
	交流事業	農山村地域内交流事業 7 回
交流企画事業	・モデルコース作成 ・農山村ネットだより作成	・パンフレット、HP 作成 ・会報配布 6 回
交流担い手育成事業	都市住民のための山里学校 開催	各地域開催 10 回
	都市住民の活動支援	大豆づくり、味噌づくり支援

(4) 矢作川学校

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習、コミュニティ自然環境学習や生き物観察会への講師派遣、魚釣りなど川遊びや生き物にふれあうイベントを行っています。

平成 23 年度は、34 回 1,339 名の参加者がありました。

[河川課]



水生生物観察会

(5) 学校教育における自然体験学習の実施

① 自然体験学習事業（中学校 2 年生対象）

本市では、豊かな自然環境に恵まれた県外の施設での自然体験活動と集団生活を支援することによって、自然を大切にする心や望ましい人間関係を育むための自然体験学習（自然教室）を支援しています。各学校は、夏季又は冬季の活動をそれぞれ工夫しています。〔学校教育課〕

自然教室の実績（中学 2 年生）

	実施校数 (%)	参加人数
夏季の自然体験	9 校 (30.8%)	1,025 人
冬季の自然体験	18 校 (69.2%)	3,078 人
(宿泊先) 国立乗鞍青年の家、国立信州高遠少年自然の家、国立若狭湾少年自然の家 国立立山少年自然の家、国立妙高少年自然の家、アイシンリゾート治部坂悠遊館等 夏季の自然体験例：野外炊飯、釣り、筏、カッター訓練、シュノーケリング、カヌー、水泳、 散策、登山、農業体験、アスレチック、川遊び、等 冬季の自然体験例：スキー実習、雪上運動会、立志の会、星の観察、等		

② 自然体験学習事業（小学校 5 年生・中学校 1 年生対象）

本市では、市内の施設を活用して、小学校 5 年生と中学校 1 年生対象の自然体験学習を支援しています。〔学校教育課〕

自然体験学習の実績（小学5年生・中学1年生）

実施学年	実施校数（%）	参加人数
小学校5年生	74校（100%※）	2,289人
中学校1年生	27校（100%）	6,196人
（宿泊先）豊田市総合野外センター（少年自然の家・青少年キャンプ場） 愛知県旭高原少年自然の家		64校（小50、中14） 33校（小20、中13）
小学校5年生自然体験例：野外炊事、クラフト作り、川遊び、火起こし体験、 キャンプファイヤー、アスレチック、天体観測、魚つかみ、 はし作り、等 中学校1年生自然体験例：野外炊飯、火起こし体験、キャンプファイヤー、登山、 ウォークラリー、ハイキング、ネイチャーゲーム、カヌー、 アスレチック、等		

※小学校75校中1校5年生在籍なし

（6）とよたエコツーリズム事業

近年、全国各地の観光名所を巡り歩く従来型の旅行とは違う、地域の自然や文化とのふれあいを求める「エコツアー」への関心が高まってきました。

本市では、平成23年度にエコツアーとして「足助の名木めぐり」を実施しました。このツアーでは、カーボンオフセット※の仕組みを利用し、バス移動で排出するCO₂に相当するグリーン電力を購入し、環境にやさしいツアー（エコツアー）としました。〔環境政策課〕

平成23年度 エコツアーの実施状況

エコツアー名	月 日	参加者	内 容	グリーン電力証書 購入量
足助の名木めぐり （足助地区）	9月16日	20人	・名木鑑賞 ・名木周辺のごみ拾い活動	200kWh （太陽光発電）

※ カーボンオフセット：生活活動などで生じるCO₂の排出量を自然エネルギー購入や植樹活動などによって埋め合わせをする仕組み



PV グリーン電力証書（足助の名木めぐり）

エコツアー「足助の名木めぐり」

Serial No.: 0P226-106-1012-00001801A09-0000197209
0P115-106-1012-0000081A09-0000100809

発電電力量：200kWh
 発電期間：平成22年6月から平成25年12月まで
 発電方法：太陽光発電
 発行日：平成23年9月16日
 使用期間：平成23年9月16日
 登録認定番号：10P226 10P115

この証書は、日本国内において発電された電力
 であることが保証されています。環境にやさしい電力を
 発行したことを示します。
 This is to certify that 200kWh of power were
 duly generated in Japan from June, 2010 to
 December, 2025.

グリーン電力証書認定事業者
 Authorized by G.E.C.C.J. 2022年11月発行
 New Energy Museum Co., Ltd.

第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換

本市では、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに積極的に取り組み、さらなる廃棄物の減量化・資源化を進めることにより、循環型のライフスタイルが進んだ都市をめざしています。

第1節 環境の状況

（1）ごみ処理事業

本市のごみ処理事業は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）については直接市が収集しています。事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物）については、事業者による処理施設への直接搬入、又は許可業者が収集、運搬し、その処理を市の処理施設で行っています。

〔ごみ減量推進課〕

（2）ごみ処理量

平成23年度に市が処理したごみ（一般廃棄物）及び回収した資源の量は、合計140,076t、一人1日当たりのごみ排出量（排出量原単位）は904gでした。平成22年度に比べ、排出量は年間約909t増加しました。

〔ごみ減量推進課〕

単位当たりのごみの量

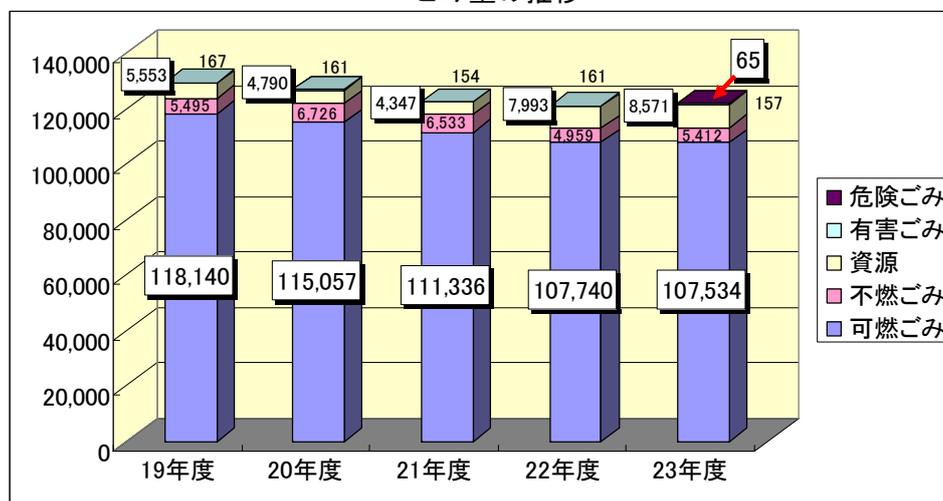
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
1日当たりのごみの量	424t	412t	412t	402t	385t	381t	383t
1人1日当たりのごみの量	1,031g	1,000g	982g	949g	910g	900g	904g
1人1年当たりのごみの量	376kg	365kg	359kg	347kg	332kg	328kg	331kg

ごみの総量と焼却量

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
総量	154,693t	150,370t	150,245t	146,666t	140,702t	139,167t	140,076t
（資源化事業回収分を除く）	(133,680t)	(129,779t)	(129,355t)	(126,734t)	(122,370t)	(120,870t)	(121,739t)
焼却量	114,420t	116,092t	115,729t	112,610t	108,821t	107,252t	107,535t

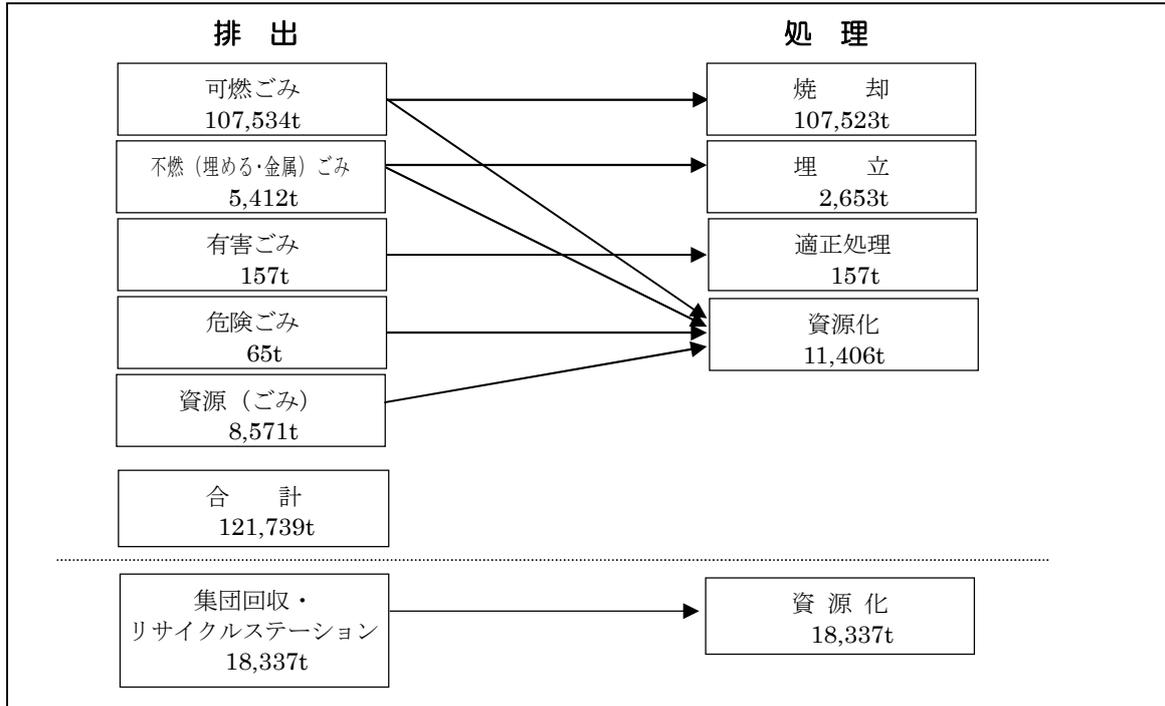
※ 資源化事業回収分は、集団回収及びリサイクルステーションでの回収分

ごみ量の推移



第4章 第1節 環境の状況

ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 23 年度）



(3) 分別収集の実施

家庭から排出されるごみと資源は、平成 9 年度に 6 分別 8 種類、平成 23 年度からは 7 分別 10 種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。

[清掃業務課]

ステーションの数（平成 24 年 3 月末現在）

資源ステーション		1,614 か所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	4,882 か所
	金属ごみ・埋めるごみ用	4,814 か所

資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など	
資源	プラスチック 製容器包装	週 1 回	指定ごみ袋（黒文字）	分別ごみ ステーション
	ガラスびん	月 1 回 (資源の日)	資源ステーション	
	飲料缶 ペットボトル			
有害ごみ				
燃やすごみ		週 2 回	指定ごみ袋（緑文字）	分別ごみ ステーション
金属ごみ		月 1 回	指定ごみ袋（青文字）	
埋めるごみ		月 1 回	指定ごみ袋（赤文字）	
粗大ごみ		申込制	戸別有料収集	

(4) 指定ごみ袋

本市では、昭和 42 年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成 5 年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。平成 17 年 7 月から形状を現在のレジ袋型に変更し、燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の 3 種類、平成 19 年 4 月からプラスチック製容器包装（黒文字）を加えた 4 種類になりました。自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、1 パック（大は 20 枚入り、小は 30 枚入り）150 円です。 [清掃業務課]

(5) ごみ処理施設（一般廃棄物の処理施設）

【豊田市施設】

<p>渡刈クリーンセンター〔ごみ処理施設〕 所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3 処理方式：全連続燃焼方式 （流動床式熱分解ガス化溶融方式） 能力：405 t/24h（135t/24h×3 炉）</p>	<p>緑のリサイクルセンター 〔有機性廃棄物資源化施設〕 所在地：豊田市枝下町下笹沢 197 処理方式：破砕＋発酵＋熟成 処理能力：26 t/日</p>
<p>藤岡プラント〔ごみ処理施設〕 所在地：豊田市下川口町奥山 516-4 処理方式：全連続燃焼方式（ストーカ方式） 能力：90 t/24h</p>	<p>砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕 所在地：みよし市三好丘旭 4-19-15 処理方法：標準脱窒素処理方式 ＋高度処理 処理能力：200kℓ/日</p>
<p>グリーン・クリーンふじの丘〔埋立処分施設〕 所在地：豊田市藤岡飯野町大川ケ原 1161-89 敷地面積：52ha 埋立容量：125,000m³</p>	

【逢妻衛生処理組合施設】

<p>逢妻衛生処理場〔し尿・汚泥処理施設〕 所在地：豊田市前林町前越 1 処理方法：浄化槽汚泥専用処理方式 標準脱窒素処理方式 処理能力：350kℓ/日</p>	<p>} +高度処理</p>
---	----------------

[清掃施設課]

(6) し尿処理

し尿収集は、市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集は、くみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は、平成 23 年度末現在 3,061 世帯で、平成 23 年度のし尿処理量実績は 9,526kℓ、汚泥処理量実績は 104,028kℓ でした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、合併処理浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少しています。 [清掃業務課]

第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進

施策の基本的方向

ごみの発生抑制（ごみになるものはことわる・ごみはつくらない）を最優先に取り組みます。

1 家庭系廃棄物の減量

生ごみの発生抑制の推進

① 生ごみのひとしぼり運動の周知啓発の実施

毎年広報とよた3月15日号に折り込んで全世帯配布する、ごみカレンダー「資源・ごみの分け方、出し方」に、水分ひとしぼり運動について掲載し、周知啓発を行いました。また、ごみ袋パックに啓発チラシを同封し、出前講座で配布しました。5月に開催した自治区を対象とする環境委員情報交換会においても、情報発信と啓発活動を行いました。〔ごみ減量推進課〕

② 生ごみ処理機器購入補助事業

家庭から出る生ごみを家庭で処理するために、生ごみ処理機器等の購入に補助金を交付しています。

平成23年度の補助実績は、堆肥化容器 237基、生ごみ処理機 171基でした。

〔ごみ減量推進課〕

【平成23年度生ごみ処理機器購入補助事業の概要】

- ・補助対象：市内に住所があり、市税を完納している人が、国内の販売店で購入したもの
ただし、処理機は1世帯につき1基
- ・手続：購入→申請→補助金交付
- ・補助額：購入費の1/2 上限20,000円

2 事業系廃棄物の減量

(1) 排出事業者に対する事業系一般廃棄物の排出抑制の推進

事業系一般廃棄物について、多量排出事業者における減量施策に係る調査・検討を行いました。また、ごみ処理施設では、搬入前検査を実施し、収集運搬業者及び排出事業者に対して分別に関する指導等を行いました。〔ごみ減量推進課〕

(2) 給食から排出される生ごみの堆肥化

以下に示す各給食センター等の生ごみは、豊田市緑のリサイクルセンターへ搬入し、堆肥化しています。〔保健給食課〕

緑のリサイクルセンターへの搬入状況（平成23年度）

排出元	搬入合計	排出元	搬入合計
中部給食センター	57,250kg	足助給食センター	6,090kg
北部給食センター	87,860kg	藤岡給食センター	24,970kg
平和給食センター	99,890kg	豊田養護学校	5,200kg
南部給食センター	98,195kg	トフス	54,870kg
東部給食センター	115,690kg	豊田食品	29,540kg

第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進

施策の基本的方向

再使用、再生利用をさらに進めて、資源の循環利用を推進します。

1 再使用（リユース）の促進

不用品紹介制度

家庭にある不用品を「ごみ」として捨てるのではなく、必要とする人に譲ることにより無駄の無い消費生活をし、物を大切にする「リユース」の普及を目的として、不用品等の情報の提供を行っています。

平成23年度の利用実績は、次のとおりでした。 [消費生活センター]

登録件数			成立
さしあげます	譲ります	譲って下さい	
840	409	1,496	583
2,745			

2 再生利用（リサイクル）の促進

(1) ごみ減量に向けた資源化の推進

① 資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績（平成23年度）

ガラスびん	飲料缶	ペットボトル	プラスチック製容器包装
1,500t	81t	229t	1,923t

② 集団回収

学校や子ども会など、集団（廃品）回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています。

平成23年度の実績は、回収量 6,819t（古紙類 6,642t、古布 177t）でした。

③ リサイクルの家設置事業

ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にリサイクルの家を設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています。

平成23年度の実績は、設置件数 16 自治区 16 基（累計 211 自治区 456 基）でした。

④ 金属ごみリサイクル事業

民間処理施設にて金属ごみ及び不燃性粗大ごみから金属を回収し、リサイクルしています。また、金属ごみから小型家電を含む廃家電等を抜取り、レアメタルを回収できる業者に売却しています。

平成23年度の実績は、回収量 1,763t（金属・非鉄 1,691t、小型家電 72t）でした。

⑤ 搬入ごみ資源回収

渡刈クリーンセンター、藤岡プラントに自己搬入されたごみの中から、資源を選別・回収しています。

平成 23 年度の実績は、古紙 11t、金属（焼却残さ） 493t でした。

⑥ 施設へ直接搬入された資源

グリーン・クリーンふじの丘へ直接持ち込まれた資源（ガラスびん、飲料缶）を回収しています。

平成 23 年度の実績は、回収量 291t（ガラスびん 275t、飲料缶 16t）でした。

[ごみ減量推進課]

(2) リサイクルステーション

大型店舗の駐車場等 21 か所に常設ステーションを設置し、古紙類、古布、飲料缶、ペットボトル、びん等を回収しています。平成 23 年度の実績は次のとおりです。 [ごみ減量推進課]

リサイクルステーション回収実績（平成 23 年度）

古紙類	古布	飲料缶	ペットボトル	ガラスびん	プラスチック製 容器包装	合計
8,401t	558t	445t	640t	1,247t	218t	11,509t

○リサイクルステーション設置場所（21 か所）

1 大林町 1 丁目(メグリア本店西側 駐車場)	18 小原町(小原支所駐車場)
2 若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場)	19 稲武町(稲武交流館駐車場)
3 広路町(イオン豊田店 西駐車場)	20 小渡町(旭支所駐車場)
4 宝来町(東山体育センター 駐車場)	21 大林町 11 丁目(末野原中学校北)
5 畝部西町(A コープうねべ店 駐車場)	
6 四郷町(愛環四郷駅南マレットゴルフ場入口)	
7 梅坪町(三洋堂書店梅坪店 南隣)	
8 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)	
9 東保見町(愛環保見駅東 高架下)	
10 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)	
11 前田町(フィール・フードメッセトヨタ 東駐車場)	
12 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)	
13 土橋町(アピタ豊田元町店 西側駐車場)	
14 高丘新町(高岡公園駐車場)	
15 藤岡飯野町(ふじのさと 南側)	
16 西中山町(メグリア藤岡店敷地内)	
17 大沼町(下山トレーニングセンター 南側)	



リサイクルステーション

(3) 緑のリサイクルセンター

一般廃棄物処理基本計画の基本方針の一つに掲げている「資源循環の促進」を図る施設として、刈草・せん定枝及び食品残さを堆肥化する「緑のリサイクルセンター」が平成 22 年 7 月にオープンしました。平成 22 年度は、製造した堆肥を幅広く利用してもらうため、無料で配布

を行いました。平成 23 年度からは堆肥の販売を開始しています。

〔清掃施設課〕

刈草・せん定枝堆肥化実績（平成 23 年度）

堆肥製造量	堆肥有効利用量	チップ有効利用量
822t	728t	180t

（４）溶融スラグの資源化の促進

溶融スラグとは、一般廃棄物を 1,200 度以上の高温で溶かし、冷却・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事で有効利用しています。

〔清掃施設課〕



溶融スラグストックヤード

溶融スラグ有効利用量（平成 23 年度）

一般廃棄物 処理量	溶融スラグ 製造量	溶融スラグ 有効利用量
89,929t	3,618t	3,404t



溶融スラグ

（５）除籍済図書資料の再生利用

図書館では、中央館・ネットワーク館（交流館等）の除架図書資料を学校等に配布したり、入館者に無償で提供したりしています。また、読めなくなった図書、新聞、雑誌等は古紙回収業者に回収を依頼しています。

平成 23 年度は、約 30,000 冊を無償提供、10t を古紙回収業者による資源回収へと提供しました。

〔図書館〕

第4節 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

1 一般廃棄物の適正な処理

不法投棄パトロール隊の活動支援

まちの美観等を阻害する不法投棄やごみのポイ捨て等の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地球環境の保全を図るため、不法投棄パトロール隊の活動に対し必要な支援を行ない、美しいまちづくりを進めました。

平成23年度末時点の不法投棄パトロール隊は、169団体5,482人です。

また、ごみ散乱防止啓発事業の効果を高めるため、マスコットキャラクター「ポイ STOP くん」を誕生させ、ポイ STOP くんを活用した街頭啓発活動等を実施しました。〔清掃業務課〕



ポイSTOPくん

2 産業廃棄物の適正な処理

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者数は、下表のとおりです。

なお、収集運搬業は平成23年度に許可の合理化がされ、ほとんどが県の許可に移行しました。〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種 類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合 計		
	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
収集運搬業	2,645	2,618	287	287	287	21	2,932	2,905	308
処分業	74	77	76	5	5	5	79	82	81
合 計	2,719	2,695	363	292	292	26	3,011	2,987	389

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理施設設置状況（法律で定めるものに限る：各年度末現在）

中間処理の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合 計		
	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
汚泥の脱水	2	2	2	32	31	31	34	33	33
汚泥の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
汚泥の乾燥	1	0	0	0	0	0	1	0	0
廃油の油水分離	3	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
廃酸・廃アルカリの中和	3	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチック等の 破砕施設	33	35	35	1	2	2	34	37	37
廃プラスチックの焼却	2	3	3	2	1	1	4	4	4
汚泥のコンクリート固化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	3	3	2	1	1	1	4	4	3
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	52	48	47	39	38	38	91	86	85

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※

処分場の形式	処分業の施設数			自社処理等の施設数			合計		
	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
しゃ断型※	0	0	0	1	1	1	1	1	1
安定型※	4	4	4	0	0	0	4	4	4
管理型※	3	2	2	1	1	0	4	3	2
計	7	6	6	2	2	1	9	8	7

※ 既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

※ しゃ断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としゃ断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場。

※ 安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

※ 管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

(2) (財) 豊田加茂環境整備公社

豊田市及びみよし市内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの財団法人豊田加茂環境整備公社（旧名称：財団法人豊田加茂産業廃棄物処理公社）が設立され、平成4年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立処分を開始しています。現在、市内企業を中心に100余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立処分を行っており、平成9年度から2か所、平成15年度から1か所、計3か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立処分しています。

平成23年度の廃棄物総受入量は約122,600tで、このうち約113,700tが産業廃棄物、約8,900tが一般廃棄物の焼却灰でした。平成23年度は受入拡大に加え、製鋼メーカーからの鉍さい等の単年度集中処分を受け入れたため、昨年度の愛知県処分場の代行受け入れ分を除けば、実質過去最高の受入量となりました。〔産業労政課〕

廃棄物受入実績

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
産業廃棄物	18,300t	49,300t	123,100t	113,700t
一般廃棄物	9,100t	8,000t	19,800t	8,900t
総受入量	27,400t	57,300t	142,900t	122,600t

(3) 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

平成18年10月に施行された「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受理しました。〔廃棄物対策課〕

条例に基づく届出件数（平成 23 年度）

届出の種類	件数
県外産業廃棄物搬入	338
特定産業廃棄物保管	1
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	11
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	2
小規模処理施設設置	5
説明会開催	1
計画内容周知	7
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	1

（４）PCB廃棄物の適正保管に関する調査・公表

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から、平成 22 年度の PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査の結果、PCB 廃棄物保管事業場数は 215 事業場、PCB 使用製品使用事業場数は 44 事業場ありました。また、日本環境安全事業(株)による PCB 廃棄物の処理により、平成 23 年度は、市内で保管されていた 65 台の高圧コンデンサが適正処理されました。〔廃棄物対策課〕

（５）自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日から使用済自動車を再資源化するための引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可が必要となりました。

本市においても、これらの業の登録・許可に関する事務によって下記の事業所数の登録・許可をしています。〔廃棄物対策課〕

自動車リサイクル法に基づく事業所数（平成 23 年度末現在）

登録		許可	
引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
218	91	16	8

（６）廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化

市域内における廃棄物処理施設の立地に際し、生活環境影響上の観点から特別な配慮が必要である施設を定め、その施設への影響を最小限に抑えるため、「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の厳格な運用により、一定距離以上の場所への誘導を行っています。〔廃棄物対策課〕

（７）適正処理指導及び不適正処理の防止

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、排出事業者及び廃棄物処理業者の施設に立入検査を行い、適正処理指導を行いました。

また、野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、延べ 1,352 件の事業場に立ち入りしました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

平成 23 年度は、定期立入事業場 263 件、その他立入事業場 1,089 件でした。〔廃棄物対策課〕

立入件数

年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
定期立入(排出事業者及び廃棄物処理業者)	251	166	171	263
その他立入	882	953	514	1,089
合計	1,133	1,119	685	1,352

(8) 不法投棄等の通報体制づくり

本市は、平成 13 年に市内の郵便局及びタクシー協会と不法投棄に関する覚書を締結していましたが、周辺町村との合併を契機に内容と協力事業所を整理・統合することで、より一層市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図ることを目的として、平成 18 年 1 月 27 日に、日頃市内において幅広く業務を行っている 6 団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力株式会社豊田営業所、豊田森林組合、郵便局（現 郵便事業(株)豊田支店）、豊田市猟友会、東加茂猟友会）と「通報に関する覚書」を締結しました。また、平成 21 年 1 月 23 日に 3 団体（(株)ジェネッツ中部支店、社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部豊田分会、東邦ガス(株)豊田営業所）と覚書を締結しました。

平成 23 年度は、1 件の不法投棄の通報があり、撤去などの対応をしました。〔廃棄物対策課〕

団体からの通報件数

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
件数	4	1	1

(9) 苦情相談への対応

市民・企業等から平成 23 年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は 86 件で、平成 22 年度と比較して 32 件減少しました。苦情の主な内容としては、廃棄物の野焼き、不法投棄等です。〔廃棄物対策課〕

(10) 不適正処理に対する行政処分

パトロールや市民等からの通報や苦情、立入検査等によって不適正処理事案が発見されることがあります。発見後は、速やかに原因者に対してその行為を中止させ、原状回復措置を求める指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。

平成 23 年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導 46 件、改善勧告 6 件の計 52 件の行政指導と、6 事業者への処理業の許可取消などの行政処分を行い、不適正処理事案を改善しました。〔廃棄物対策課〕

(11) 航空写真を解析した不法投棄等監視システム事業

通常業務では把握できない地域における不法投棄等の監視の充実を図るため、平成20年度から航空写真を解析して現地調査を行っています。これにより、地図に載っていない道の先にある不法投棄現場など、発見が困難な場所での不法投棄等の確認をすることができます。県内では本市の他、岡崎市が実施しています。

平成23年度は、3,641地点の現地調査を行い、その内31件の不適正処理の指導をしました。

[廃棄物対策課]

航空写真を解析した不法投棄等監視 現地調査・不適正処理指導実施状況

年度	H22年度	H23年度
現地調査地点	市内全域	市内全域
	3,000地点	3,641地点
不適正処理指導件数(件)	12件	31件

第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全

本市では、産業型公害などの従来型の公害問題に加え、水質汚濁や自動車公害などの都市型公害、さらには私たち人間を含む生物への悪影響が懸念される有害化学物質による新たな環境問題に的確に対応し、すべての市民が健康に暮らせる安全・安心な環境が確保された都市をめざしています。

また、魅力ある景観を保全し創出するとともに、地域の歴史・文化の保全と活用、地域生活のマナーやルールへの順守などにも積極的に取り組み、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできる都市をめざしています。

第1節 環境の状況

(1) 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成23年度の苦情相談件数は233件（延べ281件）でした。野外焼却等に起因する大気汚染98件（35%）、騒音75件（27%）及び悪臭63件（22%）に関する苦情で全体の約8割以上を占めました。

〔環境保全課〕

公害に関する苦情受付件数

種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	主な原因
大気	141	120	119	103	98	野焼きや焼却炉のばい煙 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	28	24	18	24	22	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒音	82	65	68	65	75	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振動	8	4	7	6	0	建設作業、通過車両
悪臭	82	69	71	49	63	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	27	21	11	13	23	廃棄物、電波障害、害虫の発生
合計*	310	270	267	231	281	

※ 苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがある

(2) 企業との協定—公害防止協定及び環境の保全を推進する協定

本市では、昭和48年から市内に立地する企業と市との間で、「公害防止協定」を締結してきました。その後、平成20年度から持続可能な社会の構築をめざして、公害防止協定の内容に地球温暖化防止などの環境に配慮した取組計画の策定等を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」への改定締結を進めています。

平成23年度末までに、従来の公害防止協定事業者のうち35事業者と「環境の保全を推進する協定」に改定締結し、その他の52事業者とは「公害防止協定」を引き続き継続しています。これら協定では、地域の環境負荷低減を目的に法律や県条例の公害規制より厳しい協定値を定めており、締結事業者には協定値の順守に努めてもらっています。また市では定期的に協定を締結した事業者へ立入検査を行い、順守状況の確認を行うなど市民の健康と生活環境の保全を図っています。

〔環境保全課〕

第2節 大気汚染の防止

施策の基本的方向

事業活動や自動車の利用によって排出される大気汚染物質の削減を図ります。

1 大気汚染の監視・調査の実施

(1) 大気環境調査

① 大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。 [環境保全課]

② 大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

平成23年度は二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素は全局で環境基準を達成しました。しかし、浮遊粒子状物質は、4局中2局で環境基準を達成せず、また、光化学オキシダントは4局すべてで環境基準を達成しませんでした。

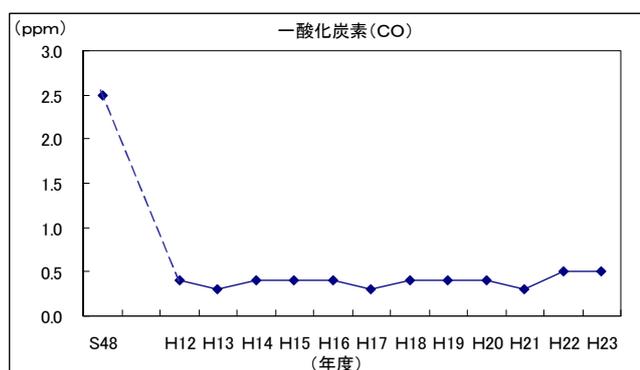
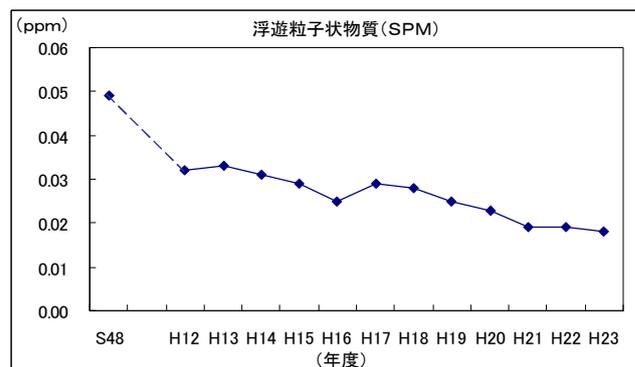
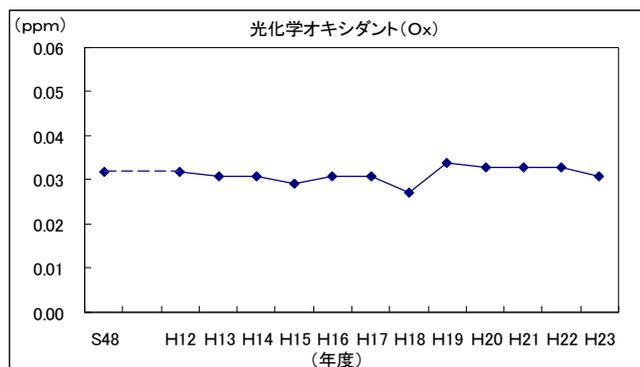
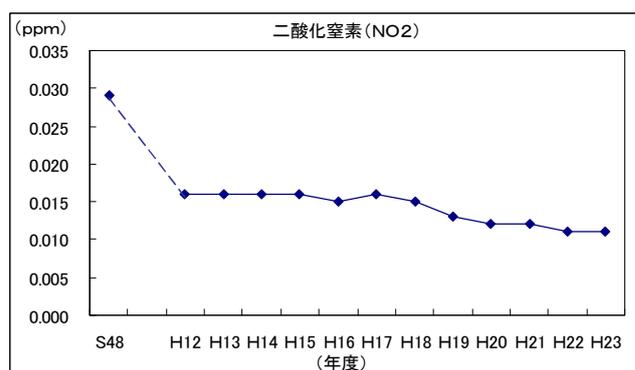
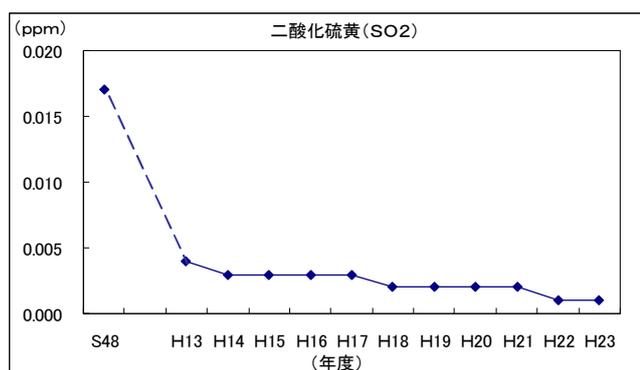


大気測定局における環境基準の達成状況 (○達成 ×非達成)

年度 測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) 長期的評価			二酸化窒素 (NO ₂) 長期的評価			一酸化炭素 (CO) 長期的評価			浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価			光化学オキシダント (Ox) 短期的評価		
	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
北部局	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	×	×	×
東部局	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	×	×	×	×
中部局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
南部局	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	×	×	×	×
全国一般環境局達成率 (平成22年度)	99.7%			100%			100%			93.0%			0.0%		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		

評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと	5時から20時の昼間時間帯の1時間値が年間を通じて0.06ppm以下に維持されること
------	---	--	---	---	--

大気汚染物質の経年変化（市内4局の年平均値）



二酸化硫黄、一酸化炭素に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和48年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、環境基準と比較して低い値で推移しています。

二酸化窒素については、環境基準を達成し緩やかな減少傾向で推移しています。二酸化窒素を含む窒素酸化物は、燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、

家庭等多岐にわたっており、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。

浮遊粒子状物質については、黄砂のものと考えられる影響から、2局で環境基準を超過しましたが、年平均値をみると緩やかな減少傾向で推移しています。浮遊粒子状物質の低減対策としては、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。

光化学オキシダントは、横ばいの傾向で推移しています。年平均値は0.03ppm程度であるものの、特に春から夏にかけて基準値を超えることがあり、すべての測定局で達成していない状況が続いています。全国的にも達成率は0.0%と、非常に低い状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が発令基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報等が発令されます。平成23年度は、予報等が4日発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

降下ばいじんは、大気中に浮遊するばいじん、粉じん等の粒子状物質の中でも比較的粒子が大きく、重力や降雨によって地上に降下するものをいいます。愛知県は、簡易測定（デポジットゲージ法）により県下8地点において降下ばいじん量の調査を行っています。

本市では、1か所（市環境センター屋上）で継続した調査を行っており、平成23年度の降下ばいじん量は年平均で1.36 t/km²・月であり、ここ数年概ね横ばいの傾向で推移しています。

【大気汚染の原因物質】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・二酸化硫黄（SO₂）：硫黄酸化物（SO_x）の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。・二酸化窒素（NO₂）：窒素酸化物（NO_x）の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。・一酸化炭素（CO）：酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。 | <ul style="list-style-type: none">・浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が0.01mm以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するもの、黄砂や土壌粒子の巻き上げ等自然由来のものがある。・光化学オキシダント（Ox）：窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。 |
|--|---|

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定され、平成18年12月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質が追加され、平成22年10月にヒ素及びその化合物が追加されました。

本市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取り組み、平成23年度に市内5地点※（一般環境4、沿道1）で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、すべての地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されているアクリロニトリルをはじめ8物質についてもすべての地点で指針値を下回りました。

この他、環境基準等の評価値が設定されていない有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取り組むべきとされる物質のうち9物質について、モニタリング調査を実施しました。これらの物質は、平成22年度全国調査結果の平均値と比較し、同程度の値でした。〔環境保全課〕

※ 一般環境：北部、中部、南部大気測定局、藤岡支所 沿道：市役所分庁舎

環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成23年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			H21	H22	H23		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	1.2	1.1	0.92	○	年平均値 3以下
	沿道	市役所分庁舎	1.6	1.4	1.3	○	
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.12	0.13	0.17	○	年平均値 200以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.14	○	
テトラクロ ロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.15	0.071	0.075	○	年平均値 200以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.079	○	
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	1.6	1.1	2.0	○	年平均値 150以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	1.2	○	

(注1) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム) : 100万分の1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が環境基準を満たした場合は○、満たさなかった場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成 23 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			H21	H22	H23		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.021	0.014	0.028	○	年平均値 2 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.058	○	
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.0065	0.0082	0.011	○	年平均値 10 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.0020	○	
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部大気測定局	1.7	1.6	1.9	○	年平均値 40 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	1.8	○	
ニッケル 化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部大気測定局	3.0	3.6	2.4	○	年平均値 25 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	3.2	○	
クロロ ホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.10	0.13	0.19	○	年平均値 18 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.23	○	
1,2-ジクロロ エタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.12	0.10	0.093	○	年平均値 1.6 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.070	○	
1,3-ブタジエ ン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.15	0.12	0.11	○	年平均値 2.5 以下
	沿道	市役所分庁舎	0.27	0.19	0.19	○	
ヒ素及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部大気測定局	1.1	0.66	0.97	○	年平均値 6 以下
	沿道	市役所分庁舎	—	—	0.77	○	

(注1) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム) : 100 万分の 1g , 1ng (ナノグラム) : 10 億分の 1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が指針値を満たした場合は○、満たさなかった場合は×とした。

(注3) 指針値は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

2 工場や事業場の大気汚染防止対策の推進

(1) 工場・事業場に対する大気汚染防止対策の規制・指導

地域の大气環境を保全するためには、工場などの固定発生源、自動車などの移動発生源等から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物 (VOC) 等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、光化学スモッグや酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

工場・事業場対策

本市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラー等）を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成 23 年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は 1,675 施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙、粉じん及び炭化水素系物質発生施設は 1,506 施設あります。

平成 23 年度は、立入調査等を 59 件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。行政検査については 2 事業場で行いました。また、大気汚染物質排出の実態を把握するため、市内のばい煙発生施設設置事業者を対象に排出量調査を行いました。〔環境保全課〕

ばい煙・粉じん発生施設数（平成 23 年度末現在）

大気汚染防止法ばい煙発生施設			大気汚染防止法粉じん発生施設			県民の生活環境の保全等に関する条例	
ばい煙発生施設		施設数	粉じん発生施設		施設数	特定施設	施設数
1	ボイラー	775	一般粉じん発生施設			ばい煙発生施設	367
5	溶解炉	78	2	堆積場	28	粉じん発生施設	1,115
6	金属加熱炉	190	3	ベルトコンベア・パケットコンベア	226	炭化水素系物質発生施設	24
9	焼成炉、溶融炉	0	4	破砕機・塵砕機	19	合計	1,506
10	直火炉	8	5	ふるい	11		
11	乾燥炉	81	合計		284		
13	廃棄物焼却炉	12	揮発性有機化合物排出施設		施設数		
24	鉛溶解炉	2	2	塗装施設	46		
29	ガスタービン	74	3	乾燥施設	1		
30	ディーゼル機関	95	8	洗浄施設	7		
31	ガス機関	22	合計		54		
合計		1,337					

大気汚染防止のための調査実績

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	59	
法令に基づく調査	46	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
	13	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認調査
うち 大気汚染防止推進月間の調査	(25)	燃料の使用量が増加し大気汚染が進む 12 月の大気汚染防止推進月間に、重点的に立入調査

(2) 民間建築物の吹付けアスベスト分析・除去費補助事業

平成 20 年度から制度を新設し、アスベストを含有している恐れのある吹付け建材の分析調査費及びアスベスト含有が認められた吹付け建材を除去等する費用の一部を補助しています。

平成 23 年度の補助実績は、分析調査費が 2 件（196 千円）、除去等費は 0 件でした。

〔建築相談課〕

3 自動車排出ガス対策の推進

(1) 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。

平成 23 年度は、東名高速道路と県道駕鴨 三好線の交差点付近の豊田市南消防署西分署敷地内で 3 週間にわたって調査しましたが、環境基準を上回る値は観測されませんでした。近くの一般環境測定局の中部大気測定局と比較して、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などは若干高い傾向が見られますが、市内の他の一般環境測定局と比較しても、大きな差は見られませんでした。

[環境保全課]

(2) 公共交通の利用促進

本市は、公共交通基本計画に基づき、人の移動の状況に応じた公共交通ネットワークの構築と、ITS を活用した公共交通利用の促進を図っています。また、徒歩や自転車利用の促進も図っています。

[交通政策課]

(3) 道路や交差点の改良・整備

渋滞などによる環境負荷を低減するため、バイパスや幹線道路、交差点など道路の改良・整備により自動車交通の円滑化を推進しています。

[調査課]

第3節 水質汚濁の防止

施策の基本的方向

事業活動や家庭生活によって排出される汚濁水による河川への汚濁負荷を減らします。

1 河川水質の監視・調査の実施

河川水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成23年度に市内主要43河川1池のうち58地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、すべての河川において環境基準に適合しました。

また、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が類型指定されている矢作川等の8河川で、有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）についても環境基準に適合しました。ただし、大腸菌群数については、経年的に低い適合率が続いています。

また、平成21年度から水生生物の保全に係る環境基準（全亜鉛）が矢作川水域に指定され、調査の結果、すべての地点で環境基準に適合しました。〔環境保全課〕

河川水質（生活環境項目）の環境基準の適合状況

河川名	地点番号 地点名	類型	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	類型	全亜鉛 (mg/l)
介木川	614 万町浄水場取入口	A	7.5 (100%)	<0.5 ○	6 (100%)	11 (100%)	5,600 (33%)	生物 A	0.002 (100%)
	613 小渡新橋		7.5 (100%)	0.7 ○	6 (100%)	11 (100%)	3,700 (33%)		0.003 (100%)
木瀬川	631 堀越橋		7.4 (100%)	0.6 ○	3 (100%)	11 (100%)	2,700 (33%)	生物 B	0.002 (100%)
矢作川	615 有平橋		7.6 (100%)	0.6 ○	2 (100%)	11 (100%)	2,300 (50%)		0.002 (100%)
	1 富国橋		7.3 (100%)	<0.5 ○	4 (100%)	11 (100%)	1,700 (33%)		0.002 (100%)
	10 豊田大橋		7.3 (100%)	0.6 ○	3 (100%)	11 (100%)	2,400 (33%)	0.003 (100%)	
犬伏川	216 千洗川合流前		7.6 (100%)	0.7 ○	7 (100%)	10 (100%)	15,000 (0%)	0.003 (100%)	
	2 犬伏橋		7.5 (100%)	<0.5 ○	4 (100%)	11 (100%)	7,300 (33%)	0.002 (100%)	
巴川	652 香恋の里		7.1 (100%)	0.6 ○	2 (100%)	11 (100%)	330 (100%)	0.002 (100%)	

	641 足助近岡		7.3 (100%)	0.5 ○	3 (100%)	12 (100%)	4,900 (50%)		0.004 (100%)
	76 滝穂橋		7.3 (100%)	<0.5 ○	4 (100%)	11 (100%)	3,500 (33%)		0.003 (100%)
矢作川	217 天神橋	B	7.2 (100%)	0.7 ○	6 (100%)	11 (100%)	6,400 (50%)		0.004 (100%)
逢妻女川	218 野末橋		7.8 (100%)	2.0 ○	5 (100%)	11 (100%)	—	—	—
	33 御乗替橋		7.5 (100%)	3.7 ○	8 (100%)	10 (100%)	—	—	—
	40 駒新橋		7.4 (100%)	3.8 ○	9 (100%)	10 (100%)	—	—	—
逢妻男川	219 清水橋	D	7.1 (100%)	1.7 ○	3 (100%)	10 (100%)	—	—	—
	44 宮前橋		7.3 (100%)	1.8 ○	7 (100%)	11 (100%)			
	77 雲目橋		7.3 (100%)	2.5 ○	9 (100%)	10 (100%)	—	—	—
猿渡川	50 千石橋		7.6 (100%)	1.7 ○	10 (100%)	11 (100%)	—	—	—

- ・A 類型河川（利用目的の適応性：水道 2 級他）は、矢作川上流（矢作ダムから明治用水頭首工まで）、巴川（全域）、介木川（全域）、木瀬川及び犬伏川下流などが指定されています。
- ・D 類型河川（利用目的の適応性：工業用水 2 級、農業用水他）は、境川等水域に流れ込む猿渡川（全域）、逢妻川上流から下流までが指定されています。
- ・BOD に関して、上段 測定結果の 75% 水質値
下段 環境基準への評価結果
- ・適合率[%] = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100

【環境基準等について】

- ・「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等 26 項目について定められ、すべての河川等に適用される。
- ・「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の 5 項目である。本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川、介木川、木瀬川の 8 河川に適用されている。
- ・BOD（生物化学的酸素要求量）：好氣的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のこと、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。BOD の値が高くなるほど、汚濁していることになる。BOD の環境基準評価は、全データのうち小さい方から 75% にあたるデータ値（75% 水質値）で行う。

生活環境項目の環境基準

類型	利用目的 の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄を 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄を掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	--
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	--
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2mg/l 以上	--

水生生物の保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値※
		全亜鉛
生物A	イwana、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の育成場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域うち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の育成場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

※基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 工場や事業場の排水対策の推進

(1) 工場・事業場に対する排水対策の規制・指導

① 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。

平成 23 年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が 933 事業場あります。

[環境保全課]

【特定事業場数】平成 23 年度末現在

○水質汚濁防止法で定める特定事業場	… 933 事業場
{ 矢作川水域 }	… 644 事業場
{ 境川等水域 }	… 289 事業場
└ うち規制対象事業場（排水基準適用）	… 249 事業場

水質汚濁防止法特定事業場数（平成 23 年度末現在）

特定施設 号番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)	特定施設 号番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)
1-2	畜産農業又はサービス業	48(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	48(35)
2	畜産食料品製造業	5(2)	66	電気めっき施設	10(10)
3	水産食料品製造業	1(1)	66-2	旅館業	115(20)
4	保存食料品製造業	9(1)	66-3	共同調理場	6(4)
5	みそ、しょう油等製造業	5(4)	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	5(2)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-5	飲食店	38(15)
10	飲 料 製 造 業	6(2)	67	洗たく業	66(4)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	44(1)
17	豆腐又は煮豆の製造業	16(1)	68-2	病院（病床数が 300 以上）	1(1)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1(1)
27	無機化学工業製品製造業	3(1)	70-2	自動車分解整備事業	4(0)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71	自動式車両洗浄施設	165(5)
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業品製造業	1(1)	71-2	科学技術に関する研究・試験機関	10(7)
54	セメント製品製造業	7(1)	71-3	一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(0)
55	生コンクリート製造業	18(1)	71-4	産業廃棄物処理施設	6(4)
58	窯業原料の精製業	28(28)	71-5	TCE・PCEによる洗浄施設	2(2)
59	砕石業	2(2)	71-6	TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)
60	砂利採取業	9(9)	72	し尿処理施設	48(43)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	19(9)	73	下水道終末処理施設	1(1)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	74	特定事業場から排出される水の処理施設	2(1)
			—	指定地域特定施設	163(24)
				合計	933(249)

※ 特 定 施 設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

※ 特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

② 事業場等発生源対策

ア 法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、

水質汚濁防止法で定められています。市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。

平成 23 年度は、延べ 146 事業場の立入検査を実施し、延べ 87 事業場について排水水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ 5 事業場において排水基準違反、3 事業場で総量規制基準超過の恐れが確認されました（重複あり）。原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止の徹底に努めました。〔環境保全課〕

排水基準不適合項目

排水基準不適合項目	件数
水素イオン濃度(pH)	4 件
亜鉛含有量	2 件
銅含有量	1 件
化学的酸素要求量 (COD)	1 件*
窒素含有量	2 件*
りん含有量	2 件*
(注) 重複している項目があります。 ※総量規制基準調査の恐れ	

イ 環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書に基づく指導

環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書では、法令で定められた排水基準より厳しい値である協定値を定めています。また、排水水の自主検査の測定頻度を定め、定期報告を求めています。

平成 23 年度、協定値を超過した事業場は、延べ 4 事業場ありました。それらの事業場に対しては、原因及び改善対策を示した対策書の提出を求め、改善指導等を行いました。〔環境保全課〕

協定値不適合項目

協定値不適合項目		件数
定期の協定報告	生物化学的酸素要求量 (BOD)	2 件
	水素イオン濃度(pH)	2 件
	窒素	1 件*
市の排水検査	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 件
	浮遊物質 (SS)	1 件
	亜鉛含有量	1 件
	銅含有量	1 件
(注) 重複している項目があります。 ※総量規制基準超過の恐れ		

(2) ゴルフ場に関する環境保全協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成 2 年度から締結していた協定を平成 19 年度に一部改定し、「ゴルフ場に関する環境保全協定」を市内の全 19 ゴルフ場と締結しています。

また、協定に基づく立入調査を行い、農薬の使用方法等について確認を行うとともに、排水中の農薬の検査を行っています。平成 23 年度は 10 ゴルフ場延べ 77 項目の農薬を検査し、す

すべての項目で協定値を下回りました。

〔環境保全課〕

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の2分の1とすること
- 魚毒性C類の農薬を使用する場合は排水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

3 生活排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備と接続促進

① 公共下水道の整備

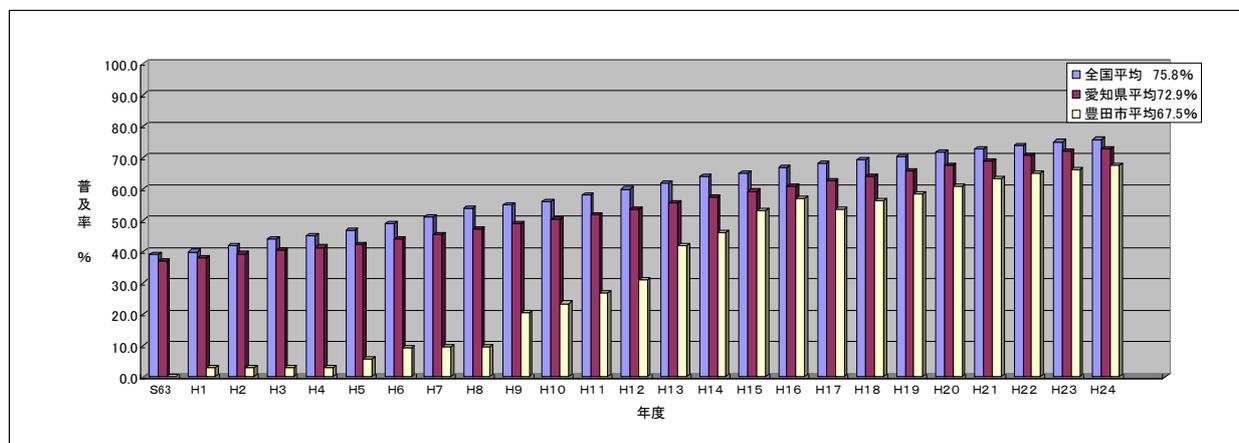
矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する本市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、市民の強い要望を受け下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和63年4月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後平成6年1月からの境川処理区に続き、平成9年3月から矢作川処理区の両流域下水道が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。

平成23年度には、計90ha（西中山町、泉町、志賀町、九久平町、河合町、柘塚東町、本新町、駒場町、久岡町等の各地域の一部）を整備しました。

（下水道整備による効果については、「第3章第4節1（1）②」（65頁）に掲載しています。）

〔下水道建設課〕

公共下水道普及率の年度推移



（各年とも4月1日現在の普及率）

※宮城県、岩手県、福島県の3県は、東日本大震災の影響で調査ができない市町村があったため、平成23年度は調査の対象から外しています。

本市の下水道（平成 24 年 3 月末現在）

種 別		対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率
公共下水道	流域関連	矢作川処理区	矢作川浄化センター	47.9%	82.2%
	公共下水道	境川処理区	境川浄化センター	19.3%	
	特定環境保全公共下水道	鞍ヶ池浄化センター	0.3%		
その他の汚水処理施設	農業集落排水処理施設	伊保ほか 6 地区	3.1%	67.5%	
	コミュニティ・プラント	幸海・穂積地区	0.2%		
	合併処理浄化槽		11.4%		

② 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は 3 年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。（下水道への接続を促進するための取組については、「第 3 章第 4 節 1（1）③」（66 頁）に掲載しています。） [下水道施設課]

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業・浄化槽維持管理促進事業

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和 63 年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

平成 23 年度は、358 基を補助しました。

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の推移 (単位: 基)

年度	～H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
補助基数	6,555	568	600	492	394	358	8,967

また、平成 18 年度から浄化槽の適正維持管理を推進するため、合併処理浄化槽の設置が進んだ自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理促進事業を実施しています。この制度は、自治区等自らが、各戸の浄化槽の設置及び維持管理状況の調査、浄化槽の維持管理に関する研修会の実施、単独処理浄化槽又は汲み取り便所の設置者に対する合併処理浄化槽への転換啓発、浄化槽の自主検査の実施等を実施し「集団見守り型」の考えに基づき、浄化槽の適正維持管理を促進しようとするものです。

あらかじめ適正維持管理される浄化槽基数の目標を定め、その対価に応じ報償金を支払います。平成 23 年度は、30 自治区等が参加しました。

浄化槽維持管理促進事業への参加団体の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
参加自治区数（団体）	17	20	21	24	29	30
参加世帯数（世帯）	943	1,147	1,176	1,252	1,722	1,807
適正維持管された浄化槽（基）	514	615	639	730	864	950

[下水道施設課]

第4節 土壌・地下水汚染の防止

施策の基本的方向

土壌・地下水汚染による人の健康被害を防止します。

1 土壌・地下水質の監視・調査と浄化対策の推進

地下水質調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に従って調査を実施しています。 [環境保全課]

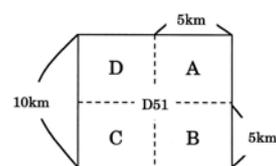
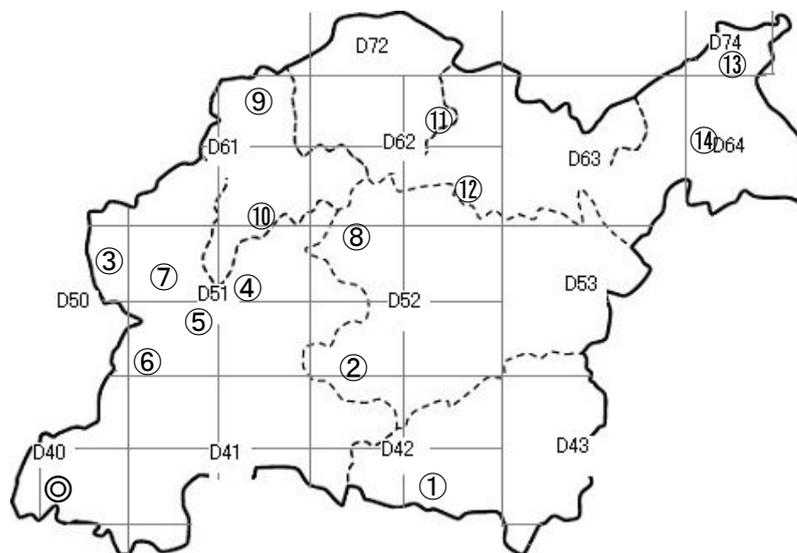
地下水質調査の概要

調査区分		目的	調査井戸数		
平成 23 年度 地下水質測定計画に基づく調査	概況調査	メッシュ調査	市内を 5km メッシュに区切り、市内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査	14	15
		定点調査	同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査	1	
	汚染井戸周辺地区調査	概況調査で新たに判明した汚染について、その汚染範囲等を把握するための調査	2	24	
		事業者からの土壌汚染等の報告があった際、周辺影響等を把握するための調査	22		
定期モニタリング調査	過去の調査で判明している汚染について継続的にモニタリングする調査*	52			

※ 平成 19 年度までは、汚染が判明した事業場周辺の調査については、市独自である監視調査に位置付けていましたが、平成 20 年度から地下水質測定計画の定期モニタリング調査に位置付け、調査を行っています。

平成 23 年度概況調査地点 (○：メッシュ調査、◎：定点調査)

地点番号	メッシュ	調査地点
①	D42B	蘭町
②	D42D	四ツ松町
③	D50A	田初町
④	D51A	御船町
⑤	D51C	青木町
⑥	D51C	宮上町
⑦	D51D	亀首町
⑧	D52D	摺町
⑨	D61A	三箇町
⑩	D62B	田茂平町
⑪	D62A	樽俣町
⑫	D62B	万根町
⑬	D74-	大野瀬町
⑭	D64-	稲武町
◎	D40B	前林町



① 概況調査

市内 15 地点で健康項目の調査結果、大野瀬町 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えた 1 地点については、地下水の飲用指導及び汚染範囲の確認のため、当該井戸周辺（周辺 2 井戸）の地下水質調査を行いました。新たな汚染井戸はありませんでした。また、要監視項目の調査結果、前林町 1 地点で全マンガンが、三箇町 1 地点でウランが指針値を超過しました。

② 汚染井戸周辺地区調査

市内 4 事業者から土壌・地下水等の汚染の報告を受け、その汚染範囲や飲用実態等について把握するため、報告のあった事業場の周辺 22 井戸で調査を行いました。その結果、2 井戸で環境基準値を超過しました（基準超過項目：ほう素、総水銀）。

③ 定期モニタリング調査

52 井戸で調査した結果、15 井戸で環境基準を超えていました。汚染物質の濃度推移は概ね減少か横ばいの状況にあります。引き続き、地下水質の監視をしていきます。

2 土壌・地下水汚染の未然防止

(1) 地下水質監視調査

土壌汚染等の報告があった事業者の事業場内の地下水汚染状況の把握や、事業者が行っている土壌等の汚染対策の効果の確認のため、市内 60 井戸で調査を行いました。その結果、18 井戸でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が環境基準を超過しました。

基準を超過している井戸の汚染物質の濃度推移は、概ね減少か横ばいの状況であり、市全体としては、事業者の対策効果が現れていると考えられます。市は、引き続き監視を行っていきます。

[環境保全課]

(2) 地盤沈下対策

地盤沈下は、広域的かつ過剰な地下水の汲上げが原因で発生しますが、本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が 19cm²を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告が必要となります。

[環境保全課]

第5節 騒音・振動、悪臭の防止

施策の基本的方向

暮らしの中に騒音、振動、悪臭を感じない快適な生活環境の確保をめざします。

騒音・振動・悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する騒音・振動・悪臭対策の規制・指導

① 事業所対策

事業者が金属加工機械等の施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を順守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務付けられています。

本市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入検査、測定及び指導等を行っています。 [環境保全課]

騒音・振動関係届出状況（事業所数と施設数）（平成23年度末現在）

騒音関係			振動関係			
	騒音規制法 特定施設	県 条 例 騒音発生施設		振動規制法 特定施設	県 条 例 振動発生施設	
事業所数	812	631	事業所数	664	703	
施設数	6,773	20,376	施設数	5,861	20,098	
施設名	1 金属加工機械	2,353	4,769	1 金属加工機械	2,865	3,265
	2 (法)空気圧縮機及び送風機 (条例)冷凍機	2,877	5,632	2 圧縮機及び冷凍機	1,456	6,593
	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	203	144	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	220	106
	4 織機	17	3	4 織機	3	3
	5 建設用資材製造機械	33	5	5 コンクリートブロックマシーン	4	0
	6 穀物用製粉機	2	0	6 木材加工機械	2	2
	7 木材加工機械	91	31	7 印刷機械	173	30
	8 抄紙機	1	0	8 ゴム練用又は合成樹 脂用のロール機	1	34
	9 印刷機械	185	42	9 合成樹脂用射出成形機	1,126	450
	10 合成樹脂用射出成形機	997	438	10 鋳造型機	11	16
	11 鋳造型機	14	16	11 穀物用製粉機		0
	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		268	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		286
	13 送風機及び排風機		8,083	13 送風機及び排風機		9,313
	14 走行クレーン		830			
	15 洗びん機		0			
	16 真空ポンプ		115			

② 特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のものでありますが、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与えることが懸念されます。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、特定建設作業実施の届出及び規制基準の順守が義務付けられています。

本市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 23 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,464 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 3,544 件、振動については振動規制法 432 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 126 件でした。 [環境保全課]

(2) 交通環境調査

① 自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺の環境を把握するため、また、自動車騒音と道路交通振動の要請限度*の適合状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

平成 23 年度の自動車騒音調査では、市内 5 地点において調査を行い、点的評価を行ったところ、要請限度を超過した地点はありませんでした。

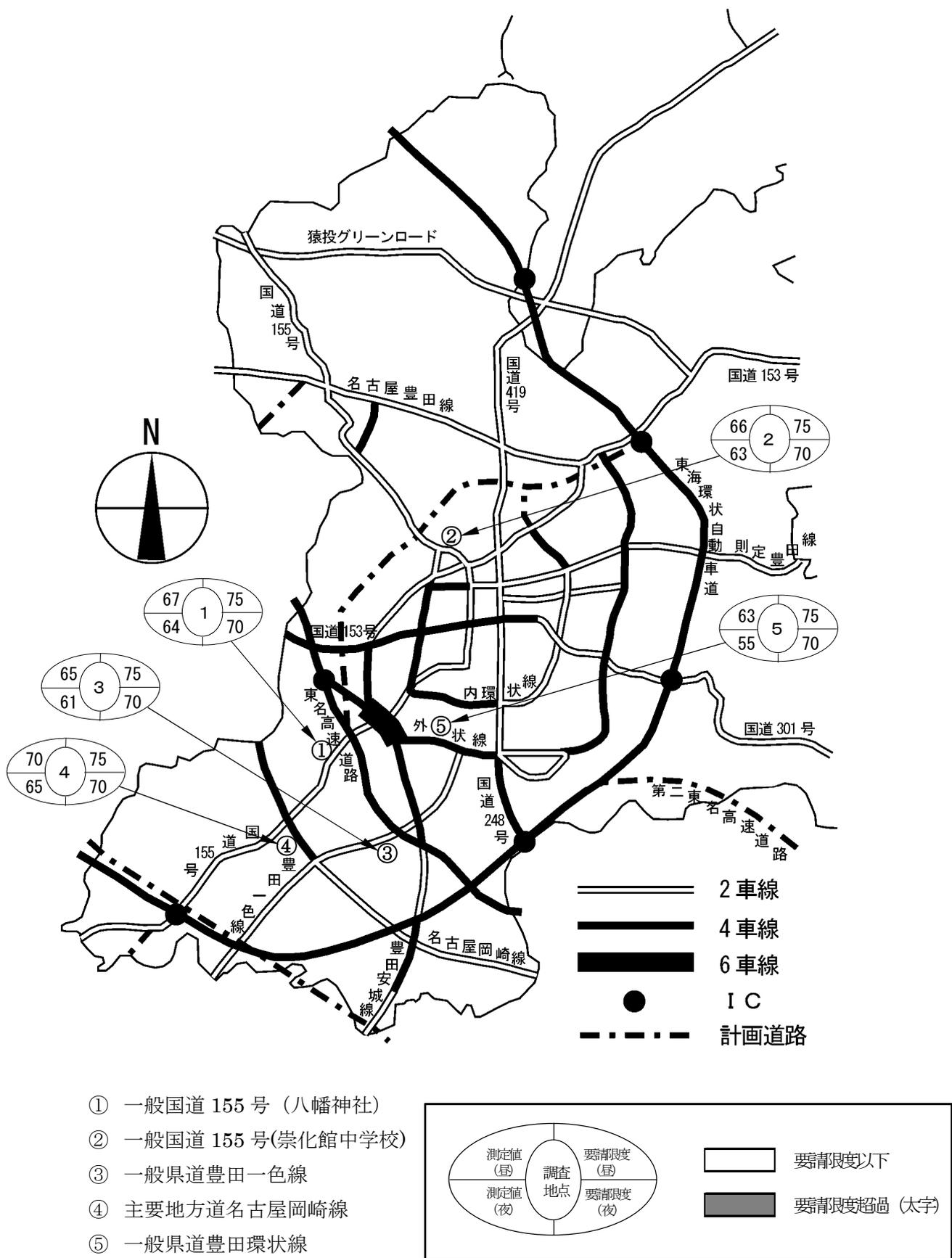
平成 23 年度道路交通振動調査では、市内 3 地点において調査を行い、点的評価を行ったところ、要請限度を超過した地点はありませんでした。 [環境保全課]

*住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法/振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音/道路交通振動が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

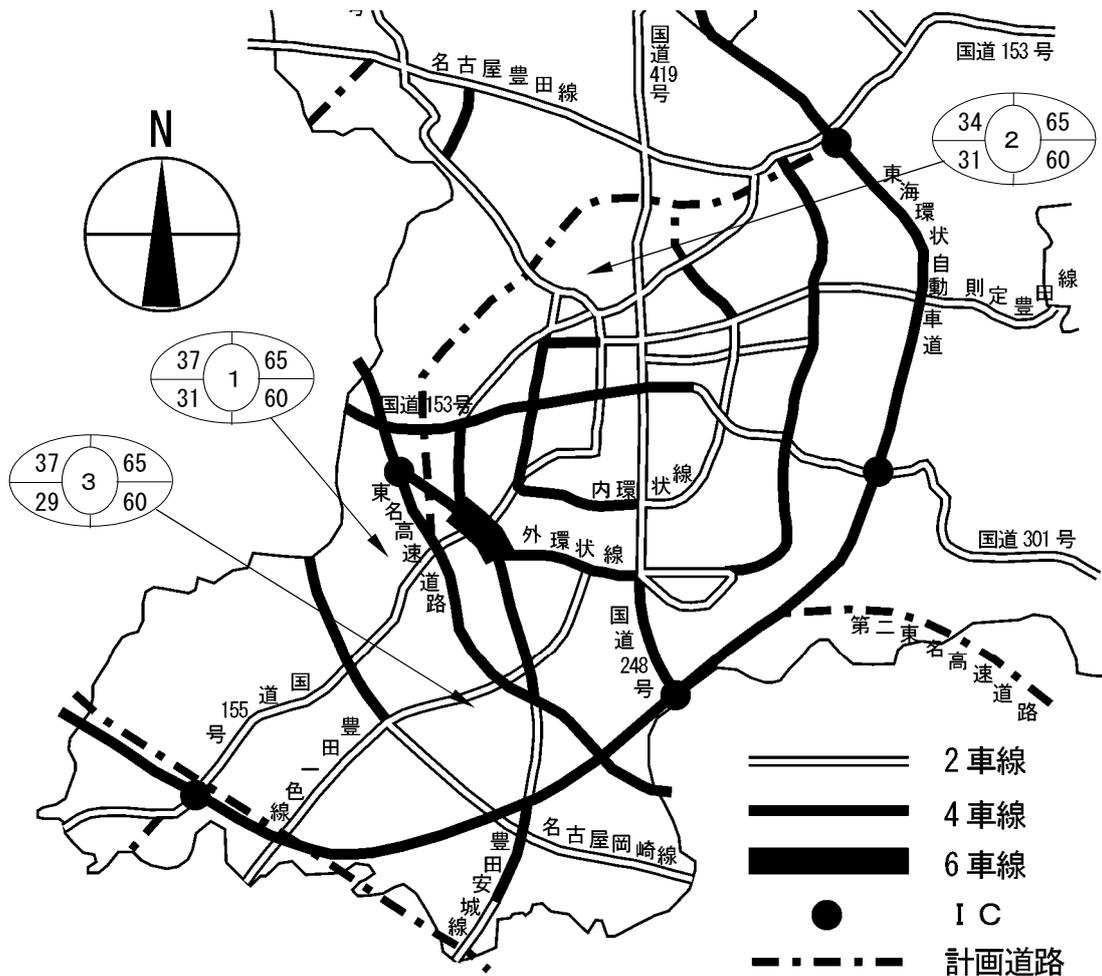
No.	道路	測定地点	用途地域	区域の区分	騒音レベル (LAeq) (dB)		要請限度 (dB)		適合*状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 155号(八幡神社)	本町 神岡	市街化 調整地域	b 区分 (幹線 道路)	67	64	75	70	○
2	一般国道 155号(崇化館中 学校)	栄町	第一種 住居地域		66	63			○
3	一般県道 豊田一色線	住吉町 上根	市街化 調整地域		65	61			○
4	主要地方道 名古屋岡崎線	若林西町 門田	市街化 調整地域		70	65			○
5	一般県道 豊田環状線	山ノ手	第一種低層 住居専用地域		63	55			○

※ ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適合 ×：すべての時間帯で不適合

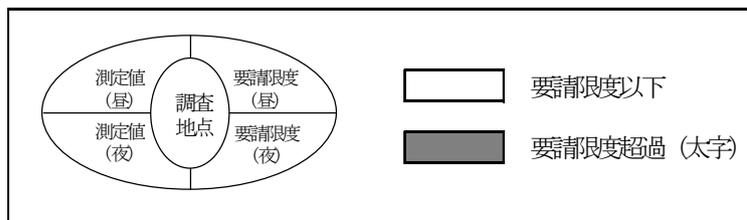
自動車騒音の要請限度適合状況



道路交通振動の要請限度適合状況



- ① 一般国道 155 号(八幡神社)
 - ② 一般国道 155 号(崇化館中学校)
 - ③ 一般県道豊田一色線
- ※ ○:適合 △:いずれかの時間帯で



No.	道路	測定地点	用途地域	区域の区分	振動レベル (L ₁₀) (dB)		要請限度 (dB)		適合※状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 155 号(八幡神社)	本町 神岡	市街化調整地域	第一種区域	36	22	65	60	○
2	一般国道 155 号(崇化館中学校)	栄町	第一種住居地域		39	24			○
3	一般県道 豊田一色線	住吉町 上根	市街化調整地域		41	22			○

※ ○:適合 △:いずれかの時間帯で不適合 ×:すべての時間帯で不適合

② 環境騒音調査

環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。

平成 23 年度は、一般地域にあたる 21 地点の調査をした結果、夜間 1 地点を除き、すべての地点で昼間・夜間とも環境基準に適合しました。また、道路に面する地域にあたる市内幹線道路沿いの 5 区間で面的評価を行ったところ、評価区間内 3,692 戸のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 3,590 戸で、環境基準達成率は 97.2%でした。 [環境保全課]

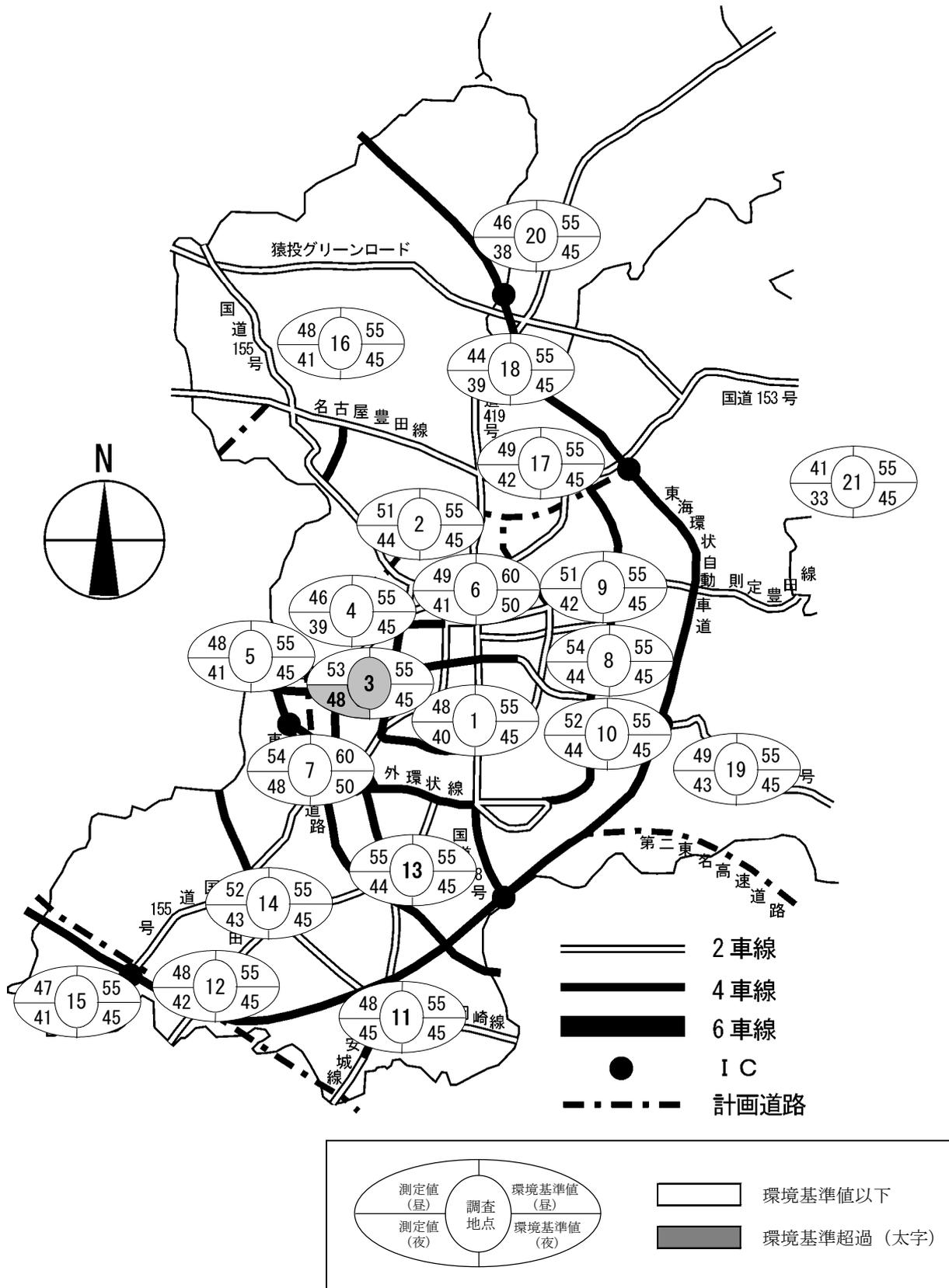
環境騒音調査結果—環境基準との適合状況— (単位: dB)

一般地域 (21 地点)				
類型	項目	昼間	夜間	昼間・夜間
A	適合率 (適合地点数/測定地点数)	100% (7/7)	100% (7/7)	100% (7/7)
B	適合率 (適合地点数/測定地点数)	100% (12/12)	91.7% (11/12)	91.7% (11/12)
C	適合率 (適合地点数/測定地点数)	100% (2/2)	100% (2/2)	100% (2/2)
合 計		100.0% (21/21)	95.2% (20/21)	95.2% (20/21)
道路に面する地域 (5 区間)				
調査対象住居等戸数		3,692 戸		
環境基準達成戸数		3,655 戸	3,623 戸	3,590 戸
環境基準達成率		99.0%	98.1%	97.2%
【環境騒音調査概要】 ・市域を 1km メッシュに分割し、その中から地域を代表する地点を選定し、環境騒音調査を実施。 ・調査地点数...環境基準に係る地点 16 地点 (一般の地域 11 地点、道路に面する地域 5 区間) ・調査実施時間帯...昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00 ※道路に面する地域の面的評価 道路に面する地域について、一定地域内のすべての住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及びその割合により評価するもの。 ※類型(A、B、C)については、「<参考>騒音に係る環境基準」(116 頁)を参照。				

環境騒音調査結果—環境基準達成状況—

No.	地区	地域 類型	住 所	測定期間	騒音レベル LAeq (dB)		環境基準 (dB)		達成 状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	挙母	A	平山町4丁目	H23.11.13~14	48	40	55	45	○
2		A	梅坪町1丁目	H23.11.16~17	51	44			○
3		B	新生町2丁目		53	48			△
4		B	小坂町7丁目	H23.11.13~14	46	39	60	50	○
5		B	宮口町1丁目		48	41			○
6		C	月見町1丁目		49	41	○		
7		C	深田町4丁目		54	48	○		
8	高橋	A	渋谷町1丁目	H23.11.16~17	54	44	55	45	○
9		A	高橋町1丁目		51	42			○
10		B	泉町3丁目		52	44			○
11	上郷	B	上郷町藪間	H23.11.13~14	48	45			○
12	高岡	A	花園町脇ノ田		48	42			○
13		A	大林町11丁目		55	44			○
14		B	若林東町高根下		52	43			○
15		B	駒場町北		47	41	○		
16	猿投	A	乙部ヶ丘1丁目	H23.11.16~17	48	41	○		
17		B	青木町3丁目		49	42	○		
18		B	亀首町八ツ口洞		44	39	○		
19	松平	B	大内町下河内向		49	43	○		
20	藤岡	B	深見町木戸	H23.11.13~14	46	38	○		
21	足助	B	足助町梶平	H23.11.16~17	41	33	○		

※「達成状況」○：達成 △：いずれかの時間帯で非達成 ×：すべての時間帯で非達成
 ※  は、環境基準値を超過



＜参考＞騒音に係る環境基準（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

幹線交通を担う道路※に 近接する空間における特例 (全地域共通)	70 以下	65 以下	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。
--	----------	----------	---

※幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(注) 時間区分：昼間…6：00～22：00 夜間…22：00～6：00

(3) 悪臭対策

① 悪臭関係工場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産農業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務付けられています。平成23年度は、68事業場から届出がありました。

平成23年度は、延べ45事業場について立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。 [環境保全課]

悪臭関係工場等届出状況

業 種		悪臭関係工場数 (平成 24 年 3 月)
畜産業	養豚	5
	養鶏	14
	酪農	31
飼料、肥料製造業		2
ゴム製品製造業		2
鋳物製造業		3
し尿処理場		2
ごみ処理場		8
終末処理場		1
合 計		68

② 臭気指数の導入について

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値であり、試料を人の嗅覚により臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に 10 を乗じた数値で表しています。[臭気指数=10×log(臭気濃度)]

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。また、近年、本市の悪臭苦情件数は増加傾向にあり、「特定悪臭物質の濃度基準」では規制できず、根本解決に至らない悪臭苦情が散見されるようになりました。そのため、悪臭防止法に臭気指数規制が追加された平成 7 年以降、本市で慎重に検討を進めてきた結果、特定悪臭物質の排出規制から臭気指数による規制方法へ平成 20 年 10 月 1 日から変更しました。

なお、この規制対象は、市内すべての工場・事業場となっています。 [環境保全課]

第6節 有害化学物質による環境リスクの低減

施策の基本的方向

市民、事業者、市等が化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有するとともに、有害化学物質による環境汚染を防止します。

1 化学物質の適正管理の促進

PRTR制度

PRTR制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成13年度以降、事業者による排出量等の把握や届出がなされています。平成22年度把握分から対象化学物質、対象業種が変更になり、第一種指定化学物質(462物質)、特定第一種指定化学物質(15物質)、24業種となっています。

PRTR制度によって、事業所の化学物質の自主的な管理の改善が促進でき、環境の保全上の支障が未然に防止できます。

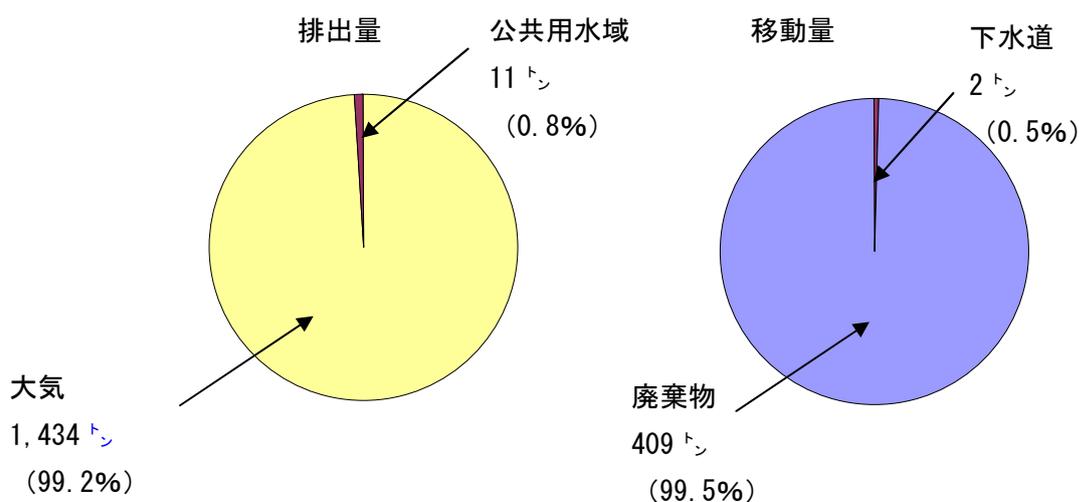
平成23年度には、平成22年4月から平成23年3月までの1年間の排出量及び移動量について、149事業所から届出がありました。 [環境保全課]

① PRTR制度における届出排出量及び移動量

PRTR制度における平成22年4月から平成23年3月までの1年間の届出排出量・移動量の合計は、約1,856tとなっています。排出量は約1,445t、移動量は約411tでした。

なお、当該事業所における土壌への排出及び当該事業所における埋立処分の届出はありませんでした。

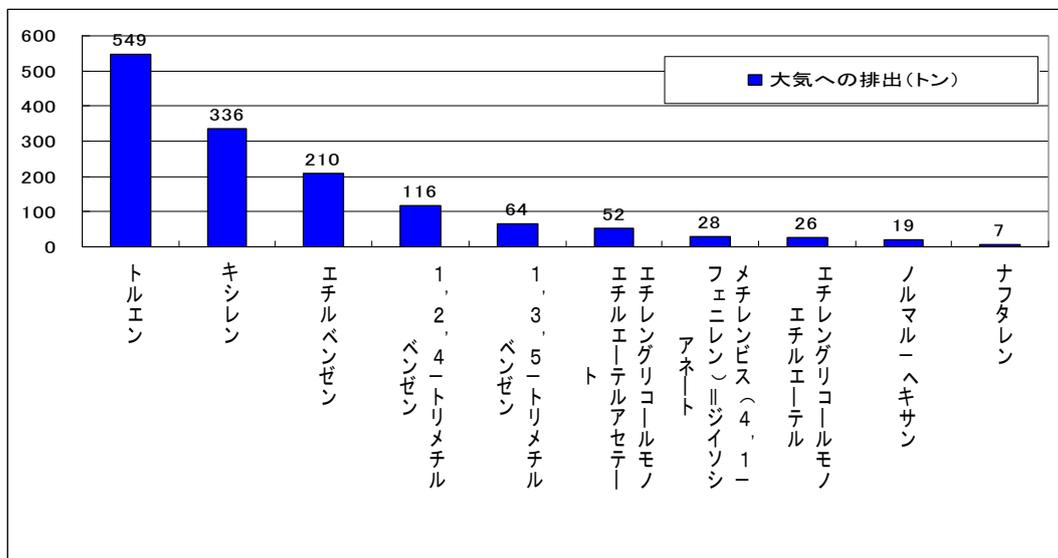
化学物質の排出先及び移動先とその量（平成22年度分）



② 大気への排出量が多い物質

大気への排出量が多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。届出排出量の合計の多い順にトルエン 549t、キシレン 336t、エチルベンゼン 210t の順になっています。

大気への排出量の上位 10 物質とその排出量（平成 22 年度分）

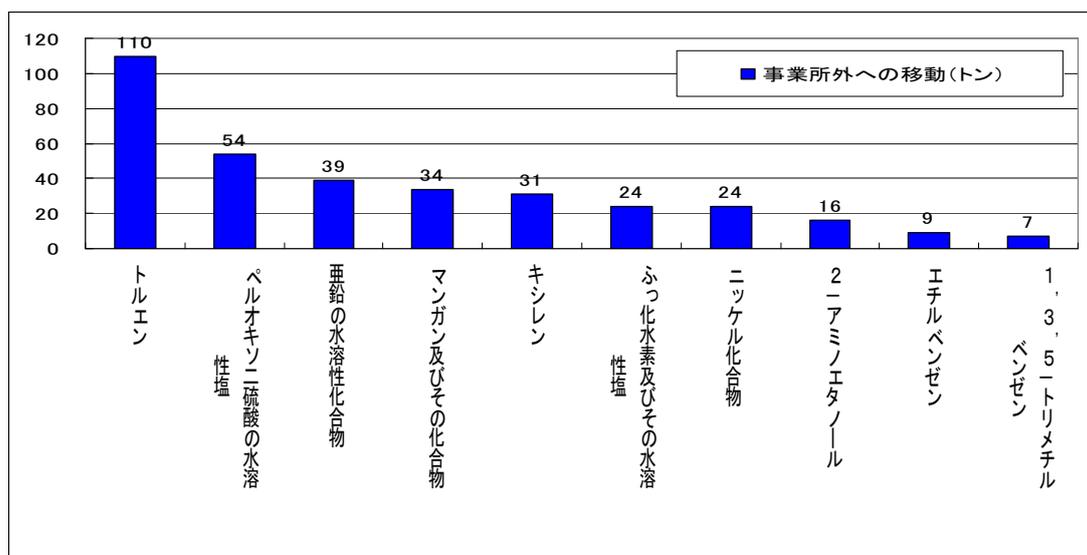


③ 事業所外への移動量が多い物質

事業所外への移動量が多い上位 10 物質とその移動量は、下図のとおりです。

届出移動量の合計の多い順にトルエン 110t、ペルオキシ二硫酸の水溶性塩 54t、亜鉛の水溶性化合物 39t の順になっています。

移動量の上位 10 物質とその移動量（平成 22 年度分）



2 PCB廃棄物処理の推進

(1) 豊田PCB廃棄物処理事業の安全監視

国は、平成13年6月にPCB廃棄物処理特別措置法を制定し、昭和47年にPCB*の製造や新たな使用が禁止されて以来、約30年間保管の続いているPCB廃棄物を、平成28年までに処理をする制度をつくりました。これにより、日本環境安全事業株式会社がPCB廃棄物処理施設を設置し、処理事業を行うことになりました。平成23年度末現在、全国に5施設が設置されており、その内の1施設「豊田事業所」が本市にあります。東海4県を処理対象とした処理施設で、平成17年9月に事業が開始されました。〔環境保全課〕

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などに優れた特性を有することから、トランスコンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、昭和47年にPCBの製造は止められた。

豊田事業所概要

事業主体	日本環境安全事業(株) (国100%出資の特殊会社)
施設立地場所	細谷町3丁目1番地1
処理対象	東海4県のPCB廃棄物 (高圧トランス、高圧コンデンサ等)
処理方式・能力	1.6t/日 (PCB分解量)
事業の期間	平成17年9月から平成28年3月
処理の方法	脱塩素化分解法

① 豊田市PCB処理安全監視委員会

PCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市PCB処理安全監視委員会」を平成15年10月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、公募市民、学識経験者等14名が参加しています。

平成23年度は、4回の委員会（その内1回は民間企業の視察）を開催しました。

② 日本環境安全事業(株)との協定

市と日本環境安全事業(株)との間で、平成16年4月に「豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田PCB廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順が定められています。

豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定の概要

- ・処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ地下に浸透させないこと。
- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合、日本環境安全事業(株)は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告すること。

③ 収集運搬事業者との協定

PCB廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を促進することにより、環境への汚染を未然に防止し、良好な生活環境を確保することを目的として、18収集運搬事業者（平成24年3月現在）と協定を締結しています。また、日本環境安全事業(株)は収集運搬事業者の認定要件に本市と協定を

締結することとしています。

収集運搬事業者との協定の概要

- ・市内での積替え保管、液抜き及び処理施設周辺の路上での待機の禁止。
- ・安全管理体制の構築のため、作業手順書、維持管理手順書、緊急時対応マニュアルを整備すること。
- ・豊田 PCB 廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定されたルートを利用すること。
- ・事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。
- ・安全監視委員会から、報告の求めなどの要請があった場合、これに積極的に協力すること。

(2) PCB環境調査

豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設立地に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、水質、底質、平成 16 年度から土壌を追加して PCB 環境調査を実施しています。

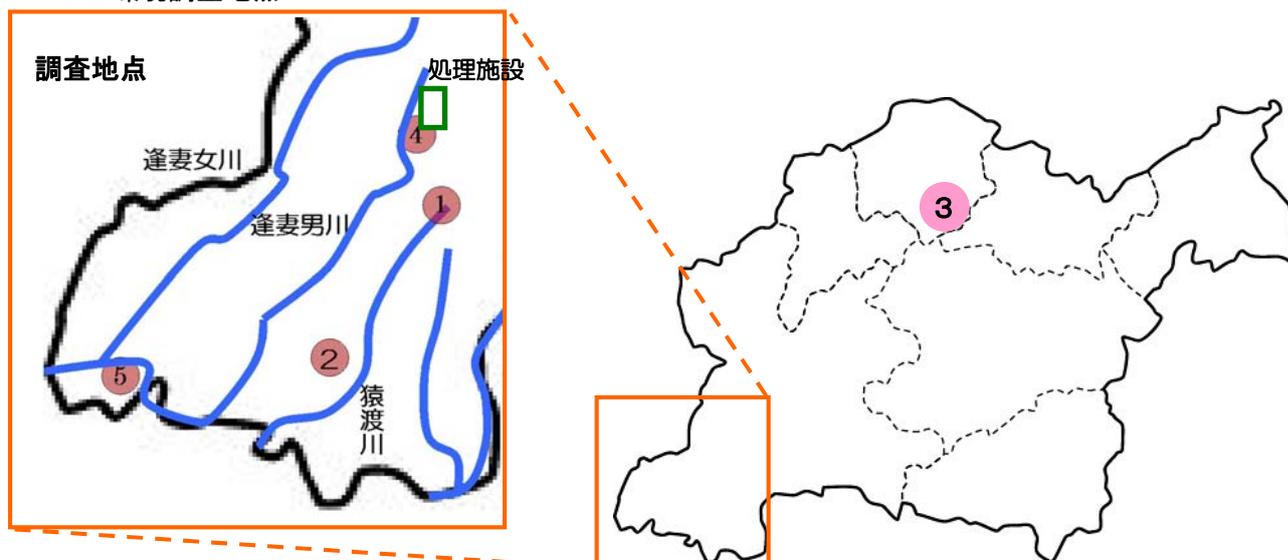
平成 23 年度の調査では、すべての調査地点で PCB が検出されているものの、その濃度は環境省が実施した全国調査の検出濃度の範囲内であり、全国的にみても一般的なレベルです。

[環境保全課]

PCB環境調査地点一覧

媒体	調査地点名	所在地
大気	①山之手小学校	山之手 6 丁目
	②南部大気測定局	竹元町南細畔
	③小原支所	小原町上平
水質	④逢妻男川（処理施設直近）	元町
	⑤逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
底質	④逢妻男川（処理施設直近）	元町
	⑤逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
土壌	①山之手小学校	山之手 6 丁目

PCB環境調査地点



(3) PCB廃棄物の処理状況について

豊田 PCB 廃棄物処理施設では、操業開始から平成 23 年度末までにコンデンサ 21,963 台、トランス 1,244 台等が処理されました。

市内のコンデンサの約 82%が、トランスでは 100%が処理されています(処理対象物に限る)。

〔環境保全課〕

3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 23 年度の調査結果は、次のとおりです。〔環境保全課〕

① 大気環境について

平成 23 年度は、南部大気測定局（竹元町）及び藤岡支所（藤岡飯野町）の 2 地点で年 4 回調査したところ、各調査地点の年平均値は 0.011～0.021 pg-TEQ/m³でした。これらすべての地点において、大気環境基準（年平均値で 0.6 pg-TEQ/m³以下）を下回りました。

なお、「平成 22 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」の全国平均値と比較しても、低い値でした。

② 水環境について

河川水質は、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 3 地点で年 2 回水質調査をしたところ、全地点で水質環境基準（年平均 1pg-TEQ/l 以下）を達成しました。

河川底質は、河川水質と同地点で冬期に調査したところ、全地点で底質環境基準（150pg-TEQ/g 以下）を達成しました。

地下水質は、4 地点で年 1 回調査したところ、全地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を達成しました。

③ 土壌環境について

土壌環境は、緑ヶ丘中公園（西中山町）、宮上公園（宮上町）、田初町ふれあい広場（田初町）及び藪間公園（上郷町）の 4 地点で年 1 回調査した結果は、0.026～1.6 pg-TEQ/g であり、土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g 以下）及び調査指標値（250 pg-TEQ/g）を下回りました。「平成 22 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較しても低い値でした。

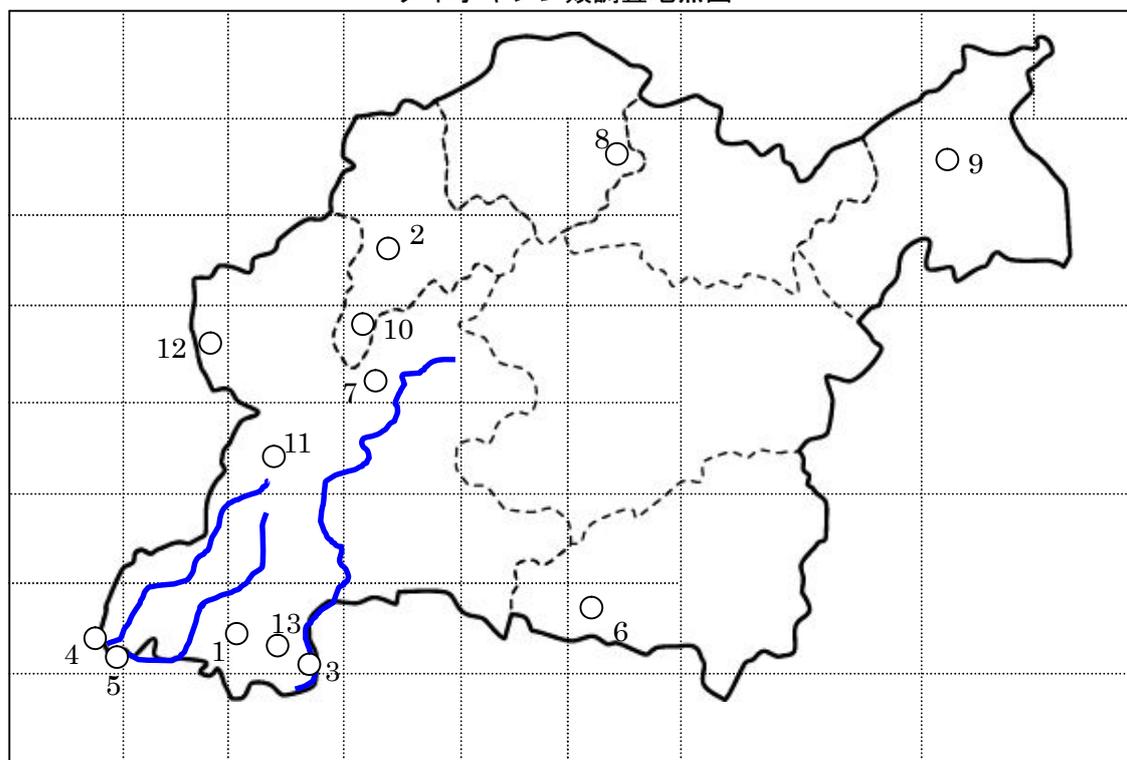
ダイオキシン類調査結果の概要

調査区分	地点数	濃度範囲	全国平均 (平成 22 年度)	環境基準
大気環境 (pg-TEQ/m ³)	2	0.011~0.021	0.032	0.6 以下
水環境	河川水質 (pg-TEQ/l)	3	0.13~0.40*	1 以下
	河川底質 (pg-TEQ/g)	3	0.13~0.43	150 以下
	地下水質 (pg-TEQ/l)	4	0.041~0.046	1 以下
土壌環境 (pg-TEQ/g)	4	0.026~1.6	3.0	1,000 以下

(注) TEQ: Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量) の略。ダイオキシン類は、物質によって毒性の強さが異なるため、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD (2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン) の毒性を 1 とし換算し、足し合わせた値。

※逢妻女川 (冬季) で異常値の検出があり。

ダイオキシン類調査地点図



記号	調査区分	地点名	記号	調査区分	地点名
①	大気	豊田市南部大気測定局	⑥	水 (地下水質)	蘭町
②		藤岡支所	⑦		御船町
③	水 (河川水質 ・底質)	矢作川 (天神橋)	⑧		樽俣町
④		逢妻女川 (駒新橋)	⑨	稲武町	
⑤		逢妻男川 (雲目橋)	⑩	緑ヶ丘中公園	
			⑪	土壌	宮上公園
			⑫		田柵町ふれあい広場
			⑬		藪間公園

(2) 工場・事業場に対するダイオキシン類の規制・指導

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成23年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等47施設の排出ガスについて市に報告があり、測定結果はすべて排出基準に適合していました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、16施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、アルミニウム溶解炉1施設と、廃棄物焼却炉1施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果は、すべて排出基準に適合していました。

平成23年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設48施設、水質基準対象施設51施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成23年度末時点では16施設が設置されています。 [環境保全課]

特定施設設置数の推移

大気基準適用施設						
特定施設種類	施設数					
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
アルミニウム合金製造施設	35	36	35	35	34	32
廃棄物焼却炉	26	20	18	17	17	16
計	61	56	53	52	51	48

水質基準対象施設						
特定施設種類	施設数					
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	1	1	1	1	1	1
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	9	10	10	9	9	10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	40	40	40	40	40	40
計	50	51	51	50	50	51

(3) 市ごみ処理施設におけるダイオキシン類削減対策

① 渡刈クリーンセンターにおけるダイオキシン類削減対策

平成19年4月に稼動した渡刈クリーンセンターは、ダイオキシン類の削減対策として、ろ過式集じん機など最新鋭の設備を導入し、法規制値の10分の1以下に除去しています。渡刈クリーンセンターの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。 [清掃施設課]

渡刈クリーンセンター排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
1号炉	H24.2.23	0.002 未満	0.006 未満	39	21.0	0.0012 ^{※1}
2号炉	H24.2.7	0.002 未満	0.006 未満	8	4.1	0.000031 ^{※2}
3号炉	H24.2.7	0.002 未満	0.006 未満	3 未満	4.0	0.00034 ^{※3}
規制基準		0.04	9.0	250	700	0.1

※1 ダイオキシン類のみH24.2.21測定

※2 ダイオキシン類のみH24.1.17測定

※3 ダイオキシン類のみH24.1.17測定

② 藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

平成6年11月に稼動した藤岡プラント3号炉は、ダイオキシン類の削減対策としてろ過式集じん機などの設備を導入し、法規制以下に除去しています。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。 [清掃施設課]

藤岡プラント排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
3号炉	H23.12.16	0.002未満	0.18	230	47	0.051 [※]
規制基準		0.15	17.5	250	700	5

※ ダイオキシン類のみH23.9.7測定

第7節 快適な生活環境の確保

施策の基本的方向

地域の歴史・文化に対して誇りと愛着を持ち、魅力が感じられる良好な景観を形成するとともに、地域生活のマナーやルールを守ることにより、快適な生活環境を確保します。

1 良好な生活環境の形成

(1) ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」に基づき、市民への啓発に努めています。

平成23年度は、ごみのポイ捨て禁止看板249枚、犬フン公害防止看板321枚、街頭にて啓発グッズ2,500個の配布をしました。 [清掃業務課]

(2) 空き地環境保全

空き地の管理を適正に行わないで放置しておく、雑草などが生い茂り、害虫の発生や火災、若しくはごみの不法投棄等の犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」において、空き地の所有者又は管理者が、空き地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、空き地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や助言を行い、空き地の環境保全に努めています。

平成23年度は、49件の指導・助言を行いました。 [清掃業務課]

2 魅力ある景観の保全・創出

(1) 花のあるまちづくり推進事業

① フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出として潤いと安らぎを感じることができるようフラワーロード(4路線 30.5km)を平成16年度に選定しました。

平成23年度は、地元住民等の協力を得て、4路線で、27か所の花壇と約1,567基のプランターによる花飾りを実施し、通行する人に潤いと安らぎを与え、季節の花を楽しむことができました。

② (財)豊田市公園緑地協会

ア 西山公園(都市緑化植物園:緑の相談所)

西山公園(西山町、6.4ha)は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供するため、緑化相談や講習会を開催しています。

イ 豊田市みどりの推進基金

豊田市みどりの推進基金は、市民からの寄付と豊田市の出資金で積立てられた基金です。

平成 23 年度末現在、基金の合計は、529,810,790 円です。この果実（利子）を緑化推進事業に役立てています。（財）市公園緑地協会が、基金の管理・運営を行い、事業を実施しています。

ウ 緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成 23 年度は、募金総額 23,849,968 円で、公益社団法人愛知県緑化推進委員会から 20,272,471 円の交付を受けました。この交付金は、豊田市みどりの推進基金の果実（利子）とともに、次のような緑化推進事業に役立てています。 [公園課]

豊田市みどりの推進基金及び緑の募金の交付金による事業

<p>'11 とよたガーデニングフェスタ 市民に植木などを提供、緑化の普及を行う 開催日：平成 23 年 4 月 29 日～5 月 1 日 場 所：豊田スタジアム 参加者：約 5 万 3 千人</p>	<p>貸出し花壇の設置 市民が庭造りを体験し、花を通じた交流など市民参加型の活動ができる場として「西山クラインガルテン」を設置する 内容：4 区画（1 区画 3 m²）、1 年間</p>
<p>各種園芸講座の開催 市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る 開催：52 回 参加者：1,146 人</p>	<p>花いっぱい運動 市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす ○花のあるまちづくりコンテスト ・市民花壇の部 46 団体が参加し、14 団体を表彰 ・まちなみ緑花の部 個人 11 名、団体 7 団体が参加し、5 名（団体）を表彰 ○草花の種子の配布 ・年 3 回、18 品種 49,492 袋を配布</p>
<p>緑化相談 木や花に関する相談や指導を行う 内容：庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等 相談件数：980 件</p>	
<p>樹木植栽への助成 地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成する 内容：10 自治区、618 本</p>	

クローズアップ

全国花のまちづくりコンクール「優秀賞」受賞



豊田市駅前の花飾り

平成 23 年度第 21 回「全国花のまちづくりコンクール」において、豊田市・（財）豊田市公園緑地協会（連名）が優秀賞を受賞しました。

豊田市花施策（フラワーロード事業、花ウェルカム事業等）の行動計画である「花やか豊田プラン」（平成 18 年 3 月策定）の紹介と、市民との共働による花のあるまちづくり活動の定着化をねらいとした各種取組事例が評価され、市町村部門で優秀賞※を受賞しました。 [公園課]

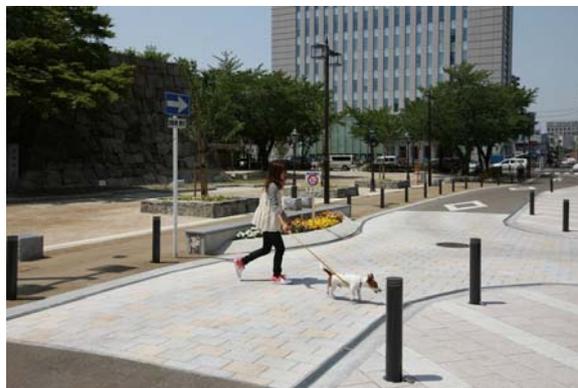
※応募総数 1,415 点中、表彰総数 99 点（内訳：大賞 4 点、優秀賞 11 点ほか）

(2) 高質環境道路整備事業

都市計画道路竹生線及び市道旧城線、久保川田線の無電柱化やバリアフリー化等を行い、安全・安心な生活環境の構築を図りました。排水性舗装や保水性舗装、LED照明の採用により環境に配慮した整備を実施しました。〔都市整備課〕



都市計画道路 竹生線



市道 旧城線

(3) 足助地区まちづくり事業

全国屈指の紅葉の名所である香嵐溪に隣接し、江戸から昭和までの歴史的風土が残る足助の町並みにおいて、自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂う生活空間を創造するため、①地域資源の保存・活用、②快適に暮らすための環境の整備、③観光や商業と連携した活力ある共働まちづくりの推進など、歴史を活かした総合的なまちづくり事業を展開します。

平成23年度は、まちづくり整備に向けた電線類地中化工事（L=580m）を行いました。

〔都市整備課〕



足助の歴史的な町並み



紅葉時の香嵐溪

(4) 市民・事業者・行政に対する景観配慮の誘導事業

本市では、景観形成の主役である市民・事業者の皆さんとともに、豊田市らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、平成20年3月に、良好な景観形成のための目標や方針、行為の制限などを示す「豊田市景観計画」（以下、景観計画という。）を定めました。

また、平成22年3月には、景観計画の中で景観重点地区の候補になっていた足助地区を景観重点地区に指定し、その地区独自の景観形成基準を設けた足助景観計画を定めました。

さらに、景観計画の策定に伴い創設された「景観法に基づく景観届出制度」を活用し、まち

の景観を構成する重要な要素となっている建築物や工作物のうち、一定規模以上のものについて景観に配慮していただくことで、豊田市らしい景観まちづくりを進めています。

建築物の新築等で届出の対象となる行為は、あらかじめ、市の景観形成基準に適合するように配慮したうえで、届出をすることになります。

また、計画の初期の段階で、専門知識及び経験を有する学識経験者からなる景観アドバイザーとの面談により、適切なアドバイスを受け、設計等に活かすことで、より良好な景観形成の実現をめざすべく、景観アドバイザー相談の制度も設けています。

簡易除却が可能な違反広告物に対しては、市民ボランティア（違反広告物追放活動団体）、職員（違反広告物パトロール、屋外広告物適正化推進協議会等）、業者（市委託除却業者）で除却にあたり、一定の成果をあげています。〔都市計画課〕

平成 23 年度実績

・景観届出数	149 件
・アドバイザー相談件数	300 件
・違反広告物簡易除却総数	1,295 件

3 地域の歴史・文化の保存と活用

(1) 郷土芸能活動推進事業

市内に伝わる棒の手や祭囃子(まつりばやし)など伝統芸能を後世に守り伝えていくために、保存団体の活動や楽器等の修理、更新に対して補助し保存維持を図っています。また、発表の場を提供し広く市民に紹介するために民俗芸能大会を実施しています。

平成 23 年度は、保存団体の活動に対して 56 団体、楽器等の修理に対して 3 団体に補助しました。また、民俗芸能大会には 4 団体が出演しました。〔文化財課〕

(2) 民芸の森・民芸の溪(勘八峽)整備事業

勘八峽の豊かな自然と特徴ある民芸の資源などを活かし、民芸や自然に触れ生きがいや潤いを実感し、心豊かな生活を実現する場として勘八峽の再整備を図る事業です。

民芸の森整備については、施設改修基本設計及び実施設計を行いました。

〔文化財課民芸館〕

(3) (仮) 豊田市ふるさと歴史館整備事業

市の歴史や文化を発信し、ふるさとへの愛着と誇りを育み、市民がふるさとを見つめ未来を考える場として、(仮) 豊田市ふるさと歴史館基本構想(素案)の検討を行いました。また、地域資料館及び博物館ネットワークについての点検評価を行いました。〔文化財課〕

資料編

別表1 環境マネジメントシステムー環境目標達成状況（平成23年度）

■基本方針1(市民の環境行動力の向上と共働の推進)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題への正しい理解を深めていくことができるよう環境学習・環境教育の充実や市民に役立つ環境情報の提供に努めながら、豊田市民の環境行動力を向上させ、市民・事業者・市などが共働して環境行動を着実に実践する都市をめざします。	(とよたエコポイントの運用) エコポイントの発行	環境部 環境政策課	ポイント発行及び発行・還元メニューの追加	○
2		(ポイント発行・還元メニューの拡大促進) ①リサイクルステーションにおけるポイント発行 ②ペットボトル持込ポイント発行 ③交換所(とよたエコポイントセンター)の設置	環境部 環境政策課	①②12月1日からポイント発行開始 ③メグリア等に交換所(とよたエコポイントセンター)を設置	○
3		(エコアクション 21 認証取得支援実施) 市内中小企業 35 社に対してエコアクション 21 認証取得費の補助をします。	産業部 産業労政課	市内 14 事業所へ認証取得費補助金を交付	×

■基本方針2(豊田市から取り組む地球温暖化の防止)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	恵み豊かな環境・資源を将来世代に確実に継承するため、温室効果ガス排出の抑制につながるような環境にやさしい暮らしや事業活動の推進、交通システムの総合的な改善に取り組むとともに、事業者の自主的な取組の促進、森林の保全・整備、環境負荷の少ないまちづくりの推進などに取り組む、産業技術の中核を担う豊田市として地球温暖化の防止に向けた責任ある行動を実践する都市をめざします。	(P&BR 駐車場の確保) P&BR駐車場の拡大に向けた新たな設置場所の検討と既存駐車場の利用促進	都市整備部 交通政策課	5支所(6か所)での案内看板によるP&BR駐車場も利用促進の実施	○
2		(基幹バス路線の拡充) 基幹バス(上郷・若林線)の運行開始と既存路線の利便性向上	都市整備部 交通政策課	新規バス(上郷・若林線)の運行開始、ダイヤ改正等の利用促進の実施	○
3		(とよたエコドライブプロジェクトの推進) 交通事故削減を主眼としたエコドライブ「とよた3SDライブ」の実践者拡大	総合企画部 環境モデル 都市推進課	交通安全関係団体や警察等と連携して、実践及び活動PRを交通安全活動の一環として実施	○
4		(プラグインハイブリッド車(PHV)の率先導入) 既存PHV(20台)の利用促進と公用車として7台を新規購入	都市整備部 交通政策課	PHVの一般開放の実施、PHV7台新規購入	○
5		(充電施設整備) 市内充電施設(16箇所・26基)の継続運用と利用促進	都市整備部 交通政策課	継続運用、一般利用者増に向けた広報の実施	○
6		(次世代自動車の導入支援・拡充検討) エコファミリー支援補助金の実施により、次世代自動車購入に対して2,840件の補助を行う。	環境部 環境政策課	次世代自動車3,499台の購入補助を行った。	○

7	(省エネ・省資源モデル事業実施) 市内中小企業 3 社で新たにモデル事業を実施します。	産業部 産業労政課	市内中小企業 7 社で新たにモデル事業を実施。	○
8	(省エネ改修・設備導入支援のための補助制度構築) 市内中小企業5社に省エネ改修・設備導入費の補助を行います。	産業部 産業労政課	市内中小企業 2 社に対して補助金を交付。 (市内中小企業 7 社において新たに省エネ・省資源モデル事業を実施)	○
9	(ネットワークの運営) 環境経営ネットワークの運営を開始します。	産業部 産業労政課	環境経営関連事業の進捗を踏まえ、実施案を検討。	×
10	(日商のシステムによる実態把握) 登録事業所数を 150 事業所に増やします。	産業部 産業労政課	日商のシステムが変わり、把握ができなくなった。	×
11	(住宅用太陽光発電導入支援) エコファミリー支援補助金の実施により、住宅用太陽光発電システム設置に対して 1,350 件の補助を行う。	環境部 環境政策課	住宅用太陽光発電システム 1,322 基の設置補助を行った。	×
12	(省エネ型照明・家電買替え運動展開) 節電対策とあわせたPRや CO2 削減行動リストの改定による省エネ製品等の情報提供やPRを実施	環境部 環境政策課	節電対策事業の実施及びCO2 削減行動リスト配布	○
13	(環境配慮型学校地域づくりの実施) 緑のカーテン事業を環境教育や地域共働へに向けた取組として、小中学校 17 校で実施します。	教育委員会 教育行政課	緑のカーテン事業を小中学校 19 校で実施し、環境教育や地域共働へのつながりの強化に向けた取組をした。	○
14	(モデル校の改修工事) 土橋小学校エコ改修工事を進めます。	教育委員会 教育行政課	工事完了 (平成 24 年 2 月)	○
15	(環境教育の研究・実践) 土橋小学校エコ改修の進捗に合わせて環境教育研究会(3回)開催し、エコ改修を契機とした環境教育プログラムの実施に向けて、調査・研究を進めます。	教育委員会 教育行政課	環境教育研究会(7月・8月・11月・1月に各1回) 計4回実施	○
16	(ごみを焼却する際に発生する熱により、発電します) 適切な運転管理を実施し、発電します。	環境部 清掃施設課 (渡刈 CC)	適切な運転管理を実施し、発電しました。年間発電量 41,845,480kWh	○

■基本方針3(豊かな自然環境との共生)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	将来世代に受け継ぐべき自然を明確化し、保全対策の仕組みを構築するとともに、自然環境の質の向上、水と緑のネットワークの創造、水源かん養機能の保全や水資源の有効活用などの健全な水循環系の構築、人が自然とふれあえる場の創造に取り組み、豊かな自然環境と共生する都市をめざします。	(旧6町村域フィールド調査) 生物の各分野における調査の継続実施	環境部 環境政策課	市史編纂と連携し、旧6町村域で生物の各分野における調査を実施 ・分野の内訳：哺乳類、爬虫類、昆虫類、貝類	○
2		(市民参加生き物調査の実施) 調査の精度の向上と維持 ・メダカ 30/48 メッシュ ・ツバメ 35/48 メッシュ	環境部 環境政策課	参加者 1,513 人 (22 小学校参加を含む) による調査と集計を実施。 地域バランス (12 地区) のとれた調査が実施できた。 結果 希少種 (メダカ 31/48 メッシュ) 普通種 (ツバメ 30/48 メッシュ)	×
3		(旧6町村域の調査等を元に随時マップを更新) 市内の生物生息状況を調査し GIS システムへその生物情報データを追加	環境部 環境政策課	平成 22 年度に調査した 529 件の生物情報データを GIS システムへ追加	○
4		(生物多様性を保全するための仕組みの案作成) 生物多様性地域戦略策定のための基礎調査実施	環境部 環境政策課	生物多様性地域戦略策定に向け 2 つの委員会を立上げる ・庁内委員会の開催 (4 回 : 7/27、9/29、12/21、1/10) ・専門委員会の開催 (4 回 : 9/14、11/15、1/10、2/9) 基礎調査とともに各委員会の意見をまとめ、骨子案を作成する。	○
5		(西部緑地の保全実施) 地元及び関係機関との調整を行い、保全方策を決定する。	都市整備部 都市計画課	関係課等と調整を行い、都市計画決定に向けた保全方策を決定した。 また、維持管理等については、今後も関係者との調整を継続する。	○
6		(環境管理:湿地管理・間伐他) 環境管理 ・寺部池の外来生物の駆除の実施 ・冬期の休耕田への水張りの実施	環境部 環境政策課	環境管理実施・寺部池・上池・トンボの湿地の外来生物駆除 ・休耕田の水張り及び草刈、畦直し	○
7		(新ネイチャーセンター運営) ・市制 60 周年記念事業(自然観察の森オープン1周年記念事業)の開催 ・年間利用者数3万人以上	環境部 環境政策課	6月4日市制60周年記念事業 環境フェスティバルの開催 年間利用者数 40,947 人	○

■基本方針4(循環型ライフスタイル・産業活動への転換)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1		(ごみの飛散防止対策を実施します。) ごみの飛散状況に合わせた飛散対策を実施します。	環境部 清掃施設課 (G・C ふじの丘)	ごみの飛散状況に合わせた飛散防止を実施しました。	○
2	ごみの発生抑制を最優先に、再利用、再生利用に積極的に取り組み、さらなる廃棄物の減量化・資源化を進めることにより、循環型のライフスタイルが進んだ都市をめざします。	(豊田市発行のガイドブック等に基づきごみの分別を指導し、埋立年数の延長を図ります。) ガイドブックと処理要綱を基準に埋めるごみの適正処理を行います。	環境部 清掃施設課 (G・C ふじの丘)	ガイドブックと処理要綱を基準に埋めるごみの適正処理を行いました。	○
3		(搬入物の実態調査は、豊田市発行のガイドブックに基づきごみの分別をし、適正処理を行います。) ガイドブックと処理要綱を基準に金属、資源ごみの適正処理を行います。	環境部 清掃施設課 (G・C ふじの丘)	ガイドブックと処理要綱を基準に金属、資源ごみの適正処理を行いました。	○
4		(搬入物の監視を行い、適正処理を行います。) 搬入物の監視を行い、分別の指導を実施します。	環境部 清掃施設課 (渡刈 CC)	市民の直接搬入時に聞き取りの実施及び投入時の監視・指導を実施	○
5		(JIS 規定に基づき溶融スラグの品質管理を行います。) 溶融スラグの資源化を促進するため、JIS 規定の品質管理基準を遵守します。	環境部 清掃施設課 (渡刈 CC)	コンクリート用、アスファルト用共に JIS 規定の品質管理基準に適合した。溶融スラグの資源化量 3403 t (溶融スラグの有効利用率 100%)	○

■基本方針5(安全・安心で快適な生活環境の保全)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	産業型公害などの従来型の公害問題に加え、水質汚濁や自動車公害などの都市型公害、さらには私たち人間を含む生物への悪影響が懸念される有害化学物質による新たな環境問題に的確に対応し、すべての市民が健康に暮らせる安全・安心な環境が確保された都市をめざします。	(浸出水処理施設より排出される放流水の水質を地域協定に基づき管理をします。) 放流水質を維持管理保障値に収まるよう管理します。	環境部 清掃業務課 (G・C ふじの丘)	放流水質を維持管理保障値に収まるように放流しました。	○
2	魅力ある景観を保全し創出するとともに、地域の歴史・文化の保全と活用、地域生活のマナーやルールの順守などに積極的に取り組み、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできる都市をめざします。	(施設より排出される排出ガスを大気汚染防止法に基づき管理します。) 適正な運転管理を行い、大気汚染防止法の排出基準を遵守します。	環境部 清掃施設課 (渡刈 CC)	ばい煙の測定 6 回/年、ダイオキシン類排ガス測定 3 回/年の実施 すべての測定で排出基準に適合	○

別表2 とよたエコアクションプラン—環境率先行動リスト（平成23年度）

区分	項目	自己評価 ^{※1} 平均				
		1期	2期	3期	4期	
省資源・省エネルギーの推進	1.始業前、終業時は、照明を消す	5	5	5	-	
	2.昼休み、残業時、空室等不要な照明を消す	5	5	5	-	
	3.OA 機器等の不使用时は電源を切る	5	5	5	-	
	4.階段を積極的に利用する	5	5	5	-	
	5.未使用時には給湯器の「種火」を消す	5	5	5	-	
	6.節水（トイレ、水道蛇口、給湯器等）の励行	5	5	5	-	
	7.両面コピー（裏面利用含）、両面印刷の励行	5	5	5	-	
	8.会議資料は、できる限り簡素化する	5	5	5	-	
	9.家庭でのライトダウンの実施 ※ライトダウンキャンペーンへの参加等	4	4	4	-	
環境に配慮した製品の採用	10.事務用品は、共通至急物品を使用する	5	5	5	-	
	11.グリーン調達方針による購入に努める	5	5	5	-	
廃棄物の減量とリサイクルの推進	12.使用済封筒を内部交換文書等に活用する	5	5	5	-	
	13.古紙の分別を徹底する	5	5	5	-	
	14.ごみの分別を徹底する	5	5	5	-	
	15.各種事務用品等を再利用する	5	5	5	-	
	16.トナーカートリッジ等の処分を適切に行う	5	5	5	-	
	17.買物の際、レジ袋を受け取らない	4	4	4	-	
	18.行事（会議含む）開催時に環境に配慮する	5	5	5	-	
	自動車の適正使用及びエコドライブ	発進時	19.ブレーキからアクセルへ一呼吸おく感じで足を移す（AT 車）	5	5	5
20.アクセルに足を載せる感じでふんわり踏み込む			5	5	5	-
21.最初の 5 秒で時速 20km を目安に加速する			4	4	4	-
停止時		22.荷物の積み下ろしや駅などでの待ち合わせでは、アイドリングストップする	5	5	5	-
		23.待ち時間の長い信号や踏切では、アイドリングストップする	4	4	3	-
カーエアコンの使い方		25.できるだけ OFF にする（特に春、秋）	4	4	4	-
		26.気象条件に応じて、こまめに温度調節する	5	5	5	-
		27.ON のときは内気循環、OFF のときは外気導入にする	4	4	4	-
		28.風量調節は AUTO にする。	4	5	5	-
その他		29.交通状況に応じた安全な定速走行に努め、加減速の少ない運転をする	5	5	5	-
		30.減速時は、早めにアクセルから足を離し、エンジンプレーキを積極的に使う	5	5	5	-
		31.不要な暖機運転はせず、エンジンをかけたらずぐ出発する	5	5	5	-
		32.出発前に走行ルートや渋滞などの道路交通情報をチェックする	4	4	4	-
	33.タイヤの空気圧をこまめにチェックする	4	4	4	-	
	34.不要な荷物は積まない	4	4	5	-	
36.緑地等の保護のため前向き駐車に努める	5	5	5	-		

※市職員による環境率先行動の各項目に対する自己評価は、平成23年度をもって終了。

第4四半期は省略した。

資料編 別表2

別表3 グリーン調達率（平成23年度）

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
1	コピー用紙	78,750,494	11,250	78,761,744	100%	99.99%
2	フォーム紙	3,402,700		3,402,700	100%	100.00%
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	2,015	500	2,515	100%	80.12%
4	印刷用紙（カラー用紙を除く）	45,357,853	6,177,456	51,535,309	100%	88.01%
5	印刷用紙（カラー用紙）	1,384,456	2,760,000	4,144,456	100%	33.41%
6	トイレットペーパー	421,143		421,143	100%	100.00%
7	ティッシュペーパー	43,401	7,135	50,536	100%	85.88%
8	シャープペンシル	1,213		1,213	100%	100.00%
9	シャープペンシル替芯	489		489	100%	100.00%
10	ボールペン	10,026	560	10,586	100%	94.71%
11	マーキングペン	12,934	21	12,955	100%	99.84%
12	鉛筆	439		439	100%	100.00%
13	スタンプ台	3		3	100%	100.00%
14	朱肉	111		111	100%	100.00%
15	印章セット	2		2	100%	100.00%
16	印箱	1		1	100%	100.00%
17	ゴム印	29,510	28	29,538	100%	99.91%
18	回転ゴム印	23		23	100%	100.00%
19	定規	34		34	100%	100.00%
20	トレー	60		60	100%	100.00%
21	消しゴム	2,176		2,176	100%	100.00%
22	ステープラー〔ホッチキス〕 （汎用型）	224	9	233	100%	96.14%
23	ステープラー（汎用型以外）	3	5	8	100%	37.50%
24	ステープラー針リムーバー （ホッチキスの針抜き）	19		19	100%	100.00%
25	事務用修正具（テープ）	2,355		2,355	100%	100.00%
26	事務用修正具（液状）	602		602	100%	100.00%
27	クラフトテープ	2,251	52	2,303	100%	97.74%
29	粘着テープ（布粘着）	14,980		14,980	100%	100.00%
30	両面粘着紙テープ	2,546		2,546	100%	100.00%
31	製本テープ	245	6	251	100%	97.61%
32	ブックスタンド	75		75	100%	100.00%
33	クリップケース	1		1	100%	100.00%
34	はさみ	90		90	100%	100.00%

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
35	マグネット (玉)	77		77	100%	100.00%
36	マグネット (バー)	121	5	126	100%	96.03%
37	テープカッター	196		196	100%	100.00%
38	パンチ (手動)	9		9	100%	100.00%
39	紙めくりクリーム		7	7	100%	0.00%
40	OA クリーナー (ウェットタイプ)	163		163	100%	100.00%
41	OA クリーナー (液タイプ)	8		8	100%	100.00%
42	ダストブローア	27		27	100%	100.00%
43	メディアケース (FD・CD・MO用)	120		120	100%	100.00%
44	マウスパッド	29		29	100%	100.00%
45	丸刃式紙裁断機	2		2	100%	100.00%
46	カッターナイフ	82		82	100%	100.00%
47	カッティングマット	5		5	100%	100.00%
48	デスクマット	6		6	100%	100.00%
49	絵筆	8		8	100%	100.00%
50	のり (液状) (補充用を含む。)	2,320		2,320	100%	100.00%
51	のり (澱粉のり) (補充用を含む。)	25		25	100%	100.00%
52	のり (固形)	6,525		6,525	100%	100.00%
53	のり (テープ)	1,138		1,138	100%	100.00%
54	ファイル	64,205	35	64,240	100%	99.95%
55	バインダー	99		99	100%	100.00%
56	ファイリング用品	5,036	5,004	10,040	100%	50.16%
57	つづりひも	31,261	600	31,861	100%	98.12%
58	カードケース	123	500	623	100%	19.74%
59	事務用封筒 (紙製)	9,682	450	10,132	100%	95.56%
60	窓付き封筒 (紙製)	1,020		1,020	100%	100.00%
61	ノート	1,610	63	1,673	100%	96.23%
62	パンチラベル	56		56	100%	100.00%
63	タックラベル	327		327	100%	100.00%
64	インデックス	7,554		7,554	100%	100.00%
65	付箋紙	11,135		11,135	100%	100.00%
66	付箋フィルム	300		300	100%	100.00%
67	黒板拭き	487		487	100%	100.00%
68	ホワイトボード用イレーザー	380	38	418	100%	90.91%
69	額縁	218		218	100%	100.00%

資料編 別表3

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
70	ごみ箱	2		2	100%	100.00%
71	リサイクルボックス	2		2	100%	100.00%
72	名札 (机上用)	40		40	100%	100.00%
73	名札 (衣服取付型・首下げ型)	1,014		1,014	100%	100.00%
74	チョーク	126,250		126,250	100%	100.00%
75	グラウンド用白線	7,743	40	7,783	100%	99.49%
76	梱包用バンド	445		445	100%	100.00%
77	いす	2,531		2,531	100%	100.00%
78	机	1,971		1,971	100%	100.00%
79	棚	107	1	108	100%	99.07%
80	収納用什器 (棚以外)	26		26	100%	100.00%
81	掲示板	2		2	100%	100.00%
82	ホワイトボード	15	1	16	100%	93.75%
83	コピー機 (リース、レンタルを含む。)	1		1	100%	100.00%
84	複合機 (リース、レンタルを含む。)	426	42	468	100%	91.03%
85	拡張性のあるデジタルコピー機 (リース、レンタルを含む。)	3		3	100%	100.00%
86	電子計算機 (リース、レンタルを含む。)	31		31	100%	100.00%
87	プリンタ (リース、レンタルを含む。)	34	1	35	100%	97.14%
88	ファクシミリ (リース、レンタルを含む。)	326		326	100%	100.00%
89	スキャナ (リース、レンタルを含む。)	2		2	100%	100.00%
90	磁気ディスク装置 (リース、レンタルを含む。)	3		3	100%	100.00%
91	シュレッダー (リース、レンタルを含む。)	1		1	100%	100.00%
92	デジタル印刷機 (リース、レンタルを含む。)	600		600	100%	100.00%
93	記録用メディア	672	38	710	100%	94.65%
94	一次電池又は小形充電式電池	4,279		4,279	100%	100.00%
95	電子式卓上計算機	26	4	30	100%	86.67%
96	トナーカートリッジ (リース、レンタルを含む。)	315	41	356	100%	88.48%
97	インクカートリッジ (リース、レンタルを含む。)	1,107	180	1,287	100%	86.01%
98	掛時計	85	25	110	100%	77.27%
99	プロジェクタ	3		3	100%	100.00%
100	電気冷蔵庫	6		6	100%	100.00%
101	電気冷凍庫	2		2	100%	100.00%
102	電気冷凍冷蔵庫	14		14	100%	100.00%

資料編 別表3

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
103	テレビジョン受信機	3		3	100%	100.00%
104	電子レンジ	1		1	100%	100.00%
105	エアコン	13	2	15	100%	86.67%
106	ストーブ	63	5	68	100%	92.65%
107	ガス温水機器	1		1	100%	100.00%
108	ガス調理機器	1		1	100%	100.00%
109	蛍光灯照明器具	36		36	100%	100.00%
110	LED 照明器具	7	4	11	100%	63.64%
111	蛍光灯ランプ（直管型：大きさの区分 40 型蛍光灯ランプ）	6,519	25	6,544	100%	99.62%
112	電球形状のランプ	69	5	74	100%	93.24%
113	自動車	22		22	100%	100.00%
114	一般公用車用タイヤ	82	152	234	100%	35.04%
115	2 サイクルエンジン油	20		20	100%	100.00%
116	消火器	75		75	100%	100.00%
117	制服	12		12	100%	100.00%
118	作業服	1,481	1	1,482	100%	99.93%
119	帽子	2	139	141	100%	1.42%
120	マットレス		3	3	100%	0.00%
121	作業手袋	5,440	226	5,666	100%	96.01%
122	ブルーシート	150		150	100%	100.00%
123	旗	28	34	62	100%	45.16%
124	のぼり	200	302	502	100%	39.84%
125	幕	109	19	128	100%	85.16%
126	モップ	214	209	423	100%	50.59%
127	作業用手袋	4,800		4,800	100%	100.00%
128	ブルーシート	300		300	100%	100.00%
129	一次電池	336		336	100%	100.00%
130	アルファ化米	34,600		34,600	100%	100.00%
総計		129,789,496	8,965,223	138,754,719	100%	93.54%

※ 183 の特定調達品目の内、調達実績が無かった品目については掲載を省略している。

※ 表中の色付きの項目は、グリーン率が 90%を下回った項目

参考資料

1 環境行政年表（直近5年）

年	市	国・県
19年度	4月 渡刈クリーンセンター供用開始 プラスチック製容器包装資源化施設稼働開始 6月 環境学習施設「eco-T」オープン エコマネーセンター開設 7月 第16回湿地サミットを豊田市で開催 第2回環境審議会（諮問） 9月 3か所目のエコシールセンターオープン 10月 第3回環境審議会 11月 市内19ゴルフ場と「ゴルフ場に関する環境保全協 定書」締結	4月 温泉法の一部改正 5月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正 （局地汚染対策及び流入車対策追加） 6月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正 21世紀環境立国戦略を閣議決定 エコツーリズム推進法の公布 7月 「あいちエコチャレンジ21」（温暖化防止県民運動）キックオフ 8月 （県）第10次鳥獣保護事業計画を策定 9月 愛知県分別収集促進計画（第5期）策定 11月 第三次生物多様性国家戦略の策定 温泉法の一部改正 12月 COP13及び京都議定書第3回締約国会議（COP/MOP3） 開催（バリ島）
	2月 「レジ袋削減に関する協定」締結式 「第7回とよたエコライフ賞」表彰 3月 第4回環境審議会 環境審議会の中間答申 豊田市地球温暖化防止行動計画策定 豊田市一般廃棄物処理基本計画策定	3月 京都議定書目標達成計画改定 愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の改正 第3次愛知県環境基本計画策定 愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正
20年度	4月 レジ袋無料配布中止の本格実施 5月 第1回環境審議会 10月 第20回星空の街・あおぞらの街全国大会を豊田市で開催 「環境の保全を推進する協定」1社目の締結 第2回環境審議会 環境審議会の答申 12月 第3次豊田市環境基本計画策定	4月 エコツーリズム推進法施行 （県）水循環再生地域行動計画を公表 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正の施行 5月 新・ゴミゼロ国際化行動計画策定 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催地が愛 知・名古屋に正式決定 6月 生物多様性基本法公布・施行 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（事業者単位 での温室効果ガスの算定・報告等） 7月 低炭素社会づくり行動計画閣議決定 10月 愛知県立自然公園条例の改正 12月 COP14及び京都議定書第4回締約国会議（COP/MOP4） 開催（ボズナニ）
	1月 国により環境モデル都市として選定される 2月 「第8回とよたエコライフ賞」表彰 3月 豊田市産業廃棄物基本計画策定 豊田市環境モデル都市アクションプラン（ハイブ リッド・シティとよたプラン）策定 水環境共働ビジョン策定	3月 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画策定 COP10 あいち・なごや開催計画を策定 あいち自然環境保全戦略を策定 県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正（CASBEE あいち）
21年度	5月 豊田市共通シール（エコシール）制度終了 6月 とよたエコポイント制度開始 7月 第1回環境審議会（諮問） 9月 エコファミリー制度創設 10月 第2回環境審議会 12月 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 改正 豊田市一般廃棄物処理施設条例改正	4月 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の公布 5月 （国）エコポイント活用によるグリーン家電普及促進事業の実施 6月 国が温室効果ガスの中期目標発表 自然公園法及び自然環境保全法の一部改正（生態系維持回復 事業の追加等） 10月 （県）グリーンニューディール基金条例の公布・施行
	1月 環境モデル都市シンポジウム in 豊田 開催 2月 第3回環境審議会の開催 プラグインハイブリッド車導入 「第9回とよたエコライフ賞」表彰 2010愛知環境賞優秀賞受賞（とよたエコライフ倶楽部） 3月 自然観察の森新ネイチャーセンター竣工 緑のリサイクルセンター竣工 低炭素社会推進基金創設	

年	市	国・県
22年度	5月 第1回環境審議会の開催 とよたエコドライブプロジェクト実行委員会設立 6月 自然観察の森新ネイチャーセンターオープン 7月 緑のリサイクルセンター供用開始 9月 第2回環境審議会の開催 10月 市民へのプラグインハイブリッド車貸出開始	5月 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」、[「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」]の公布 6月 生物と文化の多様性に関する国際会議開催（モンテリオール） 10月 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催
	2月 「第10回とよたエコライフ賞」表彰 環境モデル都市講演会開催	3月 海洋生物多様性保全戦略策定
23年度	5月 里山くらし体験館すげの里オープン	4月 「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布 6月 「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（ESD実施計画）の改訂 「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 8月 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」公布
	12月 リサイクルステーションでのエコポイント発行開始	9月 第2回生物多様性条約締約国会議議長国会合
	1月 環境モデル都市講演会開催 2月 「第10回とよたエコライフ賞」表彰 エコ改修校舎完成（土橋小学校） 全国学校・園庭ビオトープコンクール「環境大臣賞」受賞（寿恵野小学校）	3月 「地球温暖化対策のための税」の導入等を盛り込んだ「租税特別措置法等の一部を改正する法律」及び「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」公布

2 環境部の業務内容(平成 24 年度)

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	環境政策課	(1) 環境に係る政策立案に関すること。 (2) 環境に係る調査及び調整に関すること。 (3) 環境基本計画に関すること。 (4) 環境マネジメントシステムに関すること。 (5) 職員の環境率先行動の管理に関すること。 (6) 自然保護に関すること。 (7) 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関すること。 (8) グリーン購入の普及促進に関すること。 (9) 環境学習及び環境啓発に関すること。
	環境保全課	(1) 公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関すること。 (2) 環境の常時監視及びその他環境調査に関すること。 (3) 大気測定局の管理に関すること。 (4) 公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組みに関すること。 (5) 環境影響評価に関すること。 (6) 化学物質等の環境リスクに係る取組みに関すること。 (7) 環境保全に係る取組み及び調査研究に関すること。 (8) 環境の状況等の周知に関すること。 (9) 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関すること。
	廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 (2) 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (3) 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 (4) 産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 (5) 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関すること。 (6) 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関すること。 (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に係る許可及び指導に関すること。
	ごみ減量推進課	(1) 清掃事業の総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。 (3) 一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (5) ごみの発生抑制及び排出抑制の普及促進に関すること。 (6) ごみの資源化及びリサイクルの普及促進並びに支援活動に関すること。 (7) 環境委員活動の支援に関すること。 (8) ごみの統計資料等の作成に関すること。 (9) 清掃事務所及び資源化施設(プラスチック製容器包装資源化施設を除く。)の管理に関すること。

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	清掃業務課	(1) ごみの分別収集に関すること。 (2) ごみ袋の販売あっせんに関すること。 (3) 粗大ごみに関すること。 (4) ごみの不法投棄に関すること。 (5) し尿の収集に関すること。 (6) し尿の収集業務委託及び委託業者の指導に関すること。 (7) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 (8) 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること。 (9) 公衆便所の整備及び維持管理に関すること。
	清掃施設課	(1) 一般廃棄物処理施設の運営管理に係る総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理施設の整備に関すること。 (3) 一般廃棄物処理手数料(清掃施設課所管施設に限る。)の徴収に関すること。
	渡刈クリーンセンター及びプラスチック製容器包装資源化施設	(1) 施設の維持管理及び補修に関すること。 (2) 施設の運転管理に関すること。 (3) 一般廃棄物の焼却及び資源化並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること。 (4) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
	藤岡プラント	(1) 施設の維持管理及び補修に関すること。 (2) 施設の運転管理に関すること。 (3) 一般廃棄物の焼却及び焼却残さの処分に関すること。 (4) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
	緑のリサイクルセンター	(1) 施設の維持管理及び補修に関すること。 (2) 施設の運転管理に関すること。 (3) 一般廃棄物(刈草、せん定枝及び食品残さに限る。)の資源化及び有効利用に関すること。
	グリーン・クリーンふじの丘	(1) 一般廃棄物の埋立処理及び廃棄物の再生処理に関すること。 (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 (3) グリーン・クリーンふじの丘の運営管理に関すること。 (4) 砂川衛生プラントの運営管理に関すること。

3 開発に関する法規制等(平成24年3月31日現在)

(1) 土地に関する規制

規制に関わる項目		所管(市ではない場合)	市の担当課	規制などの内容
農地	農用地		農政課	農振除外(農用地以外の目的)
	一般農地		農業委員会	農地転用許可、届出(農地以外に転用)
山林	保安林	豊田加茂農林水産事務所	無し	指定の解除、行為許可等
	地域森林		森林課	伐採の届出(立木の伐採)
		豊田加茂農林水産事務所	無し	林地開発許可(1ha超の開発)
林道	林業目的以外で通行する場合等		森林課	使用許可等
道路	工事の承認		土木管理課	道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	占用許可		土木管理課	道路を占用する場合
河川	工事の承認		土木管理課	河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可		土木管理課	河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可		土木管理課	土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地			土木管理課	都市計画法第32条協議(従前の道水路を含む場合)
国定公園	特別地域	西三河県民事務所	開発審査課	特別地域内行為許可(禁止行為あり)
	普通地域	西三河県民事務所	開発審査課	普通地域内行為届出
要措置区域等(土壌汚染対策法)			環境保全課	土地の形質の変更の禁止、届出等
指定区域(廃棄物処理法)			廃棄物対策課	土地の形質の変更の届出
風致地区			都市計画課	風致地区内行為許可
生産緑地地区			都市計画課	生産緑地地区内における行為の制限
砂防指定地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	砂防指定地内行為許可
急傾斜地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	地すべり防止区域内行為許可
土砂災害の指定区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	特定の開発行為許可
宅地造成規制区域			開発審査課	宅地造成規制に関する許可
保護動植物の生息地			環境政策課	区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地			文化財課	埋蔵文化財包蔵地の形状変更
指定緑地			公園課	指定緑地内についての行為

(2) 行為に関する規制

規制項目	規制及び許可などの内容	所管(市ではない場合)	市の担当課
開発行為等	建築物等の建築等を目的とする造成行為	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	大規模行為届出	西三河県民事務所 (豊田庁舎)
土地改変	3,000m ² 以上の土地の改変	届出(法、県条例)	環境保全課
	廃棄物が地下にある土地の形質の変更	届出(廃棄物処理法)	廃棄物対策課
建築物等	建築物・工作物の構造	確認申請	建築相談課
	建設リサイクル法に基づく建設工事	届出	建築相談課
工場立地	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積が 3,000 m ² 以上の工場	届出	西三河県民事務所 (豊田庁舎) ※H24.4.1~ 市の所管に変更
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
	産業廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
雨水浸透阻害行為	境川・猿渡川流域内での 500 m ² 以上の雨水浸透阻害行為	行為許可	河川課

(3) 行政的指導

指導に関する項目及び指導事項の内容				市の担当課
水質保全等	矢作川水系	3000 m ² 以上の開発	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	環境政策課
		公共事業	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	河川課
		汚水に関すること		環境保全課
	矢作川・境川水系	開発行為等	雨水流出抑制機能の充実	河川課
温暖化防止	駐車場、自動車ターミナルその他自動車等が出入りする場所を管理するも者	使用者に対しアイドリング・ストップ実行の周知	環境政策課	

4 環境関連例規

(1) 条例（平成24年3月31日現在）

【環境保全】

○豊田市環境基本条例（H8.9.30 全部改正／H17.7.13 改正／環境政策課）

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

○豊田市の環境を守り育てる条例（H18.3.30 制定／環境政策課）

市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

【環境衛生】

○豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（H5.3.31 全部改正／H. 22.12.24 改正／ごみ減量推進課）

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物を減量し、並びに廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

○豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（H18.3.30 制定／H23.3.31 改正／廃棄物対策課）

産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

○豊田市一般廃棄物処理施設条例（S37.3.27 制定／H21.12.24 改正／清掃業務課・清掃施設課）

豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例（H17.9.30 制定／H23.6.30 改正／廃棄物対策課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

○豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例（H24.3.30 制定／廃棄物対策課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めている。

○豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（H11.3.29 制定／H12.12.22 改正／清掃施設課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続きと、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。

○豊田市浄化槽保守点検業者登録条例（H9.12.24 制定／H24.4.1 改正／下水道施設課）

浄化槽による、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

【都市計画】

○豊田市屋外広告物条例（H9.12.24 制定／H23.12.28 改正／都市計画課）

屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致

を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。

○**豊田市景観条例**（H20.3.28 制定／H22.3.24 改正／都市計画課）

景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることを目的とし、良好な景観の形成に関して必要な事項を定めている。

○**豊田市市街地における緑の保全条例**（H元.3.27 制定／H4.7.1 改正／公園課）

市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。

○**豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例**（H5.3.31 制定／H22.12.24 改正／建築相談課）

建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

【下水道】

○**豊田市公共下水道条例**（S61.9.20 制定／H22.12.24 改正／(上下水)総務課・下水道施設課）

下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

【市民施設】

○**豊田市自然観察の森条例**（H2.3.28 制定／H22.3.24 改正／環境政策課）

豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

（２）告示（平成24年3月31日現在）

●**区域指定等**

○**環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定**

（H24.3.23 告示／環境保全課）

○**騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定**

（H10.3.13 告示／H17.3.29 改正／環境保全課）

○**振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定**

（H10.3.13 告示／H17.3.29 改正／環境保全課）

○**悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定**

（H17.3.29 告示／H20.5.29 改正／環境保全課）

○**屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定**（H10.3.31 告示／H17.2.17 改正／都市計画課）

○**良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定**

（H13.9.18 告示／H17.2.17 改正／都市計画課）

○**廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定**

（H18.2.22 告示／H19.4.19 告示／H21.2.6 告示／廃棄物対策課）

5 環境関連資料

●発行物

名 称	担当課	発行年月	内 容
豊田市環境基本計画	環境政策課	H20.12	本市の環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すもの (計画期間:平成 20～29 年度)
平成 24 年版 環境調査報告書	環境保全課	H24.9	平成 23 年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告
平成 24 年版 清掃事業の概要	ごみ減量推進課	H24.9	平成 23 年度の清掃事業の概要
平成 24 年 豊田市下水道年報	経営管理課	H24.8	平成 23 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 (2012 年度版ごみカレンダー)	ごみ減量推進課	H24.3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	ごみ減量推進課	H24.3	ごみの分別の方法や資源リサイクル等をわかりやすく解説

●自然シリーズ

題 名	発行年月	題 名	発行年月
豊田の昆虫Ⅲ (猿投山の昆虫 1)	H 1. 3	豊田の魚Ⅱ (池沼編)	H 8.12
豊田の昆虫Ⅳ (猿投山の昆虫 2)	H 2. 3	豊田のクモ	S62. 3
豊田の昆虫Ⅴ (チョウとガ)	H12. 3	豊田の名木	H 5. 3
豊田の植物Ⅶ (帰化植物)	S56. 3	豊田市の活断層と地震	H11. 3
豊田の植物Ⅹ (野草の花)	H 6. 3	豊田市自然環境基礎調査報告書	H17. 4
豊田の植物ⅩⅠ (樹木の花)	H10. 3	豊田の生きものたち～生物多様性を知る～	H21. 5
豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑Ⅰ	H13. 3		

6 とよたエコアクションプラン（豊田市環境率先行動計画 兼 豊田市地球温暖化防止実行計画）

I 基本的事項

1 計画改定の背景

本市は、市自らが、事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画として平成 11 年 11 月に「とよたエコアクションプラン」（以下、「計画」といいます。）を策定し、全職員が日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減など環境負荷の低減について組織的に取組みを始めました。

平成 13 年 4 月には地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」といいます。）に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画としての内容を併せ持つ計画に改定しました。

また、平成 22 年度からはエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。平成 20 年 5 月改正。以下「省エネ法」といいます。）に基づき、全ての公共施設においてエネルギーの使用の合理化が求められたため、省エネ法の規制に合致した計画に改定します。

2 計画の目的

温対法及び省エネ法に基づき、豊田市が排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、本市職員が日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減します。同時に、本市職員自らが率先行動に立ち上がることにより、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的とします。

3 計画の期間

平成 12 年度から平成 32 年度までの 20 年間（11 年間延長）

4 計画の適用範囲

計画の適用範囲は、豊田市の全職員（臨時職員を含みます。）及び豊田市有の全施設において実施する事務及び事業とします。

5 推進体制

豊田市環境マネジメントシステム要綱の体制に準じ、実行部門を定め、環境管理責任者（環境部長）、エコアクション推進責任者（調整監等）及びエコアクション推進員（所属長等）、エコアクション担当者を置くものとします。

II 目標

市の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの排出量に関する目標を定めます。

1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス総排出量に関する目標の対象は、CO₂、CH₄、N₂Oとします。HFC、PFC、SF₆については、把握が困難であるため対象から除きます。

2 目標値

平成 22 年度を基準年として、温室効果ガスを毎年度 3%ずつ削減することにより、平成 32 年度の温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 30%削減することを目標とします。

温室効果ガス排出量に関する目標値
○平成 32 年度の温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 30%削減。

なお、一般廃棄物の焼却及び下水の処理に伴い排出される温室効果ガスは、市民、事業者を含めた市内の全ての主体から排出されると考えるべきものであるため、削減目標で使用する排出量からは除外

する。ただし、一般廃棄物処理及び下水道処理量を把握することにより、市の事務及び事業に関する温室効果ガス総排出量の算定は行うものとします。

Ⅲ 取組

1 取組目標の設定

計画の目的及び温室効果ガスの排出量に関する目標の達成に向けて、具体的な資源・エネルギーの削減の目安として、これらの使用に関して実行部門単位の目標を定めます。

(1) 対象とする項目

以下の資源・エネルギーの使用に関する項目（以下、「資源エネルギー使用量等」とします。）について実行部門ごとに削減目標を定めます。ただし、これ以外の資源・エネルギーについても削減に努めます。

- ① 電気使用量
- ② 都市ガス使用量
- ③ A重油使用量
- ④ 灯油使用量
- ⑤ 液化石油ガス（LPG）使用量
- ⑥ 軽油使用量
- ⑦ 揮発油使用量
- ⑧ その他省エネ法に定められるエネルギー使用量
- ⑨ 公用車用軽油燃費
- ⑩ 公用車用ガソリン燃費
- ⑪ 印刷用紙使用量
- ⑫ 上水道使用量

なお、⑧、⑨についてはそれぞれの燃料の使用量を、その燃料を使用する公用車の走行距離で割ったものとします。

(2) 目標値

各実行部門は、実行部門全体で使用した資源エネルギー使用量等を、平成 22 年度の資源エネルギー使用量等を基準として、項目ごとに毎年度 3%ずつ削減します。これにより、各実行部門全体の平成 32 年度の資源エネルギー使用量等を項目ごとに、平成 22 年度比で 30%削減することを目標とします。

各実行部門全体の資源エネルギー使用量等に関する目標（項目ごとに設定）

○平成 32 年度の資源使用量等を平成 22 年度比で 30%削減。

2 取組内容

本市では、計画の目的の達成にむけて以下の項目に取り組みます。なお、具体的な手順については、別に定めるとよたエコアクション手順書に従うものとします。

- ① 省資源、省エネルギーの推進
- ② 環境に配慮した製品の使用
- ③ 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ④ 車両の適正使用・エコドライブ及びエコカーの導入促進
- ⑤ 公共工事、施設の維持・管理における環境配慮

また、特に②、④及び⑤に関しては、とよたエコアクション手順書以外にそれぞれ、別に定める「豊田市グリーン調達方針」、「公用車へのエコカー導入方針」及び「公共工事に関する環境配慮指針」にもとづくものとします。

改正履歴

年月日	内 容
平成 10 年 6 月 1 日	環境にやさしい市内率先行動ステップ 1「環境都市できることから一歩ずつ」運動
平成 11 年 4 月 19 日	環境対策監会議に「市内率先行動計画策定分科会（会長：総務部環境対策監）」を置く
平成 11 年 11 月 1 日	事業者・消費者としての環境保全に向けた率先行動計画「とよたエコアクションプラン」策定（市長決定）
平成 12 年 11 月 24 日	本庁で I S O 14001 を認証取得
平成 13 年 3 月 16 日	「とよたエコアクションプラン」改定 地球温暖化防止実行計画を併せ持つ計画とする
平成 15 年 3 月 25 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 17 年 3 月 30 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 19 年 9 月 19 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 19 年 11 月 19 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 20 年 8 月 19 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 24 年 3 月 30 日	「とよたエコアクションプラン」改定

環 境 方 針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、私たちの生活が豊かになる一方で、様々な形で環境への負荷をもたらし、地球環境を大きく変化させようとしています。そうした中、市民の環境に配慮したライフスタイルへの関心が高まりを見せていますが、廃棄物の増加や身近な自然の減少などの地域環境問題をはじめ、化石燃料の使用増加による地球温暖化問題など、私たちを取り巻く環境は一層悪化しています。そのような状況を改善し、次世代によりよい地球を残していくことは、私たちの大きな使命です。

そのため、直面する一つひとつの課題を克服し、持続可能で自然豊かな環境にやさしいまちづくりを進めていきます。そして、地球環境も健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、地域の特性や風土を活かした市の施策、事務事業を進めます。また、市役所自らが率先して、市の施策、事務事業を進める上で、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいきます。

基本方針

- 1 基本理念を踏まえ、本市がめざす「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会像を実現するため、様々な環境関連施策を推進していきます。そして、この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
- 2 環境に関する法令等を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 3 全職員等が環境方針を認識し、この方針に沿った活動を維持し、継続的に実践できるよう研修、訓練を実施します。
- 4 市民等からの意見や提案を積極的に受け入れ、本市の事務事業に反映します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成 24 年 4 月 1 日

平成 24 年版
環 境 報 告 書

平成 2 5 年 2 月

発 行 豊 田 市
編 集 環 境 部 環 境 政 策 課

〒471-8501 豊田市西町3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp

